二　歳入及歳出

統監府時代以來の財政制度の整理、肅正と併合後の文化施設の進展に伴ひ、歳入、歳出共に項目の變遷、總額の增加を見たが、昭和七年度の歳出入に就て其の科目を擧ぐれば左の如くである。（單位千圓）

歳入

科目	收入濟額
○經常部	
租稅	四一、一六六
印紙收入	一一、七六〇
官業及官有財産收入	一二一、〇二九
雜收入	二、四六四
合計	一七六、四一九
○臨時部	
官有物拂下代	六六〇
寄附金	六
補充金	一二、九一四
一般會計受入金	—
公債金	一四、〇三五
借入金	—
南滿洲鐵道株式會社納金	—
治水事業費分擔金	九五
前年度剩餘金繰入	七、一七一
國債償還資金獻納金	—
朝鮮醫院及濟生院特別會計收入未濟金收入	—
事業費資金借入金	九、〇〇〇
合計	四三、八八一
總計	**二二〇、三〇〇**

歳出

科目	支出濟額
○經常部	
朝鮮神宮費	七〇
李王家歳費	一、八〇〇
總督府	三、六四〇
裁判所及供託局	三、四二三
刑務所	四、二九七
地方廳	二八、八五五
京城帝國大學	一、七二〇
學校及圖書館	一、三一四
警察官講習所	一七六
稅關	一、一〇二
農事試驗場	三九七
獸疫血淸製造所	二二三
中央試驗場	六七
水産試驗場	一七五
林業試驗場	一四六
專賣局	二一、三二六
鐵道作業費	四六、八七五
營林費	三、三六〇
遞信費	一二、六四〇
社會事業施設費	一六六
國債整理基金特別會計繰入	二二、六五八
恩給負擔金	三、三五五
諸支出金	一、〇八七
種馬牧場	一〇
穀物檢査所	五九四
豫備金	—
合計	一五九、四七六
○臨時部	
朝鮮部隊費	四六
林野調査委員會費	七五
調査及試驗費	四九五
補助及奬勵費	一六、〇四三
營繕費	二、四四三
土木費	六、八六〇
鐵道建設及改良費	一八、九〇七
森林産物利用施設費	一一〇
砂防事業費	一、二〇四
地籍及地形圖整理竝ニ國有地處分費	八四
教員學生海外派遣費	六八
臨時朝鮮語奬勵費	四六
耕地改良及擴張費	三、九六五
國有林調査處分費	四九
國有緣故林特別處分費	一五二
國境稅關臨時諸費	五〇
臨時特別手當	三〇〇
對在外鮮人施設費	一、三二〇
朝鮮史編纂費	五五
臨時取締費	五九七
租稅制度改正準備費	—
貯金奬勵費	—
臨時教科書編纂費	—
地方土木工事指導監督費	九五
災害費	二八〇
平壤其ノ他事件善後費	九八〇
滿洲事件費	四一〇
●公債端金	二七
臨時國境警備費	三五七
合計	五五、〇一八
總計	**二一四、四九四**

第二　租　税

一　税制の沿革

併合以前に於ける主なる租税は地税及戸税の二種であつた。地税の課税臺帳は量案と稱し、二十年毎に課税の客體及納税主體の異動を調査して之を定むる制であり、又戸税は主要市街地以外に於て一戸を構ふる者に對し課徴せられるものであり、兩者共古來物納制であつた。然るに當路官憲は擅に課税標準を增減又は隱蔽して中央政府に詐報するを常習と爲し、之が爲國庫の收入は年々減少する狀況であつた。

我が國が保護政治を行ふに至るや鋭意税制の整理に着手し、先づ會計法の勵行を圖り、徴税事務を改正して之を地方官の管掌より分離し、樞要の地に財務監督局及財務署を置き面を補助機關として徴税の衝に當らしめ、又從來の地税率に一大整理を加へ宮内府所管の諸税を國庫に歸屬せしめ、他方諸種の新税を制定し以て積年の弊風を矯正し、人民の負擔の公平と國庫の充實を圖ることを期し、併合後に於ても此の施設を繼承すると共に、他方文化施設の擴充に伴ふ經費膨脹に應ずる爲租税の增徴新課を行つた。

然れども從來朝鮮の租税は財政上當面の須要に應ずる爲隨時之を制定したるものなるが故、體系整はず課税一方に偏し、屈伸力に乏しき憾あり、之が根本的改正の必要が認められて居たが偶々大正十四年度に於ける内地の税制整理に伴ひ、朝鮮に於ても大正十五年税制調査委員會を創設し、其の審議を經て(一)一般所得税を租税體系の中樞となし、(二)收益税の組織を整備し一般所得税の補完税と爲し、(三)消費税又交通税等を以て租税體系を完からしめることを根本原則と爲すと共に、朝鮮の民度及經濟の實情に適合せしめ、又産業發達の狀況に鑑み税源の涵養を考慮し負擔の均衡を圖ると共に税制に屈伸力あらしめ、財政の需要に應ぜしめ、社會の實情に鑑み社會政策を加味する等、必要なる事項の改正を爲す方針の下に第一次實行案を作成し、之に基き先づ營業税及資本利子税を創設すると共に所得税を改正し、酒税を引上ぐると共に生活必需品たる砂糖消費税及綿織物移入税を輕減することとし、昭和二年度より實施するに至つた。又徴税機關に付ては明治四十三年總督府官制の實施と共に財務監督局及財務署を廢し、府郡をして租税の課徴を行はしめ、府邑面を以て其の補助機關と爲し、道をして府郡に於ける税務行政を監督せしむることとした。

二　租税制度

イ　地税

舊韓國時代に於ける土地臺帳たる量案は其の記載實地と符合せざるもの多く、地籍の紛亂甚だしかつたので、保護政治後差當り地税徴收臺帳に關する規定を定めて當面の急に應じたが、併合後明治四十三年以來土地調査を行ひ土地所有權の所在を明かにし、大正七年を以て完了し、之に伴ひ土地の收益を基礎として算定したる土地臺帳登録の地價を課税標準と定めた。尚古來地税の納入は土地所有者は殆ど之に與らず、小作人に於て負擔するの舊慣があつたが、性質上直接所有者より之を徴收する方針を採り、大正二年に至り殆ど古來の習慣を改むることを得た。現在地税の課税率は土地臺帳登録の地價の千分の十七である。昭和七年度徴收額一千五百四十二萬二千百九十六圓にして内國税收入の約半を占めて居る。

ロ　所得税

大正九年朝鮮所得税令が實施せられ、朝鮮内の法人にのみ賦課せられ、個人には賦課せられない。尚昭和二年の改正に依り産業助長の目的を以て留保所得、配當所得の區分を廢し、法人の總所得額を課税標準として比例税率

を適用するに至つた。昭和七年度の徴收額は百萬六千八百七十四圓である。

ハ　營業稅

昭和二年創設せられ朝鮮内にて一定の營業を爲す者に課せられるのである。尙其の課稅標準は營業收益でなく、賣上、收入、請負、報償金額等總收益を補捉するに便利な外形標準に依ることとした。昭和七年度徵收額は百二十三萬三千三百六圓である。

ニ　資本利子稅

營業稅と共に昭和二年に創設せられたるものにして、朝鮮内に於て支拂はれる公債及社債の利子に對し、百分の二の課稅率である。昭和七年度の徵收額は三十四萬五千八百八十一圓である。

ホ　登錄稅

明治四十四年先ず會社の登錄稅を設定し、翌四十五年舊制を補正して朝鮮登錄稅令を制定し、數次の改正に依り統一整理し、不動產、船舶、船籍、海員、法人、商業、鑛業權、漁業權、財團抵當權に關し、登記又は登錄を爲す者に賦課せられ、收入印紙を以て納むるを原則とする。

ヘ　鑛稅

併合前より存したる鑛區稅及鑛產稅にして朝鮮鑛業令に依り鑛業權者に賦課し、鑛產稅は鑛產物の價格百分の一の割合を以て之を課し、（重要鑛物なる金、銀、鉛及鐵は之を除外する）鑛區稅は鑛區千坪又は河床延長一町每に一年六十錢を課する。（鑛業權設定後三年間は半額賦課とする）昭和七年度の徵收額は七十四萬四千六百九十九圓である。

ト　取引所稅

大正十年四月より實施し、會員組織に非ざる取引所と取引所所屬の會員又は取引員とに課稅する。取引所には賣買手數料收入金額の百分の十の取引所稅を、會員又は取引員には賣買各約定金額に對し取引物件の區分に從ひ所定の稅率を課する。昭和七年度の徵收額は五十一萬八千六百五圓である。

チ　酒稅

酒稅は明治四十二年に創設せられ朝鮮に於ける間接稅の嚆矢である。其の後大正五年七月新たに酒稅令を制定し舊法を整理補正し賦課方法を改め、爾來經濟界の進步發達に伴ひ、大正八年三月より昭和二年三月に至る間四回に亘りて酒稅令の改正を行ひ、一方斯業の發達上遺憾なきを期して居る。酒稅は朝鮮内で釀造蒸餾又は再製せられ、或は朝鮮に輸移入せられる酒類の石數に從つて課せられるものである。而して創設當時に於ける酒稅の收入年額は僅に二十萬圓に過ぎなかつたものが、昭和七年度に於ては千百三十六萬六千百三十圓に達した。

リ　砂糖消費稅

大正八年に制定せられ課稅率は概ね内地と同樣である。昭和七年度徵收額は二百三十九萬七千十五圓である。

ヌ　印紙稅

内地に於ける印紙稅と等しく、財產權の設定移轉變更若は消滅等を證する爲に證書又は帳簿等を作成する者に課する。

ル　朝鮮銀行券發行稅

朝鮮銀行法に依るものであつて、昭和七年度徵收額は七千三百二十五圓である。

ヲ　骨牌稅

朝鮮骨牌稅令に依るもので同令は昭和六年五月より施行せられ、朝鮮內に於て骨牌を製造し又は之を輸移入する者を納稅者とし骨牌の包裹に印紙を貼用して本稅を納付する。昭和七年度の徵收額は八萬一千七百五十八圓である。

ワ　輸入稅

日韓併合に際し帝國政府は爾後十箇年間從來の關稅據置を宣言し、之と共に朝鮮關稅令、朝鮮關稅定率令及朝鮮陸接國境關稅令等を制定して、右の宣言に抵觸せざる範圍內で數回に亘り輸移出稅の撤廢、一部輸移入稅の免除を行ひ產業貿易の發達を期した。而して大正九年八月右關稅據置期間の滿了に際して、內地と共同の關稅制度に依る根本方針の下に舊法を廢止し、內地現行の關稅法關稅定率法其の他を朝鮮に施行すると共に、當時朝鮮の民度及產業の狀態に鑑み特殊の事情あるもの、即ち煙草、綿羊、馬、鹽、礦油、コークス、材木の七品に對し法律を以て特例稅率を設定した。右の中煙草は專賣實施により、綿羊は大正十五年關稅改正に依り共に廢止し、爾餘のものも其の後事情の變化に伴ひ特例設定の理由殆ど消滅したのみならず、之が存置の爲却て鮮內產業に惡影響を與ふるものがあるので、內鮮關稅統一の實現を期する爲、鹽は昭和五年三月、木材は昭和七年三月迄過渡的措置を講じ、其の他は昭和四年三月限り全部之を撤廢し、關稅定率法の適用を受くるに至つた。

又大正九年の特例に依り、陸接國境の交通の實況に鑑み陸接國境に於ける一般の貨物の輸出又は輸入は朝鮮總督の指定する地點に於てのみ爲すべきこととし、例外として國境隣接地域內の住民が其の地域內に於て收穫又は生產したる物品及此等の住民が作業上必要とする物品の輸出入に付ては關稅法を適用せざることとせられた。昭和七年度輸入稅徵收額は五百二十五萬五千四百圓である。

カ　移入稅

既に內鮮間關稅の統一を見たる以上、從來の移入稅は兩地間に於ける經濟交通の發達を促進し、產業の共同進步に資するため內鮮相互に之を撤廢することとし、內地側は大正九年八月より之を實行したが、朝鮮側に於ては當時財政計畫上總督府歲入中重要なる地位を占むる移入稅の撤廢を行ふ能はず年々延期せられたが、大正十二年內鮮經濟共通の發展を促進するの急務なるを認め、同年四月より有稅移入品中財政上の理由より酒精、酒精含有飮料竝に織物を除き其の他一切の物品に對する移入稅の撤廢を斷行し、之と共に內鮮間の船舶貨物に對する制限は努めて之を綏和した。其の後昭和元年朝鮮稅制の改正に際し、織物中綿織物が民衆生活上の必需品にして、內地に於ては既に本品に對する消費稅の撤廢を實行したる點に鑑み、民衆の負擔輕減の爲從來の稅率の三分の一を減じて從價五分とし昭和二年四月より實施したが、更に財政上の都合に依りては成る可く速に之が撤廢を爲す方針である。尙本稅の昭和七年度徵收額は二百七十一萬七百四圓である。

ヨ　出港稅

內地側は移入稅を撤廢したが朝鮮に於ては之を撤廢し得なかつたのみならず、相互に消費稅制度を異にする爲內地と異つた稅率を適用する輸入貨物及消費稅關係物品の內地移動に對しては出港稅を徵收して、內地、朝鮮間に

於ける消費税及關税の調節を圖つた。昭和七年度出港税徴收額は十二萬五千六百九十四圓である。

タ　噸税

外國貿易の爲外國に往來する船舶が開港に入港したるとき、其の入港毎に登簿噸數一噸又は積量十石に付七錢の割合を以て課せられるものである。但し登簿噸數一噸又は積量十石に付二十一錢の割合で一時に噸税を納付すると、其の港では滿一年間噸税を納むるを要しないことになつて居る。昭和七年度徴收額は三萬二千二百二十七圓である。

第三　專賣

一　煙草

煙草は古來より鮮内各地に耕作せられ、舊韓國政府は之に對する賦課を以て主要財源と爲し、煙草耕作税及販賣税を制定した。併合後大正三年には煙草製造工場の設置地域を限定すると共に、製造税及製造煙草消費税を新設した。其の後煙草製造に對する課税は廢止せられ、且煙葉耕作税は大正七年に於て、自家用以外の生産葉煙草に對し消費税を課することに改正せられた。其の後時勢に鑑み財政收入の增加を期する爲に、大正十年七月より煙草專賣令を實施するに至つたが、然し當時の朝鮮の民度及慣習を尊重して自家用耕作、荒刻の民間製造及販賣、葉煙草賣渡等に關する暫定的例外を認めた。然るに其の後の實績に徴するに各種の犯則多く、甚だしく專賣制度を亂すので成る可く速に此等の制度を撤廢する方針に基き、大正十二年以來政府に於て簡易なる荒刻煙草を製造供給したるに、一般の嗜好に投じ葉煙草賣渡及自家用耕作が著しく減少したので、最早此等の例外的制度を存置する必要なく又他面政府の製造設備竝に販賣機關を漸次完備するに至つたので、葉煙草賣渡は昭和二年限り、自家用耕作及民間荒刻製造は共に昭和四年限り何れも廢止し、玆に完全なる專賣制度を見るに至つた。最近に於ける煙草の耕作、製造及販賣高等を示せば次の通りである。

年度	耕作面積（町）	葉煙草收納高（貫）	賠償金高（圓）	製造額 紙卷（千本）	製造額 刻（貫）	販賣高（圓） 鮮内品	販賣高（圓） 輸移入品	販賣高（圓） 計
昭和五年度	一四、二二七	四、〇二六、九一四	四、五九三、一二二	三、九九五、七六六	四、〇〇四、七八三	三一、六九三、〇一〇	二三、一〇〇	三一、八二六、一一〇
同　六年度	一五、二三三	四、三八四、一八三	四、八〇一、七六三	三、四二四、一八六	三、八二三、四五七	三一、一四九、三七四	九八、七五一	三一、二四九、一二五
同　七年度	一三、六三七	五、三〇九、九二三	五、八五七、八二四	三、五一四、六六八	三、九六八、五九七	三二、〇七六、四四九	九一、二八〇	三二、一六七、七二九

二　人蔘

人蔘は朝鮮の主要産物で、其の品質に於て世界に冠たるものにして、生産品の大部分は古來支那に輸出せられ、夙に政府の專賣品として利得の少なからぬものがあつた。然るに人蔘病害の瀰漫に依る損害の影響を受け一時蔘業は殆ど衰頽に傾いたので、統監府時代明治四十一年紅蔘專賣法を發布し、併合と共に同法を繼續すると共に、政府は特殊機關を設けて各種蔘病の原因及之が豫防に關し、鋭意研究し且取締も嚴重に實行され、一方此等の目的を以て蔘業組合を組織し政府の保護監督の下に蔘業の進歩發達を助長せしめた。越えて大正九年舊法を廢して紅蔘專賣令を公布した。元來人蔘は普通五、六年を經て初めて其の收穫を爲し、之を水蔘と言ひ、紅蔘は水蔘を蒸し更に日光及火熱に依り乾燥して製造するものであり、其の製品は三井物産會社と特約して、同社の手を經て支那に輸出せられ、萬能の靈藥として愛用せられ、近時は同社の手に依り南洋方面の市場をも開拓して居る。而して紅蔘の製造高は水蔘の收納高如何に依るものであるが、明治四十四年度に於ける紅蔘製造斤數二千三百斤に過ぎなかつたもの

が、現在に於ては五萬斤以上に達して居る。然し紅蔘拂下高は其の需要地たる南支那の市況に鑑みて調節の必要があるので、將來市況の變動を來さぬ限り年額三萬五千斤内外に止むると共に、一層精選に留意し品質の向上を圖つて居る。

人蔘收納、製造及販賣高

年度	水蔘收納高	製造高 紅蔘	製造高 尾蔘	販賣 紅蔘	販賣 尾蔘	販賣 副產物	販賣 計
昭和五年	一七〇、七〇九斤	四六、二五九斤	一五、八三八斤	二、三一七、八二〇圓	四七、八四三圓	八三、八〇〇圓	二、四四九、四六三圓
同　六年	一六一、九五二	四三、八一九	一五、四八三	一、九一四、五三九	四六、四〇二	七八、六〇〇	二、〇三九、五四一
同　七年	一六五、一七二	四三、三六四	一五、三九五	一、九七四、二六八	六八、二五五	五七、二九六	二、〇九九、八一九

三　阿片及麻藥類

由來朝鮮には阿片煙吸飲の弊風あり、其の害毒尠くなかつたので舊韓國政府は法令を公布し、阿片煙及煙具の輸入製造販賣を禁じ併合後も政府は之が取締を嚴重にし、明治四十五年に公布された朝鮮刑事令は之が吸飲を禁じ、更に大正八年には朝鮮阿片取締令を發布して罌粟の栽培を制限し、製造阿片は政府が收納し醫藥用及製藥用阿片の賣下は政府の專賣とする等取締勵行の結果、阿片煙の吸飲は殆ど根絶するに至つた。

然るに他方モルヒネ其の他の麻藥類の注射服用は阿片煙の吸飲に比し方法簡便にして法規の制裁も輕く、爲に之が中毒者激增するに至つたので、大正九年阿片條約及國際聯盟の方針に則りモルヒネ類の取締法規を發布し其の輸移入に關しては總督の許可を受けしめ、更に同十二年右法規を改正し所轄警察署に於て身分證明又は認證を受くるに非ざれば、一切右藥品の購入を禁ずる等其の濫用及不正取引の防遏に努めた。然るに當時朝鮮に於けるモルヒネ中毒者は統計に現れた者約五千名あり尙激增の傾向があるので、中毒者を登錄公認して各道に於て國費の補助を得て之が救療を爲し、今後十年間に之が根絶を圖らんことを期し、之に對するモルヒネ類供給の爲昭和四年九月阿片の收納及モルヒネ類の製造、販賣は之を專賣局の事業とし昭和五年三月より事業を開始することになつた。同時にモルヒネ中毒者の登錄をも實施し、昭和七年十二月末に於ては登錄者累計一萬七十五名、現在登錄者は四千六名であつて相當良好の成績を示して居る。

四　鹽

鹽は專賣に非ざるも、朝鮮に於ける天日製鹽は專賣局の經營する所であり、更に鹽の輸移入管理等鹽に關する事務は總て專賣局の所管に屬して居る。

古來朝鮮に於ける鹽の消費は、大部分煎熬式に依る人工製造鹽を以て之に充てたが、製法幼稚にして且高價なる爲逐年支那天日鹽の輸入增加を見るの狀態であつた。故に政府は天日鹽が經濟的見地よりして安價なるに鑑み其の製造を計畫し、明治四十一年京畿道朱安に於て試驗を行ひたるに極めて良好なる結果を得たので、朝鮮に於ける鹽の自給自足を圖る目的を以て、明治四十二年以來平安南道廣梁灣及德洞、京畿道朱安に鹽田の築造に着手し、爾後再三其の擴張を企圖したるも財政緊縮の結果所期の擴張を爲し得ず、結局現在に於ける既成鹽田の實効面積は二、四七四町歩にして、生產額は大體三億五千萬斤内外に過ぎぬのである。

而して朝鮮に於ける鹽の消費量は昭和七年調査に於て年額約五億四千萬斤なるを以て、不足所要量は之を輸入に俟たねばならぬ狀態である。然るに朝鮮に於ける鹽の關稅特例は昭和五年三月限り廢止せられ鹽は無稅となる爲、鮮

內鹽業に及ぼす影響甚大なると共に、一面自由輸入の爲に市場に於ける競爭を誘發し、生活必需品たる鹽をして投機の目的物たらしめる惧れがあるので、政府は鹽價の統制を圖り需給の圓滑を期する爲に、昭和五年度より鹽の輸移入管理を爲すことに決定し、玆に鹽政の確立を見るに至つた。

第四　地方財政

一　概　況

1　道

道は昭和八年三月三十一日迄は道地方費と稱して居たが、同年四月一日より道制の施行に依り道地方費の名稱は廢止せられ道となつた。其の經費は地稅附加稅、所得稅附加稅、戶稅、家屋稅、林野稅（昭和八年度新設）、屠場（畜）稅、特別市場稅、漁業稅、車輛稅、不動產取得稅、特別所得稅等の地方稅を以て財源の本體と爲し、之に國庫補助金及事業に伴ふ收入起債等を加へて其の歲入となし之を以て土木、勸業、教育、衞生等諸般公共事務の費用に供し、又昭和六年度より三箇年繼續事業として窮民救濟事業を起し尙府郡島臨時恩賜金の收入を合併して其の利子を本歲入に加算すると共に、授產費、教育費、凶歉救濟費、社會救濟費の支辨を爲し、其の費用の負擔經理の方法等內地の府縣費と略相似たる所あるも、道費發達の經路と費用の寡少なるとに鑑み、府縣費目中の警察費に該當するものの如きは之を國庫の負擔とし道費の支辨より除外して居る。今之が歲計を見るに明治四十三年度に於て各道を通じて僅に百三十萬圓に過ぎなかつたが、爾來年々民度の向上に伴ひ自然增加を來したのと、臨時恩賜金の收支を合一したのと、戶稅、家屋稅、漁業稅及船稅を國稅より本費に移付せられたのとに內つて道地方費の收支が著しく膨脹し、同九年度以降には諸稅の增稅增收、國庫補助金の增額、道又は國稅たる地稅の增率に伴ふ同附加稅の增額を見たると、敎育機關の擴張、社會救濟事業の進捗、勸業、土木、衞生事業の進展等時運に伴ふ文化的新施設の擴張と、尙大正十四年度に於ては行政整理の結果官立中等學校、道慈惠醫院、測候所竝に消防署が國より道に移管せられたこと等に因り年々著しい增加を來し、尙昭和六年度より窮民救濟事業を起した る爲、歲入出金は頓に增加し昭和七年度に於ては其の歲入歲出總額各五千四百十七萬餘圓となり、之を明治四十三年度に比し約四十倍を示すに至つた。

道地方費歲入歲出豫算

科目	歲入 昭和七年度	歲入 大正十四年度	歲入 明治四十三年度	科目	歲出 昭和七年度	歲出 大正十四年度	歲出 明治四十三年度
地方稅	一七、八五四、一三二圓	一一、三三三、〇三六圓	一、〇〇〇、七一五圓	土木費	二三、四九四、四四五圓	四、三三一、六七九圓	三〇三、四六四圓
地稅附加稅	九、四七七、四七七	四、四二九、七八〇	六〇五、四二七	勸業費	九、三二五、一一三	五、〇五九、六三三	一〇四、四五八
戶稅及家屋稅	五、三三三、一三〇	四、八三一、二五七	—	授產費	一、一六五、〇三〇	一、〇五八、六七八	—
其の他地方稅	三、〇五三、六二四	二、〇七〇、九九九	三九五、二八八	教育費	一一、六一三、六四三	六、九九五、四一二	一六四、二三八
臨時恩賜金受入金	九七八、二四四	九五一、九七九		衞生費	三、三三一、九一四	一、九三三、二七三	三五、二八一
國庫補助金	六、九八三、八五六	五、一五三、八九九	二三五、四二七	地方費取扱費	一、〇二七、〇八五	六四一、九八九	—
其の他	二八、三六一、三〇〇	五、二一二、七八〇	七三、六二七	其の他	四、三三〇、三九二	二、五七〇、〇一一	一三八、八六五
合計	五四、一七七、六二一	三三、六五〇、六九四	一、三〇九、七六六	合計	五一、一七七、六二一	三三、六五〇、六九四	七四六、三〇六

口　府

府の經費は財産收入、使用料、手數料等を以て之を支辨するを原則とするも其の額は多くない。故に歳入の主なるものは使用料にして之に次ぐは府税、府債收入、國庫補助、道費補助、手數料等である。歳出の主なるものは經常部に於ては事務費を最とし水道費、汚物掃除費、土木費之に次ぎ、臨時部に於ては土木費を最とし府債費、水道費等が主なるものである。府税は國税たる地税、所得税、營業税、取引所税及地方税たる家屋税、車輛税、特別所得税に附加税を課するの外特別税を設定し主として戸別税、特別營業税、雜種税、土地坪數割、埋築免税地坪數割、助興税、特別戸別税、土地增價税、特別所得税、臨時建物税、同特別戸別税、同土地税等を課するものである。今之が歳計を見るに其の歳入歳出豫算額は大正三年度に於ては各府を通じて僅に二百十五萬四千八百三十一圓に過ぎなかつたが、爾來年々增加の趨勢を辿り大正十四年度には八百十萬二千五百十八圓となり更に昭和七年度には千八百十四萬六千八百五十圓（内一般經濟一三、一〇〇、八〇〇圓　第一部特別經濟一三、三三三、九八〇圓　第二部同一、七一二、〇七〇圓）に膨脹し、之を大正三年度に比較せば約八倍の增加を示して居る。右の内第一部特別經濟は内地人教育に關する經費、第二部特別經濟は朝鮮人教育に關する經費を一般經濟より分別したものである。

府歳入歳出豫算（一般經濟）

府税	歳入			歳出		
科目	昭和七年度	大正十四年度	大正三年度	科目	昭和七年度	大正十四年度	大正三年度
	圓	圓	圓		圓	圓	圓
使用料及手數料	四、四七〇、七九四	二、〇七四、九三六	一九三、五一八	事務費	一、〇二〇、五〇八	六三〇、九〇八	一八六、五二二
國庫補助金	八二四、一七六	五五一、五〇〇	五四七、一三九	土木費	三、六三四、六二六	二、三七八、六七三	二、三五一、九七八
地方費補助金	四二四、四三九	三三五、九六五	二五、〇五三	水道費	一、四八八、五二七	一、四〇八、一〇一	五三八、七〇四
府債	二、五三七、二三八	一、〇七〇、〇二四	二、六〇、五七四	汚物掃除費	六六九、三〇〇	六三五、八〇四	二五一、九七八
其の他の收入	二、二〇三、七九四	一、八七六、七一〇	五九二、〇二九	府債費	二、四八三、六四四	八九〇、〇二二	五四三、七三三
合計	一三、一〇〇、八〇〇	八、一〇二、五一八	二、一五四、八三一	其の他	三、八〇四、一九八	二、一六九、〇二一	四八三、五六一
				合計	一三、一〇〇、八〇〇	八、一〇二、五一八	二、一五四、八三一

八　邑、面

邑面は地税附加税、營業税附加税、所得税附加税、車輛税附加税、特別所得税附加税及特別税、戸別税等の邑面税を以て財源の本體となし、之に補助金、財産收入、使用料及手數料等を加へて其の歳入となし、之を以て土木に在りては道路橋梁の修繕及渡船、勸業に在りては模範林、苗圃、採種田畓、市場、衞生に在りては屠場、墓地、火葬場、隔離病舍、上水、下水、清潔、消毒、警備に於ては消防及水防等の經費を支辨して居る、之が歳計は其の歳入歳出豫算額大正元年度に於ては約三百萬圓に過ぎなかつたが、主として邑面税の增額と給與及事業費の增額等に因り同九年度に於て一千百餘萬圓となり、更に昭和七年度に於ては二千三百九十餘萬圓を算し、一邑面平均豫算額九千四百九十六圓に達した。

邑面歳入歳出豫算

科目	歳入 昭和七年度	大正九年度	大正元年度
邑面稅	三、六八六、五四〇圓	一〇、〇一三、三三圓	二、七三三、五四四圓
財産收入	一、一九三、五六六	一〇三、〇〇六	—
交付金	一、一三三、六七七	四一六、四三三	一、六四、六〇四
前年度繰越金	一、三八〇、〇〇〇	五一、一四四	六、七一四
使用料及手數料	一、四九四、四一〇	五五、七〇一	—
其の他	四、六六、二三一	一、九一、六〇〇	三四、四六六
合計	三三、三八六、四八〇	八一、一五〇、〇三一	八〇三、六一〇、三一

科目	歳出 昭和七年度	大正九年度	大正元年度
給與	一〇、三六六、四三四圓	六、九六六、一二四圓	二、一三六、五三一圓
事務所費	二、〇一四、八三	一、七四四、二三七	四三六、二六〇
土木費	二、〇六〇、三四六	四〇六、一三六	—
勸業費	一、五六、二一五	三八三、〇六〇	—
衛生費	八四四、七〇三	九五六、七三七	—
其の他	六、六〇三、六六	一、一六、二三〇〇	三九、六六
合計	三三、三八六、四八〇	二一、五八六、四八五	三七、一四〇、二一一

二　學校費

學校費は朝鮮人教育に關する費用支辨の團體であるが、其の財政は賦課金、使用料、補助金、財産收入等を以て財源とし特別の必要ある時は夫役現品をも賦課することが出來る。今之が歳計を觀るに大正七年度現在公立普通學校四百六十六校の經費豫算總額百八十三萬五千餘圓に過ぎなかつたが、大正八年度より同十一年度に至る四年間に公立普通學校四百校を增設し、以て二面一校の標準に達せしむるの計畫を樹立し之が實施に努めたると、爾來毎年度財政の許す限り普通學校の增設及擴張竝に修業年限の延長實施と共に大體に於て學校費の歳計は漸次膨脹を示すに至り、更に昭和四年度より一面一校の標準に達せしむるの計畫を樹立し之に着手したるを以て一段の膨脹を見るに至り、昭和五年度に於ては總額千五百二十九萬七千三百六十九圓に達したるに對し、昭和六年度に於ては府の區域を包含する學校費を府に移管せる結果昭和七年度に於ては豫算額千四百十三萬五千百七十圓に減じたるも實質的には當時に比し著しき膨脹である。而して之が財源の主なるものは補助金にして其の四割五分二厘强を占め賦課金二割二分七厘弱、授業料一割九分八厘强之に次ぎ其の他寄附金、財産收入、學校費債、雜收入等順次之に次ぐ狀況である。

學校費歳入歳出豫算

科目	歳入 昭和七年度	大正十二年度	大正七年度
賦課金	三、三〇二、一五七圓	六、九六六、二五九圓	一、九五、三六六圓
國庫及地方費補助金	六、三四四、七〇三	二、〇六六、九五七	一、〇四七、七二〇
財産收入	二〇三、五五〇	一四五、四六四	八五、四二一
授業料	二、〇四〇、〇三三	一、七七七、七七〇	一〇三、一四七
其の他	一、五四〇、一七七	三、一〇六、六五五	四四〇、〇四六
合計	一四、三五、一七〇	三九、三二三、三五	一、八三、六六六

科目	歳出 昭和七年度	大正十二年度	大正七年度
學校經費	二、〇八八、八二一圓	七、七六五、四七六圓	一、三六六、五九一圓
學校建設費	一、四九一、五四四	四、二八二、一四〇	三三、三五〇
其の他	一、五四四、四一五	一、八三六、四九九	二六五、五〇一
合計	四、三五、一七〇	三九、三二三、三五	一、八三、六六六

三　學校組合

學校組合は內地人教育に關する事務を處理する公共組合であるが、其の財政は營造物の使用に付使用料を徴收す

るの外組合財産より生ずる收入其の他組合に屬する收入を以て其の經費を支辨し、仍不足ある場合は組合費及夫役現品を賦課徴收するを原則とする。本組合は收益財産として見るべきものなき爲、組合費を以て其の主たる財源となすの餘儀なき狀況であるが、尙維持困難なるもの多きを以て國庫より主として經常費に對し年々補助を與へて居る。今之が歲計を觀るに大正七年度に於ては百八十六萬千五百八十圓に過ぎなかつたが、大正九年度豫算に於ては主として物價騰貴に伴ふ教員の給料其の他經費の增加、學校、學級の增加に因り、又一方平均約八割の組合費增課竝に國庫補助金、其の他收入の增額を計上せる爲歲入歲出共に著しき激增を來せしが、大正十年度以降に在りては主として組合費の增率、國庫補助金の增額と學校學級等の增設等に因り漸次增加の趨勢を辿り、昭和五年度には六百七萬一千九百七十九圓の多額に達したるに對し、昭和六年度に於て府の區域を包含する學校組合を府に移管せる結果昭和七年度に於ては豫算額三百八萬五百四十六圓に減じたるも、實質的には當時に比し著しき膨脹である。斯くの如く歲計の膨脹に伴ひ組合費賦課金の負擔益々過重となり、昭和七年度豫算額に於て組合費の收入は其の三割八分强に達し、其の結果一戸當負擔額全道を通じて二十二圓十一錢の多額に上り、教育費のみの負擔としては餘りに多きを以て相當對策を講ずるの必要がある。

學校組合歲入歲出豫算

科目	歲入 昭和七年度	歲入 大正十年度	歲入 大正七年度	科目	歲出 昭和七年度	歲出 大正十年度	歲出 大正七年度
組合費	一、一八二、七二九圓	二、〇四九、六一二圓	七四、一〇八圓	事務所費	二二〇、二九三圓	二七八、五三五圓	一三九、二七四圓
使用料及手數料	三二二、二九四	四二二、四〇五	二七五、二二七	教育費	二、一九〇、四三二	三、五一六、一六八	一、二九五、六七七
財産收入	五四、五二一	八四、五二五	—	組合費	八八、三〇九	一九六、〇五四	九八、〇二三
國庫補助	五五〇、二九四	七八四、〇七九	四二九、七六七	其の他	五八一、五一二	四二七、九九二	三二八、六〇六
地方費補助	五一九、〇八四	三五四、九八七	—				
其の他	四六一、六二四	七二四、一四二	三七二、四八〇				
合計	三、〇八〇、五四六	四、四一八、七四九	一、八六一、五八〇	合計	三、〇八〇、五四六	四、四一八、七四九	一、八六一、五八〇

二　地方公課負擔額

朝鮮に於ける地方公共團體の賦課する租稅を內地に於ける其れと比較し、且其の一戸當及一人當の負擔割合を算出比較せば左の通である。

朝鮮	稅收入豫算	負擔額 一戸當	負擔額 一人當	內地	稅收入豫算	負擔額 一戸當	負擔額 一人當
道	一七、八五四、二三一圓	四、六六〇圓	〇、八二一圓	道府縣	三五、四八六、七〇六圓	一七、七四五圓	三、四九九圓
府 第一部 一般	一、九九二、一五一	七、九二五	一、七三二	市	一二三、五九一、八四〇	八、九四二	一、七六三
府 第二部 特別經濟	一、四〇〇、四七八	二三、三五六	五、二六六				
府 第二部 特別經濟	六五八、〇七四	三、五六二	〇、七五七	町村	二一三、一七〇、〇〇六	一、六八、七七七	三、三〇六
邑	一三、六一六、五四〇	三、七四七	〇、七〇七				
學校費	三、二〇三、一五七	〇、八六八	〇、一六二				

學校組合費	一、一八二、三七九	三二、一一三	五、八三〇	一、九六九	合計	五五二、一四八、五三三	四三、四六四	八、五六九
合計	三九、九〇六、三五〇	一〇、四一六						

備考

一　朝鮮に於ける稅收入豫算額は昭和七年度當初豫算に依り、一戸當及一人當負擔額の算出基礎たる戸數及人口は昭和六年末現在の調査に依りて算出せり

二　內地に於ける稅收入額は昭和七年度當初豫算に依り、一戸當及一人當負擔額は昭和五年十月一日現在の國勢調査の結果に依る世帶數及人口を以て計算したるものなり

三　夫役賦課の概況

道費を以て施行する道路の改修及既成道路の路面修補に在りては主として地方的利害と密接なる關係あるを以て、賦課區域を沿道二里以內、賦課員數を一箇年一戸平均五人以內として努めて農閑を利用し、且一時に多大の負擔を爲さしめぬ方針を以て實行して居る。昭和七年度に於ける賦課人員は全道皆無である。又邑面、學校組合、學校費に於ても夫々必要に應じて夫役を賦課し得るものなるが、學校組合及學校費に於ては殆ど其の例を見ない。昭和六年度に於ける邑面の賦課人員は百三十九萬九千二百四十六人で、內出役せる者百二十五萬五百七十三人、代納金額五萬五百五十七圓である。

四　地方債の概況

地方經濟の膨脹に伴ひ地方公共團體の起債額も漸次增加するに至つた。即ち道以下の諸團體を併せ大正六年度末現在に於ては二百十六萬二千三百三十四圓に過ぎなかつたが、大正十一年度末には六百六十六萬九千九百七十一圓となり、更に昭和六年度末現在に於ては千七百九十九萬四千五百三圓を算するに至つた。起債事業の主なるものは道地方費に於ける土木事業、府の土木、水道、電氣及電氣事業、邑面の水道及土木事業等であつて、學校費及學校組合に於ても相當多額の起債あるは注目すべきである。

起債表

年度別	道地方費 金額	道地方費 道數	府 金額	府 府數	邑面 金額	邑面 邑面數	學校費 金額	學校費 學校費數	學校組合 金額	學校組合 組合數	合計 金額
大正十一年度末	二、〇〇一、九三三圓	四	二、九〇一、五一五圓	一三	三九八、五九二圓	一七	一、三三五、七三二圓	一八	一、七六三、三四〇圓	五四	六、六六九、九七一圓
同　六年度末	—	—	一、八二二、三八九	一〇	—	—	—	—	三四九、九四五	三八	二、一六二、三三四
昭和二年度末	一、五五七、四四〇	六	八、五八七、〇一九	一三	一、四九八、五一七	二〇	一、四七五、一二八	一九	二、〇三二、九四八	五八	一五、一四〇、〇五三
同　四年度末	一、三二二、五六三	六	一一、六二六、六九〇	一三	二、三〇六、一一三	四〇	一、五三七、一一五	二一	一、九一四、四六〇	四三	一八、六九七、〇〇一
同　六年度末一	一、三〇三、五三三	六	一一、四五一、六〇一	一四	二、〇五五、九二三	三九	一、三九九、七七八	一三	一、七七三、六七〇	三六	一七、九九四、五〇三
同　七年度末	一六、九五三、三六三	一三	左記		三、三九四、二六四	三六	一五九、四五三	一四	四二三、三九五	三一	三五、七三五、三一一

府

	一般經濟 金額	一般經濟 府數	第一部特別經濟 金額	第一部特別經濟 府數	第二部特別經濟 金額	第二部特別經濟 府數
	一二、四二九、五一〇圓	一四	一、三一五、八三六圓	一二	一、〇六〇、四九一圓	九

五　道以下の諸團體の租稅體系圖

- 地方稅
  - 道稅
    - 附加稅
      - 地稅附加稅
      - 所得稅附加稅
    - 特別稅
      - 戶別營業稅
      - 家屋稅
      - 特別營業稅
      - 林野所得稅
      - 不動產取得稅
      - 車輛稅
      - 漁業稅
      - 自動車稅
      - 自轉車稅
      - 自動車稅
      - 人力車稅
      - 荷馬車稅
      - 荷牛車稅
  - 府稅（一般經濟）
    - 國稅附加稅
      - 地稅附加稅
      - 營業稅附加稅
      - 所得稅附加稅
      - 取引稅附加稅
      - 所得稅附加稅
    - 地方稅附加稅
      - 車輛稅附加稅
      - 家屋稅附加稅
      - 特別所得稅附加稅
    - 特別稅
      - 戶別營業稅
      - 雜種稅
      - 特別營業稅
      - 反別割
      - 建物割
      - 漁業割
      - 土地坪數割
      - 助興地坪數割
      - 埋築免稅地增價稅
      - 土地坪數稅
  - 府稅（特別經濟）
    - 第一部特別經濟稅
      - 戶別稅
      - 特別稅
    - 第二部特別經濟稅
      - 地方稅附加稅
      - 家屋稅
      - 特別稅
  - 邑面稅
    - 國稅附加稅
      - 地稅附加稅
      - 營業稅附加稅
      - 所得稅附加稅
    - 地方稅附加稅
      - 車輛稅附加稅
      - 特別所得稅附加稅
    - 特別稅
      - 戶別營業稅
      - 雜種稅
      - 特別營業稅
      - 反別割
      - 建物割
      - 漁業割
      - 土地坪數割
      - 助興地坪數割
      - 埋築免稅地增價稅
      - 土地坪數稅
  - 學校費賦課金
    - 戶家屋別稅附加金（數）割
    - 戶別割
  - 學校組合費

第二節　臺灣

第一歲計

一　概　說

臺灣總督府特別會計は明治三十年度から開始され、爾後引續き一般會計から補充金を仰いで居たが、同三十八年度以後全く國庫の補充金を仰がず獨立し得るに至つた。

今歳計に就て其の經過を見れば左の通である。（單位千圓）

年次	歳入	歳出		
明治三十年度	一一、二八三	一〇、四八八	同　四年度	一五〇、二四〇
同　四十年度	三五、二九五	二七、七〇九	同　五年度	一二九、七五七
大正六年度	六五、四二五	四六、一六六	同　六年度	一一五、九七二
昭和元年度	一三一、七七八	九一、九四一	同　七年度	一二〇、三〇三
同　三年度	一四七、五二四	一〇九、一〇九	同　八年度（豫算）	一〇二、七七二
				一二二、二九五
				一〇九、九七〇
				九九、〇六〇
				九七、二四〇
				一〇二、七七二

二　歳入及歳出

歳入の主なるものは官業收入と租稅とであるが、取り分け官業收入が實に全歳入の約七割を占むることは最も注目に値するところで、昭和七年度の歳入出に就て其の科目を擧ぐれば左の如くである。（單位千圓）

歳入科目	收入濟額
○經常部	
租稅	一八、三六四
官業及官有財産收入	七二、七三五
印紙收入	四、〇六一
雜收入	一、四二三
合計	九六、五八三
○臨時部	
官有物拂下代	五三九
公債金	四、四八二
雜收入	二〇〇
前年度剩餘金	一六、九一二
貸代金收入	九〇三
治水事業費分擔金	六八四
合計	二三、七二〇

歳出科目	支出濟額
總計	一二〇、三〇三
○經常部	
神社費	四三
總督府	二、二〇一
地方廳	一三、三三三
稅關	四七七
法院	一、一六七
刑務所	一、一一三
警察官及刑務官練習所	一七三
醫院	一、一二二
中央研究所	七四一
糖業試驗場	五七〇
教育費	四、二九〇
社會事業費	二二三
交通局	一六、六九八
專賣局	一八、五九六
林務費	二、八八七
國債整理基金特別會計繰入	六、〇七三
恩給負擔金	二、六三二
諸支出金	二、〇五三
豫備金	—
合計	七四、三九九
○臨時部	
事業費	一一、七七七
營繕費	二、六一一
調査費	九〇〇
勸業費	一、三一三
補助費	四、八四四
酒專賣創業費	三三三
警察特別施設費	一五九
災害費	五三〇
阿片癖者矯正費	一三二
霧社地方其他臨時警備費	二一八
公債償金	一八
合計	二二、八四〇
總計	九七、二四〇

一　租　稅

稅制の沿革

領臺以來諸般の行政施設に於て全く其の面目を一新したが、稅制に於て特に然るものがある。即ち清朝時代の混亂せる制度を改め、努めて簡明を擇び、煩累を除き、負擔の適正を期し、以て今日の如き整然た

る體系を具備するに至つたのである。殊に最近、清朝時代の舊委を止めたる製茶稅を廢して斯業の發展を計り、地租の如きも產業の發達、都市の膨脹、水利事業の開發等の結果變動を來したる土地の收益に應じ、負擔の公平均衡を計る爲、全島に亘る地租規則の大修正事業を企圖し、五年計劃の下に昭和五年一月より之に着手せる等銳意時代に適應せる改善を行つて居る。

本島租稅體系は左記の通であるが、內地の稅制に比し特に注意すべきは營業收益稅、相續稅、資本利子稅、清凉飲料稅等を缺く點と酒類課稅が專賣制度を實行せる關係上單に酒精稅に止る點である。

- 國稅體系
  - 直接國稅
    - 地租
    - 所得稅
      - 第一種
      - 第二種
      - 第三種
    - 鑛區稅
    - 登錄稅
    - 臺灣銀行券發行稅
  - 間接國稅
    - 酒精稅
    - 砂糖消費稅
    - 織物消費稅
    - 印紙稅
    - 骨牌稅
  - 其の他
    - 關稅
    - 噸稅

右の內、內地法の全部又は一部施行に係るものは登錄稅、砂糖消費稅、織物消費稅、骨牌稅、印紙稅及關稅であり、臺灣特殊の事情に基き律令を以て規定せるものは左記各稅である。

二　租稅制度

イ　地租

田畑、養魚池及建物敷地に對し之より生ずる收益高、地味の良否、水利の運輸の便否等を基礎として定めた等級を以て賦課の標準とする。

而して一年一甲（約一町歩）に對する稅金は、田十七階級最高二十五圓八十錢、最低一圓、畑十七階級最高十九圓六十錢、最低五十錢、養魚池十階級最高十三圓八十錢、最低四十錢、建物敷地七十階級最高二千六百三圓、最低一圓となつて居る。

ロ　所得稅

概ね內地に於けるものに近似して居るが、第三種所得稅に於て免稅點が千五百圓未滿なること、勤勞所得に對する控除率が大なること、稅率が幾分低きこと、納期が年二回なること等が主なる相違點である。

ハ　鑛區稅

鑛業人に對し鑛區一千坪每に每年一圓を課する。

ニ　酒精稅

酒精分九十度以上の酒精及酒精含有飲料に對し一石に付酒精分一度每に一圓八十錢の稅を課する。而して外國輸出のもの、朝鮮移出のもの燃料用變性酒精とせるもの、內地若は樺太に於て所定の工業用に使用し又は供給した

ものに付ては、其の事實を證明して稅の免除又は拂戻を受くることが出來る。

ホ　臺灣銀行券發行稅

臺灣銀行が保證準備發行制限高（二千萬圓）を超過して銀行券の發行を爲したる場合、超過額に對し年五分を下らざる割合を以て其の都度政府が稅率を定むることとなつて居る。（臺灣銀行法）

ヘ　噸稅

外國貿易の爲外國に往來する船舶に對し

(一)　西洋型船舶は登簿噸數一噸毎に五錢

(二)　日本型及支那型船舶は千石以上のもの五圓、千石未滿のもの三圓

を入港毎に課することとなつて居るが、前者に付ては登簿噸數一噸に付二十錢を一時に納付するときは其の港に於ては滿一箇年間課稅を免かれることとなつて居る。

昭和七年度に於ける租稅收入は左の通である。（單位千圓）

科目	收入濟額
○直接國稅	
地租	五、六九九
所得稅	二、四〇八
鑛區稅	一七〇
臺灣銀行券發行稅	三三三
計	八、六一〇
○間接國稅	
酒精稅	三、九九六
砂糖消費稅	二、九七五
織物消費稅	二
計	六、九七三
○其の他	
關稅	二、七二八
噸稅	五三
計	二、七八一
總計	一八、三六四

次に臺灣に於ける關稅制度を觀るに船舶の出入及貨物の輸出に關する規定を除くの外關稅定率法及關稅法を施行し、其の事務は臺灣總督の管理に屬する稅關をして行はしめる。而して臺北州基隆港に稅關を置き稅關支署十箇所、出張所一箇所、其の他十七箇所の稅關監視署を設けて居る。

第三　專賣

臺灣の專賣事業は阿片、食鹽、樟腦、煙草、酒の五種で、臺灣總督府經常歲入の四割二分は實に專賣收入の占むるところであり、本島の財源として他に比儔なき重要性を有して居る。

而して昭和七年度に於ける其の收入は左の通である。（單位千圓）

阿片	三、四六〇	煙草	一四、五六二
食鹽	二、四二五	酒	一三、五三五
樟腦	六、六六六	計	四〇、六四八

一　阿片

阿片は明治三十年以來專賣となり、阿片吸食の習癖を絶滅せしむる階梯として、癮者に限り鑑札及購買通帳を下付して、暫く吸食を特許したもので、其の販賣は專賣局から地方廳を經て元賣捌人に拂下げ、元賣捌人より小賣店を經て販賣される。

阿片專賣の目的は前記の如く、阿片吸食の惡習を漸禁し住民の健康を保全せんとするに在るが、一方阿片令を以て特許者以外の阿片吸食を嚴禁したる爲、其の效果は年と共に現はれ、吸食特許者の數も賣下煙膏の量も年々減少するに至つた。即ち吸食特許者數は明治三十三年九月の約十七萬人を最高とし、昭和七年末に於ては一萬九千七百二

十三人に減じて居る。尤も昭和四年一月の阿片令改正の善後處置として同五年六、七月、新に約五千五百人に對して暫定的に吸食を特許した爲、賣下煙膏の量が昭和四年度に比し多少增加したが之も一時的現象に過ぎぬ。斯くて阿片專賣收入は阿片政策當然の結果として其の財政的價値を遞減すべく、而して阿片政策の順調なる進行と共に早晩全く其の跡を斷つべき運命に在る。

阿片專賣收入は專賣煙膏の賣下代金の外、副產物たる粗製モルヒネの賣下代金を含み、又原料生阿片は主としてペルシヤよりの輸入に係る。仍專賣益金は優先的に之を衞生施設、癮者矯正及阿片取締費に充つることになつて居る。

二　食　鹽

臺灣の製鹽は明代に始り清朝に入りて後官營となつたが、我が領有の當初之を廢し民營に委したところ鹽田の荒廢、品質の低下、價格の變動甚だしきに至つたので明治三十二年五月此等の弊害を矯正する爲、專賣制度を實施することになつた。

爾來鹽業は面目を一新し、專賣法實施の當初鹽田面積僅かに二百甲（一甲は約一町歩）、產額千八十萬瓩に過ぎざりしも、翌三十三年には約三千六百萬瓩に進み、既に島內の需要を充たして尙餘りあるに至つた。其の後專賣局に於ては當初の方針を以て鋭意鹽田の改善擴張を助成奬勵し、且製鹽の指導誘掖に努めた結果、順調なる發達を遂げ本島主要產業の一たるの實を擧ぐるに至つた。斯くして昭和七年度に於ては鹽田面積二千百三十八甲となり、天日鹽一億五百二十五萬瓩、煎熬鹽一千七百八萬瓩の產出を見た。製鹽業者からの收納は專賣局の特定支局及出張所之に當り其の補償價格は生產の難易と生產者の經濟狀態を參酌するので各地に於て一樣ではない。

鹽の供給機關としては食鹽元賣捌人（八十五人）及小賣人（二千百一人）の二級制とし、賣價は勿論全島均一であるが、別に產業奬勵の意味で一回の買入高一萬斤以上の需要者に限り、特別用として直接專賣局に於て特定價格を以て賣下ぐるの制がある。

島外の販路は昭和七年度中、內地八千六百三十萬瓩、朝鮮九百萬瓩及北洋方面八百二十九萬瓩であるが、專賣局は直接輸移出をなさず希望者に於て當局から賣下を受け自ら輸出することになつて居る。

三　樟　腦

本島の樟腦事業は領有以前より既に存し、古い歷史を有するものであるが、樟樹濫伐の防止、外人よりの商權回復等の目的を以て專賣を施行したのは明治三十二年である。其の後順調なる發達を遂げ、今や年々約三百萬瓩を生產し、天然樟腦の產出に於ては世界に冠絕して居る。

專賣制度としては臺灣製腦株式會社に原料樟樹其の他の材料を拂下げ、其の生產品を專賣局が買收し、此の買收樟腦と樟腦油とは其の一部を專賣局工場で處理し、殘餘の樟腦は神戶支局に送つて處理し、尙樟腦油の一部は再製樟腦株式會社に賣渡して樟腦を再製せしめ、其の再製樟腦は更に之を前記神戶支局に納入せしむることとなつて居る。

樟腦の販路は內國賣の外は主として英、米、佛、伊等の諸外國で、現今では就中米國を以て最大の顧客とし、主としてセルロイドの原料として需要せられて居る。內國賣は以上の外樟腦油（本樟油）及副產物たる赤油、白油、芳白油、藍色油、タール油、芳油及香水等がある。尙近來獨逸合成樟腦の擡頭に依り販路に付脅威を感ずるに至つたので、最近其の賣下價格を引下げて市場の回復と今後の發展に努めて居る現況である。

四　煙　草

煙草の專賣は明治三十八年より即ち內地に一年遲れて施行された。當時島內の耕作面積は百五十甲、產額は十八萬

瓩にも滿たず(年收百五十萬圓)、其の上耕法幼稚、品質劣等であつたが、爾來栽培を奬勵し耕作方法の改善を圖つた結果年と共に面目を改め、昭和七年度には面積七百四十六甲、收納量百二十八萬瓩、此の製品(葉卷五種、兩切四種、刻七種)の賣渡價格七百四十五萬圓に達するに至つた。然し本專賣收入中過半を占むるものは內地製(內地專賣局より供給を受く)であり、殊に本島內に消費される口付煙草六百五十二萬圓は全部內地製である。此の他內地製兩切、刻及外國製品(葉卷、紙卷、刻)を加へ、本專賣收入總額は千四百萬圓を突破し全專賣收入中の首位に在る。

販賣機關は賣捌人及小賣人の二階級より成り、現在賣捌人七十、小賣人七千四百六十七を算し人口六百六十人に小賣人一名の割合である。(昭和七年度末)

五　酒

酒類の專賣は世界に於ても共の例稀であるが、我が國に於ても臺灣のみに之を施行して居る。酒類專賣の主目的は酒稅に代り新財源たらしめんとすること勿論であるが、之を政府の管理に移すことに依つて品質の統一を計り、良質のものを供給して島民の保健衞生に資せんとする目的を併有して居る。

本專賣は專賣の事業中最も新しく、大正十一年七月の創始であるが、其の收入年額千三百萬圓に達し、煙草に次ぐ好財源として順調なる成績を收めて居る。專賣酒類の範圍は專賣局製品及輸移入品を合せ各種の酒類を網羅し、酒精は民間の自由製造を認めるが、專ら島外販賣に供することを條件として居る。尙麥酒は酒專賣創始當時共の需要未だ寡く問題とするに足らぬので暫く專賣外に置いたのであるが、其の後年を閱するに從ひ共の嗜好普遍化し、需要も頓に增加して酒類專賣の目的達成上之を專賣外に置くことの支障あるに鑑み、當分の內其の製造は從來通り民間の自由に委ね販賣のみを專賣の範圍に包含せしむるを適當と認め、昭和八年七月一日より之が實施を見るに至つた。

第四　地方財政

一　概　況

地方財政は明治三十一年に始り、明治三十五年度に地方費區を設け全島を三費區に分ち經理し來つたが、大正九年の地方制度の改正と共に從來の地方費區は廢止され、州、廳地方費、市、街、庄は獨立の財政主體となつた。

此等地方稅制の體系は左の通である。

- 地方稅體系
  - 州稅及廳地方費稅
    - 獨立稅
      - 戶稅
        - 營業稅
        - 雜種稅
    - 附加稅
      - 地租附加稅
      - 所得稅附加稅(第一種所得稅に對するもの)
  - 國稅附加稅
    - 地租割
    - 所得稅割(第一種所得稅に對するもの)
  - 市街庄稅
    - 州稅又ハ廳地方費稅附加稅
      - 戶稅割
      - 營業稅割
      - 雜種稅割
    - 特別稅

而して此等州及廳地方費の歳入は左の如くである。（單位千圓）

	昭和五年度（決算）	同　六年度（決算）	同　七年度（豫算）
地方税	一一、五六三	一一、三四九	一〇、〇六一
其の他の收入	三、二〇一	三、九〇四	四、五一一
繰越金	三、七五一	三、九〇四	一、二八二
國庫補助金	二、四〇七	二、〇九三	二、一五一
計	**二〇、九二二**	**二一、二五〇**	**一八、〇〇五**

尙市街庄の昭和七年度歳入豫算額は一九、二二九千圓であつて、內市街庄税は七、七四一千圓であり、國庫、州費、廳地方費の補助金は一、一七三千圓である。

二　地方公課負擔額

臺灣に於ける地方公共團體の賦課する租税を內地に於ける其れと比較し、且其の一戸當及一人當の負擔割合を算出比較せば左の通である。

	臺灣			內地		
	税收入豫算	負擔額		税收入豫算	負擔額	
		一戸當	一人當		一戸當	一人當
州及地方廳費	二、一七七、一七五圓	一三、一三圓	二、三〇八圓	三二五、四八六、七〇六圓	一七、七四五圓	三、四九九圓
市街庄	八、〇三八、五三八	九、六二八	一、六九二	一二三、五九一、八四〇	八、九四二	一、七六二
			道府縣			
			市			

合計	一九、二〇五、七一三	一一、三九三	一、三七九	合計	町村	三二三、一七〇、〇〇六	一六、七七七	三、三〇六
						五五三、二四八、五五三	四三、四七四	八、五六九

備考

一、臺灣に於ける税收入豫算額は昭和七年度所屬の調定濟額に依り、一戸當及一人當負擔額の算出基礎たる戸數及人口は昭和七年末日現在の調査に依りて算出し、但し蕃地に在る蕃人を除く

二、內地に於ける税收入額は昭和七年度當初豫算に依り、一戸當及一人當負擔額は昭和五年十月一日現在の國勢調査の結果に依る世帶數及人口を以て計算す

第三節　樺太

第一　歳計

明治四十年軍政の撤去と共に樺太廳特別會計設置され、租税其の他の收入及一般會計からの補充金を以て維持經理して居る。今歳計に就き其の經過を見れば左の通である。（括弧內は國庫補充金、單位千圓）

年次	歳入	歳出			
明治四十年	一、六六六（六二九）	一、二一一	同　六年	二三、三六九（一、六〇〇）	二一、一八〇
大正六年	三、七七二（三二三）	二、〇一八	同　七年	二二、六三八（一、六〇〇）	二〇、八六四
昭和五年	二六、〇四四（一、六〇〇）	二四、六二九	同　八年（豫算）	二三、五六七（一、六〇〇）	二三、五六七

次に此等歳入の財源を昭和七年度の歳出入項目及額に付て見ると概況左の如く、經常收入中山林收入が最も多額を占めて居ることは本島歳入の特異とするところである。（單位千圓）

歳入

科目	收入濟額
○經常部	
租税	
官業及官有財産收入	一、二四一
印紙收入	一三、七九〇
煙草專賣益金受入	二五〇
雜收入	一、四一三
計	三九六
○臨時部	一七、〇九〇
官有物拂下代	一〇三
雜收入	—
公債金	一、六五六
補充金	一、六〇〇
前年度剩餘金繰入	二、一八九
計	五、五四八
總計	二二、六三八

歳出

科目	支出濟額
○經常部	
樺太神社費	一三
樺太廳	一、二九八
教育費	一、九七五
恩給負擔費	一五六
警務費	七九二
林務署	一、五〇四
現業費	六、四三九
中央試驗所	三二四
諸支出金	二七九
國債整理基金特別會計繰入	一、八七七
計	一四、六五七
○臨時部	
事業費	
特別事業費	一、九一九
鐵道改良費	一、三二二
道路改良費	四〇二
補助費	一四七
昭和五年國勢調査費	二、三三六
失業救濟費	二七
	五一
公債端金	三
計	六、二〇七
總計	二〇、八六四

第二　租税

樺太の租税制度は明治四十年三月法律第二十一號「樺太ニ於ケル租税ニ關スル件」を以て創定せられ、當初戸數割、營業税及雜種税の三種目に過ぎなかつたが、其の後數次の改廢增設及內地税法施行に依り現在は左記十五種目を數ふるに至つた。右の內市街宅地税、所得税、營業收益税、酒造税、酒類出港税、漁業税の六種は特に樺太に施行する目的を以て制定せられた法律に基き、其の他は何れも內地法の全部又は一部施行に係るものである。而して前者の內でも所得税、營業收益税及酒造税は其の內容略內地の其れに近似して居る。

樺太は拓殖過程に在る關係上、土地に關する租税が市街宅地に限定されたる點、又同島の天然富源たる漁業に關し其の漁業權及漁獲物に對して課する漁業税の存する點及內地、朝鮮等に於ける酒税との均衡を得しむる爲移出の際課徵する酒類出港税を設けたる點等は、同島特殊事情に基くところである。

尙樺太に於ける內國税執行機關は支廳及其の出張所である。

國税體系
- 直接國税
  - 所得税
    - 第一種　市街宅地税
    - 第二種　營業收益税
    - 第三種　營業税
  - 鑛業
    - 砂鑛區税
    - 漁業税
    - 登錄税

- 間接國稅
  - 酒造稅
  - 酒類出港稅
  - 砂糖消費稅
  - 織物消費稅
  - 骨牌稅
  - 印紙稅
  - 關稅
  - 噸稅
- 其の他

而して昭和七年度各稅收入額は左記の通である。（單位圓）

科目	收入濟額
○直接國稅	
地租	一〇、二九五
所得稅	二七四、六六三
營業收益稅	一七七、八四二
鑛業稅	一一八、五三四
漁業稅	一〇九、二二一
計	六九〇、五五五
○間接國稅	
酒造稅	五四八、九四六
出港稅	一四〇
消費稅	二二
計	五四九、一〇八
總計	一、二三九、六六三

次に樺太に於ける關稅制度は明治四十二年勅令第二十三號を以て關稅法及關稅定率法を施行し、直接大藏省の管轄に屬し函館稅關の支署が大泊、眞岡に在つて稅關事務を管掌する。從つて關稅及噸稅收入も一般會計に繰入られて居る。

第三　專賣

本島に於ても明治四十二年勅令第百二十一號を以て煙草專賣制度が施行せられ、爾來函館專賣支局出張所を豐原に、同專賣官吏派出所を大泊に創設して專ら煙草の供給に關する事務を取扱ひ、尙豐原、大泊、眞岡に煙草元賣捌人を置き各地の煙草小賣人を其の儘煙草小賣人に指定して販賣せしめて居る。

本專賣收入は直接本廳歲入に屬せしめらるることなく、每年度大藏、拓務兩省協議の上專賣益金繰入額として拓務省一般會計を經て本廳歲入に受入れられることとなつて居る。

昭和七年度の右受入額は百八十七萬七千餘圓である。

第四　地方財政

町村の經費は其の財產から生ずる收入、使用料、手數料及其の他の町村に屬する收入を以て之に充て、尙不足ある時は町村稅及夫役現品を賦課徵收することを得る。

而して其の必要なる費用及法令に依り町村の負擔に屬せしめたる費用を支辨する爲に、町村稅として賦課し得べきものは國稅の附加稅及特別稅である。

今昭和六年度の徵稅狀況を示せば左の通である。

町村稅賦課額調

町村稅種別	賦課總額（圓）	一戶當負擔額（圓）
國稅營業收益稅附加稅	一四九、六五一	二、六一〇
國稅所得稅附加稅	一三三、五五〇	二、三二九
國稅市街宅地稅附加稅	四七、七九五	〇、八三四
國稅鑛業稅附加稅	九、六二四	〇、一六八

國稅砂鑛區稅附加稅	—	—
特別稅戶別割	七九六、六五〇	一三、八九三
特別稅建物割	二六九、六一六	四、七〇二
特別稅土地割	一三、五九三	〇、二三七
特別稅所得稅	一一二、〇六一	一、九五四
特別稅營業稅	三七、六〇四	〇、六五六
特別稅雜種稅	五七八、三七五	一〇、〇八六
計	二、一四八、五一九	三七、四六九

第四節　關東州

第一　歲計

明治四十年法律第十七號を以て關東都督府特別會計法制定せられ、爾來其の歲入及一般會計からの補充金に依つて維持經理せられて居る。今歲出入決算累年表に付て其の經過を示せば左の通である。（括弧內は國庫補充金、單位千圓）

年次	歲入	歲出		
明治四〇年	四、二七三	三、四五一	同　六年	二四、六二八（三、七〇〇）
大正六年	七、七二五（二、〇〇七）	四、六一二	同　七年	三〇、一一三（四、〇〇〇）
昭和五年	二五、一六一（四、〇〇〇）	一九、八七〇	同　八年（豫算）	二六、〇二四（五、〇〇〇）

		二〇、八九九
		二二、九三七
		二六、〇二四

更に昭和七年度の歲計を示せば概況左の通である。（單位千圓）

歲入科目	歲入濟額
○經常部	
租稅	二、三四五
官有財產收入	一四、四〇六
印紙收入	六五一
雜收入	五二五
合計	一七、九二七
○臨時部	
官有物拂下代	四二八
補充金	四、〇〇〇
公債金	四、〇二八
國債償還資金納金	—
前年度剩餘金繰入	三、七三〇
合計	一二、一八六
總計	三〇、一一三

歲出科目	支出濟額
○經常部	
關東廳	一、四六一
法院及刑務所	四七七
警察費	四、〇三五
教育費	一、九一六
勸業費	二五七
專賣費	一、五二六
遞信費	五、〇七五
海務局	一五〇
醫院	一〇九
土地建物借料	一三四
傳染病豫防費	一三二
國債整理基金特別會計繰入	三〇八
恩給負擔金	四七六
諸支出金	一一五
豫備金	—
合計	一六、一七一
○臨時部	
事業費	一、四七二
臨時支那語奬勵費	七
昭和五年國勢調査費	六二
官有林野整理費	六七

臨時警備費	二一三	補助費	一、七九七
租稅制度調査費	一七	合計	六、七六六
滿洲事件費	三、一二六	總計	二二、九三七
公債端金	五		

第二　租稅

關東州の租稅制度は明治三十八年の遼東守備軍令鹽稅規則、同年の民政署令關東州地租規則等に依つて設置せられ現在迄に左の如き體系を形成するに至り、民政署長が賦課徴收に任じて居る。

此等諸稅の特色を擧ぐれば所得稅は法人又は法人に非ざる社團に對してのみ課し、地租は田畑に限り其の所有者に對し毎年一畝（我約百八十二坪）に就き一律に金二十錢を賦課する均一稅である。

鹽稅は鹽を製造場より移出する際一石に付六十錢を課し、州外より輸入する日本製鹽以外の鹽に對しては一石に就き一圓五十錢を課することとなつて居る。

煙草稅は製造煙草、葉煙草及自家煙草に區分し、輸入品に對しても課稅する。本稅は收入の點に於て所得稅に次ぐ重要なる一財源である。

酒稅は內地、朝鮮等に比し一般的に稅率が低い。

國稅體系
- 直接國稅
  - 地租
  - 所得稅（法人のみ）
  - 取引所營業稅
- 間接國稅
  - 酒稅
  - 煙草稅
  - 鹽稅
  - 取引稅

而して昭和七年度各稅收入額は左記の通である。（單位千圓）

科目	收入濟額
○直接國稅	
地租	二一六
所得稅	二九一
取引所營業稅	一五
計	五二二
○間接國稅	
酒稅	四二四
煙草稅	八九九
鹽稅	四二五
取引稅	一五六
計	一、八六二
總計	二、三八四

第三　關稅制度

關東州の關稅制度は內地及他の所管地域と全く其の趣を異にし所謂自由地帶として同州內に輸入せられる物品には一切關稅を賦課せざる制度となつて居る。唯大連には滿洲國の稅關が在つて關東州を通じて滿洲奧地に輸出入せられる物品は左記の通右稅關で課徴せられる取極となつて居る。

イ　關東州對滿洲國

關東州對滿洲國の關稅に關しては大連海關設置に關する日支協定（明治四十年五月三十日調印）及大連稅關假規則（明治四十年六月、府令第三十八號）に依る。其の主要規定を摘記し且該規定中の民國を滿洲國と改めて觀れば左の通である。

(一) 海路大連に輸入し關東州內に消費する貨物には課稅しない。（協定第五條）

(二) 陸路滿洲奧地より移入し關東州內で消費する貨物に付ては課稅しない。（協定第六條前段）

(三) 關東州の生産物又は之を以て、若は外國より輸入した原料で製造した貨物を輸出するときは課稅しない。(協定第六條、規則第五條)

(四) 海路大連に輸入し陸路關東州境界を越えて滿洲奥地に移入する外國貨物には輸入稅を課する。(協定第五條、規則第一條の一)

(五) 關東州內の生産物又は之を以て製造した貨物を陸路滿洲奥地に移送するときは輸入稅を課する。(協定第五條、規則第二條の一)

(六)(七) 陸路滿洲奥地より移入した滿洲貨物を大連より輸出するときは輸出稅を課する。(協定第六條、規則第四條)
陸路滿洲奥地より移入した原料で製造した貨物を輸出するときは輸出者の撰擇に依つて原料又は製品に對して輸出稅を課する。(協定第六條、規則第六條)

(八) 滿洲國開港から海路大連に輸入した支那貨物を滿洲奥地に移送するときは現行條約に從つて課稅する。(協定第七條、規則第二條)

(九) 陸路滿洲奥地より移入した貨物を滿洲國開港に輸出するときは輸出稅を課し到着港で沿岸貿易稅を課する。(協定第八條)

ロ　關東州對日本內地(朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島も同じ)

關東州は他の所管地域と異り外國貿易上全く外國と看做され、其の生産物を日本內地に輸入するときは輸入稅を課せらるべきものであるが(明治三十九年九月勅令第二百六十二號)、關東州に於ける生産工業の發達の助成及本邦に於ける工業原料の不足を補充する目的を以て關東州に於て生産する持殊の物品に對しては、本邦に於て輸入稅を減免する特惠關稅制度が設けられて居る。關東州生産品の內地輸入稅輕減の嚆矢は明治三十九年九月勅令第二百六十二號であつて、「關東州の生産に係る物品の輸入稅率は協定稅率に依る。但し關稅定率法に定むる稅率が協定稅率より低きときは此の限りにあらず。」と定め(第一條)、次で同年十一月勅令第三百四號(大正十二年五月勅令第二百三十七號で改正)に依つて「支那國の生産に係る銑鐵、水銀、毛織物、毛綿交織物及綿織物の輸入稅率は協定稅率に依る。但し關稅定率法に定むる稅率が協定稅率より低きときは此の限りにあらず」(第一項)と定められた。

右の兩令で關東州を始め支那生品産に對しては內地輸入稅の輕減を計つた。更に大正十四年六月法律第五十一號を以て、(一)關東州內に於ける食糧品又は原料品　(二)州內の原料で製造したもの　(三)主として滿蒙に産する無稅原料で製造するもの、內、內地に不足し內地産業に影響が少いものなどに關して、內地輸入稅免除の制度を見るに至つた。右の法律に依つて輸入稅の免除を得たのは生果外二十九種であるが、此の內主なるものは生果(苹果、葡萄、梨、桃、櫻桃、其の他)、コールタール、主要原料とした消毒劑エーション、黃麻絲及黃麻線、油布、ポートランドセメント、耐火煉瓦、耐火性粘土製品、硝子板等九種である。

尙朝鮮から若は朝鮮を通過して滿洲に輸入せられ、又は滿洲から朝鮮に若は朝鮮を通過して輸出せらるる安東經由の鐵道貨物に對しては、大正二年六月の鮮滿國境通過鐵道貨物關稅輕減の日支間の取極に依つて海關稅率の三分の一の減稅の特典を受けて居たが、昭和五年五月の日支間關稅に關する協定取極に依り昭和五年九月十六日以降之を廢止することになつた。

前述關東州の對滿洲國の關稅制度は日支間の協定に依り成立した特異の制度であるが、昭和七年九月十五日調印の日

滿議定書に依つて滿洲國は將來日滿間に別段の約定を締結せざる限り日本國が從來日支間の條約、協定、其の他の取極等に依り有する一切の權利、利益を確認し、又以來今日迄別段新しき取極もないから、明治四十年五月三十日調印の日支間に締結せる大連海關設置に關する協定、竝に該協定に基き制定せられた大連稅關假規則も其の儘日滿に關する限り效力を有するものである。從つて該協定及該規則中支那又は民國とあるは滿洲國を意味することになる。

第四　專賣

關東州に於ては關東州阿片令（大正十三年勅令第五十三號）同令施行規則（大正十一年關東廳令第五十號）に依つて、生阿片及藥用阿片の賣下及交付竝に藥用阿片の製造は之を官の獨占するところとなつて居る。之は臺灣の阿片專賣と同樣財政上の理由に基く專賣ではなく警察取締上の目的を主眼としたものである。

而して阿片煙膏は特許制度に依り特に阿片癮者に限り救療上必要と認めた限度に於て之が吸食を許されるが、其の煙膏は官に於て製造せず官の指定する小賣人が之を調製する。昭和七年末に於ける吸食特許者は全部滿洲國人で三萬一千二百四十八人、小賣人は百二人、同年度專賣收入は四百五十二萬八千圓である。尙建國以來支那の阿片斷禁政策を踏襲せる滿洲國が、國內密吸飲者の救療を主眼として昭和八年一月漸禁方針に基き阿片專賣制度を實施するに及び、我が滿鐵附屬地に於ても概ね關東州內の制度に等しき專賣を施行することとなり、南滿洲鐵道附屬地阿片取締規則（昭和八年四月二十五日關東廳令第十四號）を以て同年五月十日より實施するに至つた。

第五　地方財政

一　概況

關東州地方費に關する制度は明治四十年勅令第四十八號關東州地方費令に基き創設せられ、地方收入（地方稅、其の他）を以て直接地方住民の安寧福利に關する行政施設費（會屯事務費、敎育費、衞生費、勸業費、營繕土木費、救育費、營造物及地方費取扱費等）を支辨するものである。

地方稅と稱するものは營業稅及雜種稅の二種にして、明治四十年の創設に係り其の後同四十五年の改正を經たが、課稅標準其の他に付尙改正を要すべき諸點があつたので昭和五年三月大改正を加へ、營業稅に在りては新に鐵道業を課稅圈內に入れると共に、從來の賦課營業に於ける課稅標準を整理して平均二割二分を輕減し、雜種稅に在りても均衡上三種目の新規課稅を加へ、在來種目に對しては平均一割六分の減稅を爲し、共に昭和五年度より之を實施した。

尙地方費の內容は左の通である。（昭和七年度決算、單位千圓）

地方費收入

○經常部	
租稅	一、六七八
事業及財產收入	一、九八九
雜收入	二七四
計	三、九四一
○臨時部	
物品拂下代	四四
寄附金	一四
國庫補助金	一、四〇八
前年度剩餘金繰入	二、八〇六
計	四、二七〇
總計	八、二一二

地方費支出

○經常部	
會屯事務費	三一
敎育費	五四三
勸業費	四六
衞生費	三四六
營造物費	二五六
救育費	二
消防費	一二七
作業費	一、〇〇一
土木維持費	二九二
地方費取扱費	一一〇
諸支出金	一七

豫備費	二、七七一	—
計		
○臨時部		
營繕及土木費	九二四	—
補助費	一、九二七	四
調査費	五八	—
産業奬勵費	—	—
博覽會出品費	—	—
金融組合貸付金	—	—
退職特別賚金	四九	—
計		
總計	二、九六二	五、七三三

二　地方公課負擔額

關東州に於ける地方公共團體の賦課する租税を內地に於ける其れと比較し、且其の一戸當及一人當の負擔割合を算出比較せば左の通である。

關東州	稅收入豫算	負擔額 一戸當	負擔額 一人當	內地	稅收入豫算	負擔額 一戸當	負擔額 一人當
	圓	圓	圓		圓	圓	圓
地方費	一、九六九、五四四	一三、〇九四	二、〇九九	道府縣	二三五、四八六、七〇六	一七、一七四五	三、四九九
市會	七八八、九九三	一三、一八四	二、五〇七	市	一一三、五九一、八四〇	八、九四二	一、七六二
合計	九八二、四三四	一〇、三〇七	一、五一九	町村	二一三、一七〇、〇〇六	一六、七七七	三、三〇六
	三、七四〇、九八一	二三、二四三	一、九六九	合計	五五二、二四八、五五三	四三、四七四	八、五六九

備考

一、關東州に於ける稅收入豫算額は昭和六年度調定額に依り、一戸當及一人當負擔額の算出基礎たる戸數及人口は昭和六年末日現在の調査に依り算出

二、內地に於ける稅收入額は昭和七年度當初豫算に依り、一戸當及一人當負擔額は昭和五年十月一日現在の國勢調査の結果に依る世帶數及人口を以て計算す

第五節　南洋群島

第一歲計

南洋群島に於ても亦特別會計制度であつて、(南洋廳特別會計法大正十一年法律第十七號)從來一般會計からの補充金を以て維持經理して居たが、昭和七年度よりは補充金を受けずに經理し得るに至つた。

其の歲出入の概況は左の通である。(括弧內は國庫補充金、單位千圓)

	歲入	歲出
同和五年	七、三六七 (一、〇〇〇)	四、六五八
同六年	七、六九八 (二七二)	四、五七六
同七年	七、九五三	四、七三三
同八年(豫算)	五、六二八	五、六二八

今昭和七年度の決算額に就て其の財政狀態の一端を窺ふに左の通である。(單位千圓)

歲入 科目	收入濟額
○經常部	
租稅收入	三、二一二
官業及官有財產收入	一、五七三
印紙收入	一四
雜收入	一九
合計	四、八一九
○臨時部	
官有物拂下代	一二
前年度剩餘金	三、一二二

科目	支出濟額
合計	三、一三四
總計	七、九五三
○經常部	
南洋廳	二、四七五
國債整理基金	四
特別會計繰入	
恩給負擔金	二〇
合計	二、五〇〇
○臨時部	
事業費	八四二
奬勵及補助費	一、三四七
土地調査費	四二
合計	二、二三三
總計	四、七三三

第二　租　稅

南洋群島に於ける租稅種目は大正十一年南洋廳設置後左記四種とし、勅令又は其の委任に依り南洋廳令の定むるところに依り同廳支廳長が之を賦課徴收するものであるが、各稅に付略說すれば左の通である。

一　人頭稅

島民に對するものと、島民以外の者に對するものとの二種に分れ、前者は島民にして同群島に居住する十六歲以上の男子に之を賦課し、其の稅率は年額十圓以內（資產を有する者に對しては特に四十圓迄賦課し得る）とし、支廳長は土地の狀況及舊慣に依り長官の認可を得て其の稅額を決定する。尙ヤルート支廳管內に於けるものに付ては舊慣上コプラを以て代納せしむることが出來る。

島民以外の人頭稅は大正十一年南洋廳令第十五號に基き、住民の生活の狀態竝に資產の狀況を斟酌し所轄支廳長が之を決定し（一等一年の收益九千圓以上）乃至十一等（一年の收益五百圓未滿）に分ち、稅額は一人に付最高五十圓、最低二圓である。

二　鑛區稅

大正五年南洋群島鑛業規則に依り群島に於ける鑛業人に對し其の鑛區千坪每に年一圓の稅を課することとなつて居る。

三　出港稅

南洋群島より內地、朝鮮、臺灣又は樺太に移出する物品にして此等移出先に於て內國稅を課する物品（砂糖、糖蜜、酒類、酒精等）に對し、移出の際移出先に於ける內國稅（砂糖消費稅、酒稅等）の稅率と同一の稅率を以て課する。其の課稅物品の大部分は砂糖で、本稅は南洋廳租稅收入の九割餘を占むる重要財源である。

四　關　稅

大正十一年勅令第二百九十五號を以て南洋群島に於ける關稅に關しては關稅法、關稅定率法等に依ることとなつて居り、サイパン、パラオ、アンガウル、ヤルート、トラツクを開港と定め、關稅の事務は南洋廳長官が大藏大臣の監督を承けて之を掌つて居る。

昭和七年度に於ける各稅收入は左の通である。（單位圓）

人頭稅		八一、七二二
內	島民	五〇、九二四
	島民以外の者	三〇、七九七
鑛區稅		一四三
出港稅		三、〇九〇、〇〇〇
關稅		四〇、四二八
總計		三、一一二、二九四

産

業

各主要産物比較

（昭和七年（単位千円）

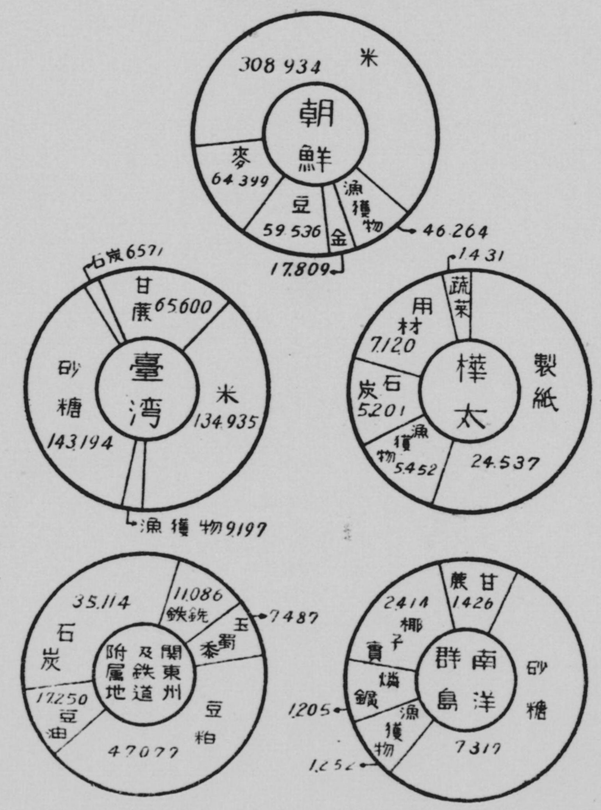

第六章　産業

第一節　農業

第一項　朝鮮

第一　概況

農業は古來より朝鮮産業の樞軸たる地位を占め、現在に於ても總人口の約八割は農業に從事し、其の生産價額は各種産業生産物價額の約八割に相當し、輸移出額に付て觀るも亦總輸出額の約七割七厘を占むるの狀態に在る。然しながら日韓併合以前に於ては引續く秕政の結果農民の知識、經濟力極めて低く、農事の改良行はれず、官憲の指導奬勵も見るべきものなく、且山林の荒廢に依る旱魃洪水の被害甚大にして著しく農村の疲弊を招來する有樣であつた。玆に於て併合と共に當局は農事改良に最も力を盡し、先づ勸農機關を設けて實地に指導奬勵を行ふと共に、水利開墾事業を助成し或は耕種の改良、耕地整理を行はしむる等各般の施設改善に努めたる結果近來其の面目を一新するに至つた。就中米は農産品中の王位に在り、農産總價額の約四割に當り、更に之を貿易上より觀るも農産物總輸移出額の約七割を占むるの狀勢に在るを以て、朝鮮の産業政策として産米の增加を基調とせねばならぬ趨勢に在る。故に大正九年以來後述するが如き産米增殖計畫を樹立して積極的に灌漑設備の改善、土地改良事業の實施に着手するに至つた。更に昭和六年には中小農家の食糧充實を主なる目的とし、主要畑作物の改良增殖を圖る爲畑作改良增殖十二箇年計畫を樹て目下着々實行の途上に在る。尙農家の副業として最も好適なる養蠶は大正十四年産繭百萬石增收計畫を擁立し、竝

に家畜の飼育等を奬勵し、朝鮮産業の發達惹いては農家經濟の向上を圖らんとして居る。

第二　組織及經營

一　耕　地

昭和七年末現在に於ける耕地面積は畓(田)百六十六萬九千六百町歩、田(畑)二百七十九萬八百町歩、合計四百四十六萬四百町歩にして其の內小作地面積は畓百十二萬四千七百町歩、田百三十九萬四百町歩、合計二百五十一萬五千町歩に達し其の總面積の五割七分を示す狀態である。尙又農家一戸當り平均耕地面積は畓五段八畝、田一町三畝、合計一町六段一畝（火田を含む）にして內地の一町九畝歩に比すると遙に多いが、從來粗放的農法を營み肥料の使用尠く、其の收穫高は內地に比し著しく劣り、米の一段歩平均收穫高は僅に九斗九升五合（內地一石八斗）に過ぎぬ狀態である。然れども產米增殖計畫に伴ふ農事改良資金の供給による金肥の使用增加、堆肥の奬勵等所謂集約的農法が行はれるに至つた結果著しく其の收穫高を增加したる地方多く、朝鮮全體としても今後其の收穫高の增加を期待することが出來るのである。

二　農　家

昭和七年末現在に於ける農家戸數二百九十三萬一千戸中地主十萬五千戸、自作農四十七萬六千戸、自作兼小作七十四萬三千戸、純小作百五十四萬六千戸にして、自作兼小作及純小作は總戸數の七割八分に當り、而も此の割合は漸次增大の傾向を示して居る。

三　小作慣行

朝鮮の農業は主として小作農に依つて行はれるにも拘らず小作方法に關しては唯古來の慣習に依つて行はるるの狀態であつて、耕作期以外は何時たりとも地主の一方的意思を以て小作人を變更し、地稅其の他の公租公課は形式上は地主の負擔なるも實際に於ては小作人に轉嫁すること多く、又各種の名目の下に金品無償勞役を要求す。地主中には又直接に土地の管理を行はず、舍音なる管理人を置く者多きが故に舍音にして其の地位を利用し私利を圖る者も尠くない。斯樣な小作慣行は小作人の生活の安定を奪ひ、小作地の生產增殖を妨ぐること多く惹いては小作爭議勃發の原因を爲し、農業の健全なる發達を阻害する結果となるので、本府は農業と樞要なる數道に小作官を置き小作に關する事務を掌らしめ、又朝鮮小作調停令を發布して小作に關する紛議の調停を行ふ等鋭意小作慣行の改善を圖つて居る。而して今其の小作の種類に付て觀るに大同江及鴨綠江沿岸の一部には賭地と稱する永小作が行はれて居るが、他は殆ど年期小作にして之を小作料徵收の方法により分類すると次の通である。

(イ)　定租法　年の豐凶に拘らず一定額の小作料を收納する方法であつて、水利不完全にして天災に禍せられる事多き朝鮮に於ては、此の方法の實行せられるは田又は水利灌漑の完備し比較的旱水害尠く每年の收穫量に甚だしき差異なき畓の一部である。而して小作料率は平年作の四割乃至五割を普通とするが一般に高騰の傾向がある。

(ロ)　執租法　作物の刈取前に地主又は其の代理人が、小作地の立毛に付其の收穫高を看檢し一定の比率に依り地主小作人に分配して小作料額を定むる方法であつて、此の場合の契約小作料率は見込收穫高の五割を普通とするが、其の實納小作料は六、七割に達するものが尠くない實情に在る。

(ハ)　打租法　作物の收穫に當り一定の比率で收穫物を分折收得する方法であつて、普通其の率は五割であるが小作人等は徒に其の名目のみ良くて實の伴はざる定租、執租よりも優れりとして此の方法を歡迎する者が多い。然

し地主側からすれば、小作料收納に多くの手數を要し收穫の時期を失するといふ缺點がある。

第三　勸農機關及其の他の施設

一　農事試驗場

農事試驗場は總督府の管轄に屬し本場を京畿道水原に置き、同女子蠶業講習所、裡里南鮮支場、沙里院西鮮支場、晉天堡北鮮支場、木浦棉作支場、其の他の支場、出張所を設けて農業上の指導講習竝に農事の改良發達に資すべき調査試驗、種苗、蠶種、種畜の配付等に從事して居る。

二　各道に於ける勸農機關

各道に於ては道農事試驗場及道原蠶種製造所を設け、風土に應じて適種の育成配付、蠶業の講習講話、原蠶種の製造配付を行ひ、且種苗、蠶種等の試驗調査を行ひ、大正八年以來道蠶業取締所を設置して蠶病の豫防及蠶種桑苗の生産販賣繭の賣買等に關する取締を爲して居る。

三　農　會

農業改良發達を目的とする農業團體は從來全鮮各道各地に存し、各種事業毎に單獨に組織せられ、各專門の技術員を置いて組合員の指導に當り相當の成績を擧げたけれども、此等の團體は相互の連絡統一を缺き、而も未だ法令の根據もなく、從つて其の完全なる發達を期することが困難であつたので、大正十五年三月朝鮮農會令を公布し此等團體を併合統一して系統的に成立せしむることとなつたが、獨り畜産同業組合のみは業態及其の沿革などから依然として別に存續した(平南のみは併合す)。然しこれも昭和八年四月一日農會に併合せられ、上述の缺陷は全く之を除去することを得て農事の改良發達に貢獻して居る。現在二百二十の郡島農會竝に各道の道農會の設立を見、昭和二年三月には朝鮮農會を設立し、玆に系統的農會が成立した。

四　水利組合

朝鮮の農業水利は從來極度に疲弊し殆ど不安なる天水に俟ち、一度天災に遭遇せば忽ち凶作に禍せられ、農民の困苦甚しきものがあつたので、積極的に之が改善を爲すの必要が認められ、總督府に於ては大正六年七月水利組合令發布以來大規模に灌漑施設を奬勵し、又荒廢に歸せる在來の堤堰（內地の溜池）及洑(內地の堰)の修築を助成した結果、水利組合及其の他に依つて灌漑設備を有するもの全鮮畓總面積の約三割に達するに至つたが、他の七割は尙不安なる狀態に在る爲、大正八年四月水利組合補助規定を發布し、面積二百町歩以上の事業調査は申請に依り總督府に於て之を行ひ、又補助金を支出することとし、同九年十二月産米增殖計畫の樹立と共に土地改良事業補助規則を發布し、事業助成の範圍を擴張して個人經營の事業に對しても補助金を交付することとし之が發展を圖つたのであるが、更に大正十五年に至り産米增殖計畫を更新せらるるや其の助成が厚くなり、組合組織の計畫が勃興するに至つた。今昭和七年末現在に於ける水利組合の狀況を見れば左の通である。

	既定工事を完了せる組合	工事中又は起工準備中に屬する組合
組合數	一八三	一一
蒙利面積	一九九、三四二町歩	二三、七一六町歩
事業費	一二二、七九一、七八八圓	一五、六八五、一九〇圓

反當り事業費	六一圓六〇錢	六六圓一四錢

五　朝鮮産米增殖計畫

朝鮮に於ける米穀の生産の增加は民衆の經濟に大なる影響を及ぼすのみならず、又內地の人口食糧問題の解決に資する所大なるものがあるので、施政以來品種及耕種法の改善等に依りて産米の增加を圖つた結果、其の生産は增加し又輸移出量も非常に增加したが、今後尙一層産米の增加を圖るには積極的に耕地の改良擴張を行ふの必要を認められ、總督府に於ては大正九年以降十五箇年を期する産米增殖計畫を確立し、總經費一億六千八百萬圓を以て約四十二萬町歩に亘る既成畓灌漑改善、田を畓とする地目變換及開墾干拓に依る開畓等の事業を助長し、併せて農耕法の改良を勵行し以て九百萬石の産米を得んとして工事に着手した。然るに此の計畫は其の後財界の變動等に伴ひ豫期の成績を擧ぐるを得なかつたので、大正十五年に至り計畫を更新し同年度以降十四箇年を期し三十五萬町歩の土地改良事業を完成し、耕種法の改善と相俟つて約八百二十萬石の産米增加を圖らんとし、事業資金總額三億二千五百餘萬圓の內土地改良資金二億八千五百餘萬圓、農事改良資金四千萬圓とし、土地改良事業補助金六千五百萬圓及企業者自身に於て調達すべき金額二千二百萬圓を控除した。殘額二億三千八百萬圓の半額は政府の預金部より低利資金を供給し、他の半額は朝鮮殖産銀行及東洋拓殖産株式會社をして調達せしめることとし、且又土地改良事業の代行機關として朝鮮土地改良株式會社を設立せしめ、以て本計畫遂行上支障なきを期した。

而して本計畫完成の曉に於ては約八百二十萬石の産米增加を得て將來に於ける需要の增加を控除するも尙約五百萬石を輸移出に振向けることが出來、現時の輸移出高と合して約一千萬石の輸移出高となる見込である。

六　畑作改良增殖計畫

朝鮮に於ける畑面積は二百七十二萬陌餘にして耕地總面積の三分の二を占め、之が栽培作物は概ね主要食糧たる麥、豆、雜穀にして、此等の改良增産に對しては指導奬勵に努めたるも尙其の生産額は鮮內の需要を充たし得ず、近年に至りては粟、小麥、雜穀及豆類等食糧農産物の輸移入高每年三百餘萬石、其の價格四千三百餘萬圓に達する情勢に鑑み、粟、麥類、大豆の增殖を行ふこととし、昭和六年以降十二箇年を期し優良品種の育成普及、耕種法の改善竝に指導の徹底等に依り畑作物の增産を圖り、以て鮮內の食糧充實、貿易の改善、農家經濟の安定に資せしめんとして畑作改良增殖計畫を樹立して實施中である。

右計畫はイ)優良品種の育成竝に普及　ロ)指導團の設置　ハ)畑作改良組合の設置　ニ)專任指導技術員配置等の施設に依り、計畫實施を完了すべき十二箇年後には現在生産高に比し大麥四百七十六萬石、小麥百五十四萬石、裸麥二十四萬石、大豆百十一萬石、粟二百九十五萬石を增收する豫定である。

七　北鮮開拓事業の狀況

咸鏡南北道、平安南北道及江原道の一部の廣大なる國有林野中には農耕適地多く開拓の餘地頗る大なるを以て、昭和五年度に於て北鮮農事調査費を計上し、咸鏡南道甲山郡普惠面に農事試驗場の北鮮支場を設置し、之が開發の根本對策樹立上必要なる基礎的試驗調査を開始せるが、北鮮開拓の急を要する事情あるに鑑み開拓に必要なる資料を急速に蒐集する目的を以て昭和六年度に於て北鮮農事調査費を增額し開拓に必要なる試驗調査を行つて居る。

八　米穀倉庫及會社設立の狀況

(一)　米穀倉庫計畫

從來朝鮮の農家は秋收期に於て米價の如何を問はず、其の生産米を放賣せざるべからざる經濟狀態の者大多數を占め、其の販賣せられたる米は一時に開港地其の他に於て調製せられ其の儘內地市場に殺到するを例とし、之が爲米價は著しく壓迫せられ延て朝鮮農家經濟の蒙る損失鮮少ならざりしを以て、本府は昭和四年度に於て農業倉庫設置計畫を樹立し極力季節的偏倚移出の緩和を圖らんとせり。時恰も內閣に於て開催せられたる米穀調査委員會は漸く其の結論を得、朝鮮總督府は鮮米の移出を每月平均的に統制するの要あるものとせるに依り、右計畫案を改訂し玆に五箇年計畫の米穀倉庫案を樹立し、生産地の多數の農業倉庫を開港地に大規模の移出米穀倉庫を設置して極力鮮米の移出統制を圖ることとし、農業倉庫五十箇所（一萬二千五百坪）及移出米穀倉庫五箇所（一萬二千五百坪）を設置することとし目下其の計畫遂行中である。

（二）保護助成

右米穀倉庫計畫は朝鮮としては創始の事業であるから本事業遂行には多大の困難を伴ふ爲、農業倉庫に對しては建設費の七割以內及三年間の經營費として一箇所千八百圓の補助金を交付し、移出米穀倉庫に對しては建設、買收、借庫に對し其の六割以內の補助金を交付する計畫である。

（三）米穀倉庫の實施狀況

（イ）農業倉庫

昭和七年度現在	昭和八年度竣功豫定	計
八、五七〇坪	一、七五〇坪	一〇、三二〇坪

（ロ）米穀倉庫會社倉庫

昭和七年度現在所有	昭和八年度竣功豫定	計
五、二四五坪	八五〇坪	六、〇九五坪

昭和七年度經常借庫　七、八六四坪

九　穀物檢査

朝鮮米の輸移出數量は產米增殖計畫の進捗及耕種法の改善等に伴ひ逐年增加の趨勢を辿ると共に、其の取引方法の如きも精緻の度を加ふるに拘らず、其の取引の根幹をなす檢査制度は從來各道區々に獨立し、其の行政區劃を檢査區域となす爲同一生產狀態或は同一取引系統のものでも皆異れる標準米に依つて檢査を受ける爲實際に即せざる點頗る多く、從つて取引上の不便亦尠くないのみでなく、輸送の途次若は貯藏中被れる損傷品を發見せる場合でも檢査員の權限は自道產米のみに限らるるを以て、他道檢査品に付之を再檢査し其の輸移出を防止することが出來なかつた爲、鮮米の聲價を損傷すること尠くなかつた。仍て昭和七年十月一日から各道檢査を本府の直轄とし、全鮮を左記檢査區域に分轄して同一生產狀態又は同一取引系統のものは之を同一檢査區域に包含させ、同一標準米に依て檢査を爲すこととし、檢査制度の根本的改正を行ふこととなつた。

本所	京城
釜山支所	慶尙南北道一圓
木浦支所	全羅南道一圓

群山支所　全羅北道一圓及忠清南北道の一部
仁川支所　京畿道一圓及忠清南北道、黄海道、江原道の各一部
鎭南浦支所　平安南北道一圓及黄海道の一部
元山支所　咸鏡南北道一圓及江原道の一部

一〇　肥料取締

産米其の他各種農産物の増殖計畫に伴ひ鮮内に於ける販賣肥料の需要は逐年激増するに至つたので、昭和二年九月朝鮮肥料取締令を公布し肥料の取締を嚴重にし品位の向上改善に努めて居る。

而して昭和六年に於ける肥料營業者數は約一萬人にして、法規違反事件は二千六百件に達し、大體肥料營業者四人に付一件の割合になつて居る。

第四　主要農産物概況

一　米

總督府に於ては夙に米穀生産の増加を圖ると共に、補食作物たる雜穀類の栽培を奬勵して米の輸移出量を多からしむる方針を採り、又各種試驗の成績に鑑み各地の風土に適する優良種の栽培を奬勵し、有利なる肥料の使用を指導し且耕作上の改良及收穫物の乾燥調製に對しても周到なる注意を加へ、他方米穀檢査を嚴重にした結果優良種米の收穫増加し、全收穫の約七割八分を占めて朝鮮産米の聲價を擧げた。今併合當時と最近に於ける生産狀況及輸移出高を比較すれば次の如く異常な進歩を示して居る。

米作付反別、收穫高及輸移出高

年次	作付反別	收穫高	輸移出高
明治四十三年	一、三五二、七九六	一〇、四〇五、六一三石	七九八、九七六石
昭和四年	一、六三二、〇六四	一三、七〇一、七四六	五、七九〇、八一一
同五年	一、六六二、〇二〇	一九、一八〇、六七七	五、一七三、二九三
同六年	一、六七四、六一〇	一五、八七二、九九九	九、〇五八、八三五
同七年	一、六四三、四四九	一六、三四五、八二五	七、五〇八、四四二

而して輸移出高の殆ど全部は内地への移出である。

斯くの如く産米の増殖と共に内地への移出も亦増加するに至つたのであるが、元來朝鮮の農民は其の經濟力薄弱なるが爲に、秋收期に於て米價の如何を考慮することなく一時に之を放賣し、之が内地市場に殺到して内地米價に重大なる影響を及ぼすのみならず、朝鮮米の價格を下落せしめ爲に蒙る朝鮮の不利益甚大なるものがあつたので、經濟的施設によりて移出數量の平均を企圖するの必要痛感せられ、總督府に於ては曩に農業倉庫の普及計畫を樹て、生産者に平均賣を奬勵し漸次移出の調節を行ふこととし、昭和四年度に於て主要産米地方に二萬五千三百餘石を收容し得る農業倉庫を創設した。然るに同年以來開催せられたる米穀調査會に於ても朝鮮米の問題が其の中心を爲したのに鑑み、總督府に於ては該委員會の答申案に基き現在に於ける季節的過剩移出量百萬石の調節を爲す目的で、主要産米地方竝に主要移出地に米穀倉庫を設置するの計畫を樹て、第一期計畫は昭和五年より五箇年を期し合計百萬石

を收容し、第二期計畫は其の後十箇年を期し更に百五十萬石を收容せんとするものであり、第一期及第二期計畫を通じ政府より六千萬圓の預金部資金の融通を受くる計畫で、昭和五年度には先づ五百八十五萬圓の融通を受けた。

二　麥

麥（大、小裸麥）は主として農家の食糧用として其の生產の增加を圖り、一般田作の外南鮮地方に於ては灌漑水の豐富なる畓の裏作として其の作付を奬勵し施肥其の他耕作上の改良を督勵した結果裏作も亦漸次盛になつた。昭和七年に於ける麥の收穫高は合計千六十二萬石である。

三　大　豆

品質數量共に良好にして各道到る處に栽培せられ、殊に西北部には優良品も產し內地及滿洲種に比較すれば蛋白質に富み、豆腐、味噌、醬油等の原料として貴ばる。昭和七年の收穫高は四百四十一萬石にして輸移出額百七十一萬石、其の價格二千五十四萬圓に上り米と共に重要輸移出品である。

四　粟

粟作は西北鮮地方に於ける主要作物にして古來相當重要視せられ作付面積は米、麥に次ぎ、其の生產總額は五百五十萬石に達するも鮮內の需要に充たない狀態である。昭和七年の收穫高五百五十四萬石輸移入高百五十八萬石である。

五　棉　花

在來種は纖維長くして彈力に富み各種の用途に適するも、品質優良ならざるを以て其の改良增殖を圖る爲、明治三十九年以降木浦に棉作支場を設け、紡績原料に最も適した米國陸地棉栽培試驗を行つた結果其の成績良好であつたので、總督府に於ては大正元年以降六ケ年を期し陸地棉奬勵計畫を樹立し、南鮮地方に陸地棉の栽培を奬勵した結果其の產額漸次增加したが、大體豫期の成果をあげたので續いて大正八年第二期計畫を樹立し、南鮮地方の陸地棉の積極的奬勵と共に西鮮地方に於ける在來棉の奬勵增殖をも行つた。同計畫に依れば作付總反別を二十五萬町步と爲し、生產額を約二億五千萬斤になさんとしたのであるが、昭和四年に於て既往の實績に鑑み作付反別の積極的擴張を中止し、專ら集約栽培を奬勵し反當收量の增加を圖り、以て棉作の堅實なる發達を期することとした。然るに最近に於ける農村の窮乏の實情並に國際情勢の動きは、國內棉花需給の要切なるものあるに鑑み、總督府は新に棉花增產計畫を樹立し棉作に對し一段の積極的奬勵を加ふることとなつた。而して本計畫は昭和八年以降二十年を期し作付面積五十萬町步實棉生產高六億斤に達せしめんとするものなるが、之が實施を二期に分ち第一期は十年間に作付反別二十五萬町步實棉生產高三億斤に到達せしめ、其の後更に第二期計畫として如上の程度に增加せしめんとするものである。昭和七年に於ける棉作實收高は次の通である。

區別	作付反別（町）	收穫高（斤）
陸地棉	一〇〇、三三二	一一一、九〇九、一六四
在來棉	五八、九三八	四二、三六八、五九三
計	一五九、二七〇	一五四、二七七、七五七

六　養蠶及製絲

朝鮮の養蠶は氣候風土好適にして且土地、勞力低廉なる爲農家の副業として最も適當なるものである。然るに從來

其の飼育方法極めて幼稚粗雜であり、桑樹の肥培管理も殆ど行はれず繭質不良不齊にして產額も至つて尠なかつた。故に總督府に於ては各道と協力して之が試驗取締を爲すと共に奬勵に全力を盡し斯業の發達を圖つて來たが、更に大正十四年度より向ふ十五箇年を期し產繭を百萬石に增殖するの計畫を樹て、之に要する桑田增殖の爲其の植栽桑苗に對し年々補助金を交付すると共に、植栽技術者を配置し之が振興を期することとした。其の結果始政當時に於て飼育戶數七萬六千餘戶、產繭額二萬石に過ぎなかつたものが、昭和七年には桑田反別約七萬八千八百九十町步、飼育戶數七十八萬六千餘戶、產繭額五十九萬三千餘石に達した。然るに從來製絲技術頗る幼稚にして優良繭も却つて粗惡なる生絲を製するに過ぎなかつたので、寧ろ製絲を爲さず成る可く繭のまま賣却するが得策なるを認め、地方道府郡又は道郡農會斡旋の下に之が共同販賣を奬勵し、此の共同販賣繭は大部分主として鮮內製絲業者と隨意契約に依りて取引されて居る。而して昭和七年に於ては共同販賣數量約二十七萬九千餘石に達した。又產繭額の增加に伴ひ繭絲質保全向上の爲昭和二年以來道郡農會の建設する大型乾繭場に對し國庫補助金を交付し之れが奬勵に努めたる結果、昭和七年に於ては國庫補助に依る乾繭場三十八箇所一晝夜乾繭能力六千三百餘石を有するに至り逐年增加の狀勢である。

尙近時蠶業の發達に伴ひ機械製絲業の勃興を來し又座繰製絲も增加した。昭和七年に於ける製絲戶數は機械に依るもの六十戶、其の他に依るもの二十九萬四千七百八十五戶、計二十九萬四千八百四十五戶にして、生絲產額は機械に依るもの二十六萬三百十九貫にして主として輸出向として殆ど全部內地に移出せられ、其の他に依るものは十四萬五千九百餘貫である。斯の如く製絲業の發達によりて工場組織が各地に出現するに至つたが、然し乍ら鮮內に於ける產繭は專ら鮮內にて消化せしめ、合理的に製絲業の發達を期する必要より製絲工場の亂設を制限して居る。

七　畜　產

由來朝鮮人は愛畜心に富み殊に畜牛の飼育管理に長じ、朝鮮牛は體質强健性質溫順で而かも粗雜な飼養に耐え得るので農耕運搬上缺くべからざるものであり、又其の肉は肥育せば頗る美味である。故に總督府に於ては農業の發達に資する爲且又內地移出の爲に極力畜牛の繁殖改良を圖ると共に、防疫等の施設を充實したので其の頭數著しく增加し、明治四十三年末には飼育數七十萬頭、輸移出數二萬頭に過ぎなかつたものが、昭和七年末には飼育數百六十六萬四千頭に上り、輸移出四萬三千百頭、價格二百九十萬一千圓に達した。

朝鮮在來種馬は體格矮小で其の價値少きも近年一般產業の發達と道路の改修に伴ひ、內地、支那產馬の輸移入が增加したことに鑑み、咸鏡北道に於ては種馬所を設けて馬產の改良を圖り相當の成績を擧げて居る。

緬羊は國策として羊毛の自給に資せむが爲に之が飼養の普及を奬勵して居る。又養豚養鷄に至りては在來種は品質何れも劣等で利益少きを以て、始政以來改良種を奬勵普及せる結果豚は百三十四萬頭に對し、四八%、鷄は六百六十萬羽に對し四一%の普及步合を示すに至り、何れも相當の成績を擧ぐるに至つた。因みに昭和七年末に於ける飼育數、馬五萬四千頭、緬羊二千二百頭に及んで居る。惟ふに朝鮮の畜產は營農上重要なる位地を占め、更に之を進むるの必要と之が發達の餘地は充分なるが爲其の前途は頗る有望なりと言ふべきである。

第二項　臺　灣

第一　概　況

臺灣の地勢は高峻なる中央山脈が南北に縱貫し其の西方は緩斜で廣濶な沃野開け、東方は傾斜急で海岸山脈との間に

狹少なる平野を見るのみである。從て本島の農業は主として西部平野地方に於て行はれる。本島は熱帶及亞熱帶に位し、高溫と强烈な日光に惠まれ、多雨と相俟つて各種の農產が頗る豐富で、近時諸般の施設經營の發達に伴ひ明治三十三年に於て三千萬圓に過ぎなかつた農業生產額は、昭和七年に於ては二億七千餘萬圓に上つて居る。

農產は米を主とし甘蔗、豚、甘藷、バナナ、茶、鷄、落花生、牛、鳳梨、柑橘類等が順次之に次ぐものである。此等の中米は澎湖列島を除き全島に普く栽培せられ、氣候の關係上一年二回の收穫が出來る。

甘藷は全島に普く又バナナ、甘蔗は主に中南部に多く栽培せられ、茶、柑橘類は北部に、落花生は中南部及澎湖列島よりの產が多く、豚、鷄は農家は必ず副業的に飼養して居る。

第二　耕　地

昭和七年末の耕地面積は田四十三萬九千四百六十六甲（一甲は九段七畝二十四歩）畑四十萬二百六十四甲、計八十三萬九千七百三十甲で本島總面積の二十三%、蓄地除外面積の四十二%に當る。農家一戶當り耕地面積は二・〇八甲、農業者一人當〇・三三甲であつて、本島の農耕は殆ど本島人の手に依つて行はれて居る。

第三　經　營

農業は本島の主要產業で之に從事するものは全人口の五四%を占め、昭和七年末の調査に依れば農家戶數四十萬四千二戶、人口二百五十七萬六千三人である。此の中小作農の戶數は三八%、自作兼小作農は二九%を占め、尙殘部三三%は自作農であつて、小作經營竝に自作兼小作經營の割合が頗る大で小作問題の影響する範圍が又頗る大である。又農家の經營規模を觀るに、內地に比しては大であるが諸外國に比すれば極めて小である。即ち大正九、十年農業基本調査に依れば、本島農家一戶當平均耕地面積二甲歩に滿たない面積を經營する農家戶數は總農家戶數の七割七分の多きを占め、比較的規模の大なる經營面積二甲歩以上五甲歩未滿の農家は約一割八分、五甲歩以上を經營する大規模のものは五分である。

第四　小作制度

最近の調査（昭和五年四月現在）に依れば全島農耕地中小作地は水田四十萬一千九百餘甲の中二十六萬五千四百餘甲、畑四十萬一千百餘甲の中十七萬四千三百餘甲である。即ち小作地の總耕地面積に對する割合及小作農家の總農家戶數に對する割合（前項參照）は共に頗る大なるものあるが、之を支配する舊來の慣行中には小作人の地位を不安ならしむると共に農產の增殖を阻害する事大なるものがある。

而して舊來の小作慣行中改善を要すると認むべきものは左の通である。

イ　小作契約は多くは口頭を以て締結せられること

ロ　小作契約期間の定めなきもの多く、偶々定あるも期間短く且容易に地主に於て中途解約をなし得る樣契約しあること

ハ　水田小作料に於て第一期作の小作料納入割合が第二期作納入割合に比し頗る大なること

ニ　畑小作料は前納多きこと

ホ　小作料代金納入の場合は地主のみにて換算價格を決定するもの多きこと

ヘ　小作料の品質につき定無き場合多きこと

ト　「鐵租」と稱し凶作の場合と雖も減免せざるもの多きこと

チ　地主が屢々且容易に小作料の引上をなすこと

リ　小作料の保證として小作人より徵する磧地金高額にして、而も之が利子を小作人に返還せざること

ヌ　耕地の轉貸盛なること

ル　「佃頭」と稱し地主小作人の間に介在し專ら職業的に中間利益獲得の爲轉貸を行ふ階級あること

第五　勸農機關及其の他の施設

一　農業試驗機關及其の他の機關

農業關係の試驗機關としては中央研究所農業部、糖業試驗所、各州農事試驗場及廳農會農場があり其の他の機關としては殖産局附屬の諸機關がある。

中央研究所農業部には種藝、農藝化學、植物病理、應用動物及畜産の各科があり各主要地に支所を有して居る。

州農事試驗場は五箇所、廳農會農場は一箇所ある。

殖産局附屬機關には養蠶所、植物檢査所、米穀檢査所、蔗苗養成所、鳳梨種苗養成所、茶檢査所、茶業傳習所、獸疫血清製造所、肥料檢査所、東部農産試驗場、鳳梨罐詰檢査所がある。

二　農業團體

農會　臺灣に於ける農會の濫觴は明治三十三年で爾來各地に設置されたが、明治四十一年十二月臺灣農會規則及同施行規則の發布に依つて法人格を有する廳農會の設立を見、爾來地方制度の改正に伴ふて屢々變遷があつて、現在の五州三廳農會となつたが基礎益々强固となり、總督府の施設經營と相俟つて地方農政上最も有力な助長機關として斯業の指導奬勵の任に當つて居る。

農業組合、農事實行小組合　各州廳及州廳農會の農事指導奬勵方針に從ひ郡、街、庄又は大字、小字等を區域とする農業組合は農事實行組合が全島に亘り二千以上も設立せられて居る。此等の組合は地方に於ける農事の改良奬勵或は農家經濟の向上を主たる目的として居る。

業佃會、興農倡和會　小作關係の改善を主目的とするものであつて、郡又は街庄を區域とする地主小作人協調團體で不良小作慣行の改善、小作紛爭の調停、其の他地主小作人協調施設等に活動して好成績を收めて居る。

三　農業施設

産米改良　明治四十三年以來在來米の品種改良に付ては米種改良事業を徹底的に行ひ其の效果を收めたが、蓬萊米（內地種水稻）に付ては昭和元年より其の栽培の健全なる發達を遂げしむる爲、州又は州農會をして原種田を經營せしめ、これに國庫補助金を下附して優良原種の普及を圖ると共に蓬萊米の商品的統一を圖つて居る。

農業倉庫設備奬勵　産米の腐敗變質等による商品價値の失墜を防止し、併せて貯藏による需給の調節價格の安定を期する爲に補助金を交付し各州農會十箇所（一箇所産業組合經營）の農業倉庫の設置經營を奬勵して居る。

蠶業奬勵　領臺當初本島には養蠶業は殆ど見る事が出來なかつたが、自然的に非常に惠まれた條件が備つて居るので明治四十五年度より頗る積極的に之が奬勵を行つた。其の結果島民の養蠶業に對する理解も漸く出來たので大正十一年度より其の奬勵も消極的になつて殖産局養蠶所で蠶種を製造し、之を農民に無償配付するに止めたが、現在は外に巡廻教師の設置に對し地方農會に補助をもやつて居る。

茶業奬勵　茶業改良奬勵は各方面に亘つて施設され、就中生產方面の改良奬勵は大正七年度より組織的方策の下に實行されつつある。即ち茶業組合の設置、製茶機械の貸付、優良茶苗の配付、模範茶園の設置奬勵、主要茶產地街庄に茶業技術員の配置竝茶共同販賣所、茶業傳習等が主なる施設である。

鳳梨栽培奬勵　前途有望な鳳梨事業の基本的施設として在品種の改良は最も喫緊の要務なるを以て、高雄州鳳山郡大樹庄及同州東港郡萬丹庄に鳳梨種苗養成所を設置して優良外國種苗の繁殖配付を行つて居る。

蔗作奬勵　地方の增進を計る基本手段である灌漑排水工事費補助と全島蔗園に對する蔗苗の更新及優良甘蔗品種普及計畫の下に、糖業者の設置せる甘蔗中間苗圃に對し、殖產局附屬蔗苗養成所に於て育成せる蔗苗の無償配付を行つて居る。

小作改善畜業奬勵　本島小作慣行中には幾多の改善を要すべき惡習あるを認め、大正十一年試に臺南州新營郡に地主小作人協調團體たる業佃會の設立を促し、之をして小作の改善事業を行はしめたる所、慣行の改善、地主小作人兩者間の紛爭調停をなす外、兩者間の親善融和を圖るに必要なる施設をも行ひ其の效果顯著なるものがあつた爲、各州に於ても之に倣ひ本事業を實施するもの續出するに至つたが、近時農民思想の變遷に伴ひ小作農民の團體運動漸く擡頭し來れるを以て、昭和二年度より州又は州農會に補助金を交付し、各郡下に小作改善事業を行ふ團體の設置を奬勵すると共に、總督府に專任職員を設置して之をして指導監督をなさしめ、更に將來の小作問題對策の調査研究を行はしめて居る。

畜產改良奬勵　島民の生活には豚肉の利用頗る旺盛にして其の結果本島農家は殆ど凡て豚を飼育し、又農耕によく牛を使役する。牛は從來水牛及黃牛の二種であつたが領臺以來これが改良奬勵に着手し、役牛としては專ら黃牛の改良に印度牛カンクレージ種を交配し其の普及を圖つて居る。

豚は本島畜產の大宗とするもので領臺以來其の改良に努め其の數量は既に過剩生產の處置を必要とするに至つた。種類の改良はバークシヤー種を以てし、國庫補助により右種豚の移入をなし又種畜場より右種豚の拂下を爲して普及を圖つた結果、近時百七十五萬頭中百四十五萬頭即ち八十三%はバークシヤー種系が普及した。尙其の品種の改良に付ては優良系統の普及を圖つて居る。

家畜傳染病豫防　往年猖獗を極めた牛疫は今は全く根滅し、現在發生流行する主なるものは炭疽氣腫疽、口蹄疫、畜牛結核病、豚コレラ、家禽コレラ、狂犬病等である。豫防法規は內地の家畜傳染病豫防法及畜牛結核病豫防法を引用し一部本島に必要なる條項を改正して施行して居る。豫防制度に必要なる血淸豫防液は總督府獸疫血淸製造所に於て製造し之を配付して居る。

病虫害驅除豫防　本島は溫濕度高きを以て病菌害蟲の發生旺盛なる爲各郡（支廳）に害蟲巡視員を配置し、一般害蟲、甘蔗露菌病の驅除豫防に力むると共に敵蟲の飼育をなし之を地方に放飼し害蟲の自然驅除の方法をもとつて居る。

農業基本調查　本事業は本島農政上の基礎的資料を得んが爲、大正九年度以降每年繼續施行して居るもので既に完了した。調查種目は耕地の分配及經營調查、小作慣行調查、農家經濟調查、主要農作物の生產調查、肥料需給調查、土地利用竝農產適地調查、主要農產物經濟調查、耕地賃貸經濟調查、農產物市場調查（取纒中）、企業的農業經營調查（取纒中）及米生產費調查である。

農業關係諸取締及檢查　農業關係の取締竝檢查には輸移出入植物檢查及蔗苗取締、肥料取締、米穀檢查、製茶檢查

鳳梨罐詰檢査等である。

第六　農産物

一　米

本島の氣候は米の栽培に適し一年二回の收穫が出來る。澎湖島を除き全島遍く栽培され西部諸州が其の主産地である。領臺以來品種の改良と栽培の奬勵に努めた結果面目大いに改り、其の作付面積、收量、品質等の諸點に於て著しい進歩を見た。即ち昭和七年中に於ける産額は八百九十萬石其の價格一億三千萬圓を超え、本島三大農産物（米、甘蔗、甘藷）中でも最も主要なるものである。尙近年蓬萊米栽培が盛んに行はれて其の昭和七年の作付面積は一期二期合計十九萬三千九百四十一甲、收穫高は二百九十四萬二千七百五十八石に達した。

昭和七年に於ける第一期作付面積は水陸稻合計二十九萬二千百四十四甲、此の收量四百二十二萬一千四百四十七石、第二期作付面積は三十九萬二千七百八十四甲、此の收量四百七十二萬七千七百六十九石に上る。內地移出は明治三十年來のことで爾來年々其の額を增し、昭和七年の移出高は玄米白米を合せて三百三十三萬七千五百九十九石、價額は六千五百七十四萬六千九百四十九圓に上つて居る。

二　甘藷

米に次ぐ食用作物で良く本島の氣候に適するので四時到る所に栽培されるが、就中臺南州は其の主産地である。昭和七年に於ける産額は二十三億八千八百八十五萬四千九十七斤である。直接食料とする以外に豚の飼料として重要である。其の切干薯（蕃薯簽）は酒精原料として移出せられ、又澱粉原料にも供せられる昭和三年の切干薯移出高は四千四百萬斤を超え、此の價額約百六十萬圓に及んだが同七年には主産地に霜害があつた爲生産が少なく其の移出高も二百四十九萬斤、價額七萬七千圓に減じた。

三　甘蔗

甘蔗作付面積は昭和七年十萬九千五百十一甲であつて、之が生産高は百三十四億一千五百四十七萬五千七十七斤に達し、一甲當平均收穫高は十二萬二千五百三斤である。

甘蔗耕作上基礎的に最も緊要なのは灌漑排水の設備であつて、明治三十五年以來今日迄に糖業奬勵補助により施行した灌漑排水面積は延十三萬八千五百十七甲に及んで居る。植付品種は現在爪哇實生種中大莖種が全盛を極め、昭和七年は殆ど全作付面積を占めて居る。今日の品種改良を見るに至るまでにはあらゆる改良が行はれ、在來品種である竹蔗、紅蔗、蚋蔗より布哇産ローズバンブー、ラハイナ種、次で爪哇細莖種の輸入栽培となり、其の間には蔗苗養成所の設置、中間苗圃の設置補助、蔗苗三年更新の計畫となり、遂に今日の盛況を見るに至つたのである。甘蔗耕作發達の趨勢を示せば左の通である。

	植付面積	甘蔗生産高	一甲當收穫量
明治三十六年	一六、五二六甲	六八三、一五七、九〇二斤	四一、三三八斤
大正八年	二〇、四一〇	五、六三一、三三九、〇七二	四六、七六八
昭和七年	一〇九、五一一	一三、四一五、四七五、〇七七	一二二、五〇三

四　茶

茶は臺灣の主要輸出品で烏龍茶と包種茶とが其の大部分を占めて居るが、最近紅茶の生産も有望とされて居る。而

して栽培地は臺中以北に限られ臺北、新竹二州が主産地で年十數回摘葉をする。其の種類は青心烏龍、硬枝紅心、大葉烏龍、青心大有等であるが、就中青心烏龍、青心大有、硬枝紅心、大葉烏龍の四種は最も優良種で茶園全面積の六割以上を占めて居る。

昭和七年生産額は粗製茶として一千四百七十萬四千一百五十二斤、價額二百六十萬八千四百九十一圓である。而して輸移出總額は五百三十八萬餘圓である。

五　落花生

食料又は製油原料等に供し、全島到る所に栽培されるが其の主産地は臺南、高雄の兩州及澎湖廳である。昭和七年の作付面積は二萬九千三百二甲、收量五十二萬一千二百七石價額二百五十一萬一千九百七十一圓である。

六　大　豆

本島で栽培される豆類の種類は多いが就中最も主なるものは大豆である。

普通輪作として年二、三回の收穫が出來、高雄州が其の主産地である。昭和七年に於ける收量は三萬六千五百九十石、價額五十一萬三千五百七十圓である。

七　麥　類

臺中、臺南二州の海岸地方に栽培されるが、其の方法極めて粗放な爲、大正七年から品種改良に着手したが作付面積は遺憾ながら減少して居る。昭和七年には收量八千五百七十六石、價額五萬六千四百五十一圓である。

八　其の他の農産物

胡麻　主として製油原料に供せられ臺南、高雄の二州は其の主産地である。昭和七年には收量九千九百七十石、價額十八萬一千二百七十六圓であつてこれも亦減少の傾向が見られる。

黄麻　從來は網素、七島表の製造又は結束用に供するに過ぎなかつたが臺中州豐原街に製麻會社が設立されて以來、米袋、黄麻布等の原料として需要は大いに增加し、臺南、臺中、高雄各州が主産地であるが猶年々不足を告げて居る。

昭和七年收量は七百六十五萬四千四百四十四斤、價額六十五萬九千七百六十三圓である。

苧麻　平地のみならず山間の傾斜地にも適するので、宜蘭、新竹の蕃地に廣く栽培され蕃人も亦多少の栽培をして居る。

昭和七年收量は百四十四萬九百七十五斤、價額三十三萬七千九百六十八圓である。

煙草　主産地は臺南、臺中の二州と花蓮港廳とであるが未だ本島の需要を充たすに足らぬ。

昭和七年には收量百二十七萬九千四百八十七瓩、價額七十六萬二千三十七圓である。

九　果　樹

柑橘　柑橘類は必ずしも本島特有のものではない。然し極柑（ポンカン）と文旦（ブンタン）は特に甘味豐醇な爲內地市場に於て歡迎されて居る。其の外雪柑（セツカン）、桶柑（タンカン）、斗柚（ヘーユ）、白柚（ペーユ）等があつて、極柑は臺中州員林、南投、新竹州新埔は有名な産地である。文旦と斗柚とは島內到る所に産するが前者は臺南州麻豆、後者は同州西螺が最も名高い。又白柚の特産地は麻豆である。昭和七年に於ける收量は四千八百八十萬二千九百二十二斤で、內地移出も累年增加し同年には三百七十二萬四千五百六十斤其の價額三十三萬五千三百四十八圓に上つた。又其の年の輸出高は七百二十四萬三十四斤、價額四十五萬三百六十四圓に達し前年の百三十三萬斤、八萬七千圓に比すれば著しい激增で、滿洲國への輸出を主として天

津地方への輸出も躍進的な發展を示して居る。

バナナ　バナナは臺灣の代表的果實で全島到る所に栽培されるが、其の主産地は臺中、高雄の兩州で高雄州下は最近に至り水田又は畑地に集約的栽培を行ふの結果單位面積よりの收量最も多く作付面積も益々增加の趨勢にある。輸移出品中米砂糖に次ぐ重要品で、昭和七年の輸移出高一億五千九百九十九萬二千四百七十五斤、價額八百九十一萬八千九百七十九圓に上り、同年の全島産額は二億七千五百四十萬七千十四斤の巨額に達して居る。

パインアップル　パインアップル（鳳梨）はよく本島の風土に適し、又他作物の栽培困難な傾斜地を利用し得る事及罐詰用として之を海外市場に輸出し得る等の特徴を有する爲、最近に至り本島新興の一大産業として其の將來を囑望せられ栽培事業が著しく勃興するに至つた。

其の適地は六萬四千甲以上に達し、昭和七年の栽培面積は六千甲收量七千五百七萬一千九百八十二斤、生果としての輸移出高百八十七萬五千百六十六顆、價額七萬七千百六圓、罐詰の輸移出高二百六十八萬七千百十六打、價額五百三十九萬六百九十九圓の多きに達して居る。

龍眼　遍く島内に栽培されるが就中臺南州は主産地である。果實は直接食用にも供されるが乾龍眼又は肉龍眼として主に支那に輸出される。昭和七年の樹數は五十萬四千三十五本、收總量は二千五百九十八萬七千四百三十七斤である。

十　蔬　菜

本島在來の蔬菜は其の種類三、四十種に達するが、多くは内地人の嗜好に適しないので内外から良種を入れ栽培を奬勵した結果近年大に見るべきものがあつて、昭和七年には九百七十二萬二百四十三圓の生産があつた。就中大根（約百二十五萬圓）、大芥菜（約百萬圓）、里芋（約七十四萬圓）、葫（約七十萬圓）、甘藍（約七十萬圓）等は其の主要なものである。

夏季は少く冬季の産出が多い故内地に送つて甚だ歡迎される。

十一　畜　産

畜牛　本島の畜牛は水牛と黄牛との二種で專ら農耕と運搬用に使役される。他に乳用、肉用として洋牛と雜種牛がある。

水牛は最多數を占め耕作上必要な家畜である。黄牛は水牛よりも一般に小さい。又動作が敏捷なので農耕以外運搬用にも使役される。印度牛は黄牛改良の目的で輸入されたものである。

昭和七年末中の全頭數は三十六萬六千六百六頭で其の内水牛は約二十九萬頭、黄牛は七萬頭、洋牛、印度牛雜種合せて約九千頭である。

養豚　豚肉は本島人の最も重要なる食物の一つであつて、人口一人當二十六斤餘を消費し自給自足の狀態にあり、農家の副業として毎戸に必ず數頭を飼育して居る。

昭和七年には飼養數百七十五萬三千九百六十二頭、屠殺數百六萬四千百三十五頭を算して居る。

家禽　臺灣に於て飼養される家禽は鷄、鴨、鵝、七面鳥等であつて、昭和七年飼養數は鷄五百二十六萬六千七百九十六羽、鴨百三十七萬九千三百六十四羽、鵝三十萬六千三百三羽、七面鳥九千二百三十四羽、合計六百九十六萬千六百九十七羽である。

十二　蠶　業

本島養蠶事業は蕃地並行政區域內では山手地方に小範圍に農家の副業として行はれて居るのみで、其の年產繭額も昭和七年に於ては千七百五十三石に過ぎず、其の現狀は未だ貧弱の域を脫せぬが、本島の自然的環境が頗る養蠶に適して居るので、將來甚だ有望な產業である。年中桑葉が繁茂し冬期でも養蠶が出來得る如きは將來大に囑目に値する點の一つである。

第三項　樺太

第一　概況

樺太は我が國唯一の亞寒帶に位する島でポトゾル地帶を形成し、此の特有の氣溫と土性に立脚する農業は自ら獨特の趣がある。特に天候は一年を通じて驟雨性天氣が多い爲、從つて降雨日數は夥多の方に屬するけれども、日照時數も亦多い爲に植物の成育は非常に良好である。

樺太に於て科學的並に經濟的に合理的と認められるのは含水炭素物、即ち砂糖、澱粉、纖維等の生產で、此等の原料作物である甜菜、亞麻、馬鈴薯、麥酒用大麥、麵麭用小麥、酒精用ライ麥の栽培は其の多望なる將來を認められて居る。經營方法に付ては此の他獨特の事情に不馴れの狀態にある農民の指導が最も緊要な問題であつて、樺太の農業の將來は指導方法の如何に係る事が大であつて、現在に於ては有畜農業を主眼に置くを有利とされて居る。

本島の氣候は又家畜の飼育に適し、飼料作物の生育も亦良好なので其の經營の宜しきを得れば將來大いに斯業發展の望がある。

第二　耕地

本島の耕地面積は年を逐ふて躍進的な增加を見たものであるが、昭和七年末現在に於ける耕地面積は三萬一千五百二十七ヘクタールで、之を農耕適地四十六萬九千ヘクタールに比すれば未だ其の六分に過ぎない。故に之を耕作すべき農民は猶數萬を收容する事を得べく、耕地の現在狀態から觀ても樺太は今後の開拓を俟つて發展すべき餘地が大である。

第三　經營及勸農機關

一　農業者並に經營

近時本島內地間交通の便が著しく增進せられ世人の樺太に關する知識が向上し、一般渡來者が增加すると共に農業移民も亦著しく增加して、昭和七年末現在一萬七百五十九戶、五萬四千九百五十二人で全戶口の約二割を占めて居る。

二　勸農機關

中央試驗所を小沼に置き農業部、畜產部、林業部及水產部の四部門に分掌されて居る。

農業部は第一科、第二科、第三科及第四科に分たれ、其の中第一科は主として種藝及農業物理に關する研究部門であつて、特に本島の如き特種の自然要素の下に栽培可能な適作物の査定及其の農耕作法に關する研究に力を注いで居る。第二科は農作物の病害、害蟲及雜草に關する研究部門で、第三科は樺太農業に對する化學的研究部門として樺太特有亞寒帶ポトゾル系土壤に關する調査試驗及其の農耕利用に付ての研究を行つて居る。尙第四科は釀造に關する研究部門である。

畜產部は第一科、第二科及第三科に分たれ、第一科は牛馬の繁殖、改良、飼養、管理に關する事項、其の飼料作物

に關する研究を行ひ、第二科は豚、緬羊、家兎、養狐其の他毛皮動物並に家禽に關する研究及其等の種卵の配付、種畜の貸付及種付に關する事項を掌り、第三科は樺太畜產に對する化學的研究部門として樺太特有亞寒帶ポトゾル地帶と畜產の關係及酪農に關する研究を行つて居る。

尙中央試驗所の外、西海岸宇遠泊に分場が設置されて居る。

第四　農產物概況

一　農　產

麥類　麥類は大麥、裸麥、小麥、燕麥、ライ麥、裸燕麥で、昭和七年に於ける作付面積の總計は一萬百十二ヘクタール、收穫高二十九萬一千二百七十八箇、其の價額九十六萬八千百三十三圓に上る。この中最高を占むるものは燕麥で家畜飼料の外一般需要も少くない。作付面積は作物中第一位で六千九百二十九ヘクタール、收穫高は二十四萬二千九百七十二箇である。燕麥に次ぐものは裸麥で作付面積一千六百七十六ヘクタール、收穫高二萬六千六十八箇である。

大麥、小麥は良く本島の風土に適し生育良好であるが販路の關係によつて年々減少の傾向がある。故に之が栽培を奬勵すると共に製粉精麥事業の發達を奬勵して居る。昭和七年現在に於て大麥の作付面積は二百三十四ヘクタール、收穫高四千五百十四箇で小麥は作付面積五百二十三ヘクタール、收穫高六千九百七十一箇である。

豆莢類　豆莢類中最も廣く栽培せられるのは豌豆で、昭和七年作付面積八百二十ヘクタール、產額七千九百八十四箇に達し品質も亦優良である。

豌豆の他に菜豆、大豆、小豆、蠶豆等を產する。昭和七年豆類生產額は九千六百六十四箇、價額十一萬一千七百七十八圓である。

馬鈴薯　燕麥と共に本島に於ける重要作物で、作付面積四千百七十一ヘクタール產額三千八百六十萬三千二百四瓩である。主として自家消費に供され又澱粉原料とし其の他市場に搬出せられるものも相當の量に達して居る。

蔬菜　蔬菜としては甘藍、蘿蔔、白菜、體菜、漬菜、胡蘿蔔、牛蒡、蕪菁、葱、茄子、南瓜、胡瓜等で作付面積總計二千七百ヘクタール、產額二千五百六十萬瓩、其の價額七十七萬一千五百五十圓である。此の中甘藍は樺太の氣候に好適し、作付面積は逐年增加の傾向に在る。昭和七年現在六百ヘクタール、產額七百十萬五千瓩である。蘿蔔も亦全島に亘り廣く栽培せられ優良品を產する。

甜菜　昭和二年度から農家に試作せしめたのであるが、其の成績は極めて優良で品質は遙に北海道產品を凌駕し、昭和七年度の平均一ヘクタール當收量は一萬七千瓩に達し、樺太に於ける將來最も有望な作物の一と言ふことが出來る。

以上の外樺太に於て將來有望視される作物はチモシイ、オチヤード、瑞典蕪菁、家畜ビート、デントコーン等である。水稻は樺太農業の自然的條件の現狀より觀れば、相當研究を要する點も少くないので目下夫々成績調査中である。

果樹　一般的に栽培して居るものは少いが將來有望なものは苹果及葡萄である。

二　畜　產

牛　樺太の畜牛の基礎となれるものは在來種（露人の遺棄せるもの）及領有後北海道より移入せらるるものの二種に大別される。在來種は體格一般に矮小であるが、能く寒氣に耐える性質がある。北海道より移入せるものは殆ど絕

減したものも少くないが、現在エアシヤー種のみ繁殖盛んで、全畜牛の六割以上を占めてゐる。尙近時ボルンスタイン種の移入が行はれ、繁殖增加の傾向に在る。昭和七年現在民有畜牛は四千五百四十七頭である。

馬匹　馬匹の基礎となるものは在來種及領有後內地より移入したものの二つである。在來種は體格矮小寒氣に耐えるが役馬としての能力が劣つて居る。領有後優良種の移入に依り改良增殖を圖つた爲、現在ではトロツター、ハクニー、ノルマン等の雜種、サラブレツト、ペルシユロン、クライデスデール、アングロアラブ等の系統に屬する優良馬を產して居る。昭和七年末現在の馬匹頭數は一萬三千六百二十三頭を算する。

豚　在來種は殆ど其の跡を絕ち、バークシヤー及ヨークシヤー種の二種に限られて居る。普通產體重は七十五瓦乃至百五十瓦で百八十瓦に達するものは殆ど稀で改良の餘地が尠くない。昭和七年末飼養數は七千三百五十頭である。

鷄　占領當時は在來種が各地に普及して居たが、改良種の普及に伴ひ漸次減少の傾向に在る。移入種はレグホンが最も多く、其の後單冠白色レグホン及橫斑プリマスコツクが奬勵品種に決定されてより、盛に增殖して現在は總數の約九割を占めて居る。昭和七年現在飼養總數は八萬七千六百九羽である。

緬羊　シユロツプシヤー種の移入によつて繁殖を圖り、之を一般農家に集團的に配付して普及に努めて居る。飼養數は二百八十二頭である。

毛皮用畜　現在毛皮用畜として飼育されて居るものは狐であつて、大正四年頃養狐事業の企業が始り、其の後一旦該事業の衰退を見たが、大正十四年再び養狐熱盛んとなり、昭和七年末現在の養狐頭數は赤狐、紅狐、十字狐、黑狐、銀黑狐を通じ、二千九百五頭を數へられて居る。其の中銀黑狐（就中カナダ種は最近最も有望視されて居る）は其の大部分を占め飼育容易で毛皮の價格も高價であり、將來益々其の飼育は盛んになるものと認められる。猶樺太には狐の外、野生毛皮動物としてミンク、海狸、獺、栗鼠、貂等も棲息し優良な毛皮を供給する。特に黑貂は世界に於ける分布地域が甚だしく少ないので最も將來を矚目されて居る。此等の野生毛皮動物の飼育化に付ては相當考慮され、最近其の飼育試驗も目論まれて居る。

第四項　關東州及南滿洲鐵道附屬地

第一　概況

關東州は滿洲の一角遼東半島の東南部山嶽丘陵地帶に屬し、耕地面積狹隘であるが南滿洲鐵道附屬地は遠く滿洲中部平野を貫通し其の背後地として萬里の沃野を有して居る。而して關東州の中部以南の中部より北に及ぶ地方とは自ら耕作法も異り、南方は概して集約的であるが北方に及ぶに從つて粗放的になつて居る。一般に輪作を普通とするが土地狹少で之を行ふことの出來ぬ場合或は窪地にして常に濕潤なるか又は鹽分强い土地で特別の作物以外に栽培し得ぬ場合には連作を行ふことがある。

作物は南方と北方と大體二分することが出來る。即ち南方には玉蜀黍を主として栽培され高粱及粟或は糜子（黍）が之に次ぎ大豆は比較的少い。然るに北方は第一が高粱、第二が大豆であり粟、糜子は之に次ぐ。大豆は又所によつて第一位にある場合もある。

園藝作物は概して南方に盛んである。

農民は能く最低度の生活に甘んじて而も體軀强健多力勤勉で加ふるに役畜の使用が極めて巧妙である。從て滿洲の家畜は其の農業と密接な關係を有するものであつて、南方の集約農法には多く牛を用ひ又工程の大なる馬をも使役して居る。

第二　組織及經營

一　耕　地

都督府設置當時即ち明治三十九年に於ける州內耕地反別は田畑合計約六萬七千町歩に過ぎなかつたが、農耕奬勵に努めた結果未墾地は漸次開拓されて、昭和七年末には水田六百八十三町歩、畑二十萬三百二十一町歩、合計二十萬一千四町歩となつた。鐵道附屬地のみの耕地面積は水田三百町歩、畑四千四百五十六町歩、合計四千七百五十六町歩である。

土壤は到る所アルカリ及アルカリ土鹽類を含有し、特に其の甚しい所は如何なる作物も全然成育しない。故に鹽分の含量少なければ少い丈け地味優良となるわけで、特に窪地は旱地に比して鹽分少く肥沃度が大である。併し濕潤なる年には作物の收穫量は反つて旱地に於て多くなると言ふ現象が見られる。

二　農　家

昭和七年末調査に依る農家戸數は州內日本人二百九十五戸、人口六百九十人、滿洲國人五萬五百五十一戸、人口十九萬九千四百七十八人、附屬地日本人千百九十九戸、滿洲國人一千二百三十三戸で、州內外の總戸數は五萬三千二百七十八戸である。

尙農業經營の方法を觀るに凡そ次の如き五種を擧げることが出來る。

自作農　自作農は一族苗黨寄り合つて農事に從事し、其の數は一戸數十名乃至百名を超ゆるものがある。

小作農　小作農の多くは小經營であつて剩餘の勞力を以て他人の土地を耕作するものである。小作料は金納と穀納との二種あるが、金納は寧ろ稀で大部分を占むる穀納の場合は普通收穫量の一半乃至三分の一を收むることになつて居る。

分益農　分益農は豫め規定せられた率に從つて地主と小作人とが收穫物を分配するもので、稍小作農に類似して居る。分益農に二種あつて家屋のみを支給されて居るものと、家屋を支給され其の他一切の農耕用品、生活必需品を貸與されて小作するものとある。收穫分配の率は前者に於ては地主四五分、小作人五六分、後者に於ては地主六七分、小作人三四分位が普通である。

協同農　協同農とは民國人の所謂挿具（ツァーチュイ）と稱するもので、二、三の農家が協同して各自所有の土地、牛馬或は農具等を醵出して其の土地の耕作に從事する方法である。この制は關東州に多く奉天以北には殆ど認められない。

受負農　受負農は牛具（ニューチュー）と呼ばれるもので役畜を有しない小農及過小農の階級者又は人の勞力に不足のもの或は農業者以外のもので耕地を所有するもの等の土地を受負耕作する方法である。受負賃は一町歩につき二十元內外である。

第三　勸農機關

農事試驗所　明治三十九年十一月發布の關東都督府農事試驗場規程に依るもので、本場は初め大連にあつたが大連市の發展と一方農事改良の必要上農事試驗場の移轉を促進し、大正十三年十二月金州城東門外に移轉すると共に其の敷地を擴張した。現在行つて居る業務は大要左の如くである。

（一）農產畜產に關する試驗及調査
（二）農產畜產に關する分析及鑑定
（三）種子、種苗、種禽及種草の配布竝種畜、種禽の貸付
（四）農事及畜產に關する講習及講話

蠶業試驗場　蠶業試驗場は大正七年農事試驗場より分離獨立して旅順市に設立せられたもので、本場は蠶絲業に關する試驗及調査、蠶種及桑苗の製造配付竝に蠶絲業に關する講習、講話及指導等を目的とするもので、事業機關として蠶種係、講習係、野蠶係、桑樹係、製絲係等がある。

第四　農產物概況

一　穀　菽

高粱　高粱は連作に堪ふる性質强く又水濕、鹽分に對する抵抗力も大であるので、前述の樣な特別の性質を有する滿洲の土性には最も適當な作物と云ふことが出來る。高粱は北支那地方の常食物であつて、其の昭和七年末栽培面積は甚だ廣く關東州二萬一千八十町歩、鐵道附屬地五百二十三町歩、計二萬一千六百三町歩、收穫高は兩者合計二十二萬八千五百六十四石で、其の價格は百四十五萬一千三十八圓である。

大豆　大豆は滿洲に於ける農作物中、作付面積收穫高共に第一位を占むるものであつて、特に奉天、鐵嶺邊より以北に最も多く栽培される。昭和七年度作付面積は關東州に於ては五萬三千百四十六町歩鐵道附屬地は一千百十五町歩合計五萬四千二百六十一町歩であつて、其の收穫高は合計十五萬三千八百四十七石である。又昭和七年に於ける輸移出價額は一億二千二百四十四萬二千八百二十三圓である。大豆は連作を忌むので必ず他の二、三作物と輪作される。其の最も普通なるは高粱及粟と共に三年輪作を行ふものである。

一般に大豆を分類して金元豆、青豆、黑豆、磨石豆の四種とし、此の各に屬する品種は五十種を超ゆる。其の中所謂滿洲大豆として有名なのは金元豆で、其の主なる用途は大豆油の搾取原料である。大豆油は食物の調理用とし又車輪機械等の潤滑用として其の用途が非常に廣く、粕は家畜の飼料又は肥料として用ひられる。昭和七年に於ける豆油の輸移出價額は千九百二十四萬七百十圓で、豆粕は五千六百五十八萬二百三十二圓に上つた。青豆は金元豆と同樣の用途があるが品質が劣るので栽培が多くない。

黑豆及磨石豆は主として家畜の飼料に用ひられる。

其の他の豆類　大豆以外の豆類は小豆、黑豆、綠豆、落花生であつて、此等の中最も產額の多いのは落花生である。何れも主として關東州に栽培されるもので、昭和七年作付面積合計は三萬三千八百五十町歩、產額は百十六萬七千二百六十三石である。

包米（玉蜀黍）　黃包米、白包米の二種あり、一般に廣く耕作せらるるは黃包米なり、南滿洲一帶平坦地方に在りては栽培少きも遼東半島及東部山間地方に在りては常食とす。作付面積は關東州九萬九千九百四十七町歩、鐵道附屬地百十三町歩、合計十萬六十町歩で收穫高百十萬七千三百十六石、價格七百四十八萬七千二百八十二圓である。

粟　粟は連作を忌む作物で普通輪作を行ふ。又水濕を嫌忌するので多く高畦に栽培される。作付面積は關東州一萬六千百十三町歩、鐵道附屬地七百四十八町歩。合計一萬六千八百六十一町歩で、收穫高合計は十七萬九千七百七十七石で此の價額は百二十九萬二千四百七十二圓である。

以上の外小麥（作付面積一千三百十九町歩、收穫高一萬一千一百四十石）、稻（作付面積水陸稻合計一千三百三十七町歩、收穫高一萬五千四百八十一石）等がある。

其の他雜穀として糜子、稗、大麥、蕎麥、其の他（作付面積合計一萬二千五百三十三町歩）がある。

特用作物　滿洲に於ける特用作物として棉花、大麻、蓖麻、煙草、胡麻、其の他麻類等がある。昭和七年に於ける收穫高合計は百二十萬七千四十六斤で此の價額十三萬六百五十六圓である。

二　蔬菜、果樹

蔬菜　州内の蔬菜は都市附近に於て營業的に栽培せらるるものの外は總て自家用に供せられる。而して營業的に栽培せられるものは蘿蔔、白菜を主として概ね山東地方よりの出稼人の耕作である。其の他茄子、葱、馬鈴薯、蒜、牛蒡、南瓜、胡瓜、甜瓜、甘藷、韮、其の他等がある。收穫高は一億八千一百六十四萬六百十八斤で其の價額は二百二十三萬九千六十六圓である。

果樹　果樹園の經營は帝國の租借以來のことで、關東廳農事試驗場に於ては明治三十九年果樹園を設置して内地より取り寄せた梨、苹果、葡萄、桃及櫻桃等の苗木を栽植して整枝、肥培、接木を行ひ、其の成績良好なるものを選出して苗木の配付を行ひ栽培を奬勵した。種類は梨が最も多く、苹果、葡萄、桃、櫻桃等がある、由來本州の風土は以上の落葉果樹の栽培に適し生産品も品質優良で益々有望の域に進んで居る。

昭和七年の收穫高は二千一百七十九萬二千七百四十四斤で、其の價額は百十萬三千九百六十圓である。

三　蠶　業

關東州の蠶業は我が租借前には極めて微々たるものであつたが、租借後農事試驗場及後に之より獨立した蠶業試驗場等が蠶業に關して多大の努力を拂ひ研究奬勵に努めた結果大に斯業の普及を見、將來は此の地方の重要産業の一となるであらう。現在奬勵されて居るのは春蠶と秋蠶であつて、夏蠶は所謂滿洲の雨期で飼育困難である爲に奬勵されて居ない。昭和七年末に於ける桑園反別は三百六十一町歩で、春秋家蠶の收繭合計は五百六十石である。

四　畜　産

畜産は滿洲に於ける一大産業であつて、他の總ての産業は畜産を骨子として成立せる如き感がある。特に前述の如く農業經營には密接の關係を有するものであつて、一方運輸交通に或は食用品として夫々必要缺くべからざるものであるが、其の品種は所謂滿洲在來種で性能品質共に概ね良好でない。從つて經濟的價値に乏しい故に其の資質の改良は極めて肝要なものである。特に關東州は地域狹少で飼料に制限があるので、家畜の經濟的價値の增進は品種の改良に俟たねばならぬ。當局に於ては特に意を玆に注ぎ逐年之が改良奬勵施設をなして目的の達成に努め、漸く其の効果を認め得るに至つた。

家畜の種類は牛、馬、騾、驢を主とし、此の外豚及鷄は農場廢棄物を利用して此等を副業的に生産する。緬羊及山羊は甚だ稀である。

畜牛　關東州内に飼養されるものは蒙古系統に屬する品種で役牛として用ひらる。乳牛としてホルスタインフリーシャン種が飼養され、滿洲の氣候、風土及飼料に應じて漸次改良を試みられ其の數も增加して居る。

昭和七年末に於て二萬五千七百三十頭が飼育され、同年中に於ける屠殺數は五萬一千八百八十八頭である。

馬匹　牛と共に滿洲の農家に缺くべからざるもので品種は蒙古馬が其の主なるものである。體軀は小であるが性質は極めて溫順で力量持久力共に優れて居る。元來滿洲は馬の使役地で生產地ではなかつたが、近年關東廳に於ては州內に種馬所を設けアングロアラブ、ハクニー等の良種を購入して改良繁殖を圖り漸次其の實を擧げて居る。昭和七年末現在九千九百七十一頭の馬が飼養され同七年中の屠殺數は二千七百四十四頭である。

驢　滿洲に產する驢は體軀矮少で體高僅かに三尺乃至三尺七八寸、體重三十貫平均に過ぎぬ。性溫順で强健忍耐力あり極めて粗食に耐えて管理が容易である。品種改良は山東及直隸地方產大型驢によつてこれを行つて居る。昭和七年末飼養頭數は二萬五千五百二十五頭である。

騾　騾は牝驢に交配して生產せる一代交配雜種である。體高平均四尺五寸內外で耳は驢に似て長大である。粗飼管理に耐え、力量は却て馬に優る改良は大型驢を移入して行つて居る。昭和七年度末現在飼養數は二萬四千九百七十一頭である。

豚　大型、中型及小型の三種がある。北滿地方は大型、中型で南滿地方は中型及小型である。關東州に於ては小型の飼養が多く體重十貫乃至二十貫である。

關東州內に於ては小型、小軀、晩熟等の缺點を改良する爲バークシャー種を移入して其の交配雜種を作り好成績を納めて居る。昭和七年度末現在飼養數は十四萬二千四十五頭で同年中の屠殺數は十萬三千五百七十五頭である。

緬羊及山羊　緬羊及山羊の飼養數は少く僅に回々教徒に屬する民國人等の稀に飼育せるのみである。

關東州內のみにしても集約的に農業を營める爲自然採草地に乏しく、又放牧を主とする牧畜には不適當である爲飼養頭數は極めて少い。

關東州及鐵道附屬地を合して昭和七年末現在飼養數、緬羊は二千九百八十五頭、山羊は六千八百二十六頭が飼養されて居る。

家禽　滿洲に於ける家禽は鷄、鴨、鵝、七面鳥等がある。此の中鷄が最も多く、其の品種の大多數は所謂支那鷄で飼養は極めて普及して居るが、產卵、肉用の目的に向つて何等淘汰選擇を經たものでなく、從て經濟的價値に乏しいものである。

昭和七年現在の家禽の飼養數は三十九萬五千五十九羽で此の中鷄は三十四萬四千四百羽である。

第五項　南洋群島

第一　概況

本群島は熱帶圈內に在り生活上天惠に浴することが多いので、衣食住に對して大なる努力を要せず、從つて現在島民の農業は頗る原始的で一定の耕種組織を有せず寧ろ放任的である。併し日光の熾烈と降雨の潤澤とを合理的に利用すれば內地の農業に比して遙かに優良な收穫を期待し得るものであつて、此の爲には適當な農具の使用、地力の維持の爲の施肥、飼畜組織の採用、種苗の改良等を行ふ必要がある。

第二　耕地及經營

本群島總面積は約二十一萬三千ヘクタール、内農耕適地又は椰子林適地として約七萬ヘクタールを推定される。既に開墾された農耕地としては昭和七年末に於て一萬三千六百ヘクタール、椰子林としては三萬一千四百ヘクタール、合計四萬五千ヘクタールで尚二萬五千ヘクタールの土地は將來に向つて經濟的利用の時機を待つて居る。島民の大多數は生活原始的で簡易なる農耕に從事し、全島民人口の約四割即ち約二萬人は農業者と看做すべく邦人農業者は約八千七百人である。

第三　勸農機關及施設

一　産業試驗場

パラオに本場を置きサイパン島及ボナペ島に分場を置く。

本場は農林業及畜産に關する各種の調査、試驗竝分析鑑定及講習講話等を行ひ、サイパン分場は主として糖業に關する試驗調査を爲し、ボナペ分場は主として水稻及藥草の試驗調査をして居る。

又地方産業の開發に資する爲各支廳に産業試驗費の一部を配付し、附屬農場を設置して各種の試驗を施行すると同時に指導奬勵の任に當らしめて居る。

二　奬勵金

群島農産物中蔬菜、珈琲及畜産等に關し奬勵金を交付して之が改良增殖を助長して居る。

三　鑛業奬勵施設

我が國が本群島を占領以來サイパン島の風土が糖業に適應するを認めたので、糖業の開發を計畫し甘蔗栽培竝に製糖工場の建設を奬勵し甘蔗栽培の爲には官有地を貸與し以て斯業の發展を圖つた。

大正十一年南洋廳の設置と同時に積極的に糖業改良奬勵の爲、糖業規則、糖業奬勵規則を制定した。

第四　農産物概況

一　農作物

甘蔗　我が國領有當時に於て甘蔗の栽培は殆ど生食用であつて、栽培面積僅少であるのみならず其の栽培法も幼稚で品種も劣惡であつたが、領有後群島中特にサイパン支廳では氣候、土壤等自然的要素が甘蔗栽培に好適することを認めて糖業企業が起り、之に從つて甘蔗栽培が漸次勃興するに至つた。當時は主として在來種及ローズバンブー種を栽培して居たが、筬象蟲の被害激甚であるのと收量減退の爲瓜哇小莖種をこれに更へた。併し之も亦黑穗病の發生が多い爲現在に於ては爪哇大莖種に依つて更新を圖つて居る。昭和七、八年期の作付面積は六千百四十ヘクタール、收穫高は六億八千五百四十四萬一千二百斤で、ヘクター當收穫高は十一萬一千六百三十五斤である。産糖高は七十二萬九千八百七擔である。

タビオカ及甘藷　タビオカの昭和七年に於ける産額は二百五十三萬七千三百八十五瓩、其の價額十二萬三千七百二十九圓、甘藷は百五十六萬八千百三十六瓩、其の價額六萬二千四百十九圓で共に性强堅で廣く栽培に適し、島民邦人の食糧として重要であると同時に、其の澱粉製造は頗る有望であるので共に將來を囑目するに足る作物である。現在に於ては總て島内に於て消費せらる。

果樹

イ　鳳梨　鳳梨は現今栽培少く漸く島内消費に過ぎないが、本作物は元來性頗る强堅で瘦地にも生育し、且風害を蒙ることも少いので他作物に比して其の栽培區域廣汎に亘ることを得るもので、此の栽培は將來大いに有望な事業と認められて居る。

昭和七年に於ける産額三十七萬六千八十八瓩、價額二萬三千七百四十三圓である。

ロ　其の他の果樹　蜜柑、バナナ、マンゴー等は熱帶果樹中群島の栽培に適するものであつて、此等の品種の適否、栽培技術の向上等に對しては産業試驗場は特に研究の歩を進めて居る。

昭和七年に於ける果樹産額は約一千八百七十萬瓩、價額約七十二萬圓である。

蔬菜　群島の氣候及土質は蔬菜栽培上敢て好適とは云へぬが、氣候の關係上南瓜、西瓜、其の他瓜類及トマト等が常時生産せられ成績は相當良好である。

昭和七年に於ける蔬菜産額約三百三十萬瓩、價額約十二萬圓である。

内地との交通機關が完備すれば春冬の候に蔬菜の移出を圖るは特に有望であるので、目下品質改良、栽培法の改善と共に移出解禁の途を講じてゐる。

珈琲　珈琲樹栽培はサイパン島に於て大正十五年以來南洋珈琲株式會社の經營に係るものが主たるものにして其の面積百三十一ヘクタールに達する。昭和七年に於ける産額十九萬八千三百瓩、價額一萬三千八十七圓である。其の外ポナペ島に於ても本業が相當有望視さるるに至り、昭和七年度より官より補助金を交付し奬勵に努めて居る。

水稻及陸稻栽培　未だ一般に栽培されて居ないが産業試驗場の研究に依つて其の栽培可能は認められて居るので、やがて水稻、陸稻栽培の實現を見るであらう。

二　畜　産

本群島に於ける畜産は島民の生活と關聯し、極めて原始的で何れも其の增殖率は低い。將來邦人農業者の移住、農耕地の增加に伴ひ役畜及肉用畜の需要は當然增加するので在來種の改良增殖は目下の急務である。

牛　主としてサイパン島に於て飼養せられ、運搬農耕の用に供せられ又近來人口の增加と糖業の發達に伴ひ其の需要は益々增加し、從つて其の價格も騰貴し漸次增殖を見て居る。昭和七年末現在四千四百十五頭である。

豚　島民が好んで飼養を爲し管内畜産の最たるものである。昭和七年末現在一萬三千三百二十九頭を算する。

山羊　主として肉用種であつて椰子樹林間の放牧に適し近年漸次其の增殖を見て居る。昭和七年末現在二千八百八十八頭である。

鷄　優良種に乏しく在來種は産卵率低く肉量も亦少いが豚に次ぐ重要なるものである。昭和七年末現在八萬六百四十七羽を算して居る。

第二節　林　業

第一項　朝　鮮

一　概　況

朝鮮に於ける林野の總面積は一千六百四十六萬餘町歩を超え、全土の七割强に當る。然るに朝鮮は古來林政不備にして封山、禁山の如き特殊の保護林を除くの外は、所謂公山と稱し人民の自由入山を許したので、濫伐、盜採盛に行はれ或は又火田耕作の爲、山林の荒廢其の極に達し、國土の保安を害し延いて產業の發達を妨ぐること甚しかつた。玆に於て朝鮮總督府は明治四十四年六月森林令を公布し、植林の普及奬勵竝に森林の保護、營林監督を主とし、併せて國有林野の整理及經營を完うせんと努め又各地方に技術員を配置して林政の刷新と林業の指導開發に當らしめた。昭和七年末現在に於ける林野面積は次の通である。（單位町）

區分	國有 要存豫定	國有 不要存	國有 計	民有	計
立木地	三、一三三、三四三	八九三、九三四	四、〇二七、二七七	六、六八九、九六九	一〇、七一七、二四六
散生地	九二六、二二五（七四七、八〇三）	四三三、一七六（二五七、一四一）	一、三五九、四〇一（一、〇〇四、九四四）	一、四九一、六四六（八二二、七四四）	二、八五一、〇四七（一、八二七、六八八）
未立木地	三五〇、七九一（一七〇、七三七）	三七〇、一九六（一四二、六二九）	七二〇、九八七（三一三、三六六）	八四九、七二五（二九五、〇八二）	一、五七〇、七一二（六〇八、四四八）
除地其の他	二八八、七八三	二三三、七九一	五二二、五七四	七九六、五二二	一、三一九、〇九六
合計	四、六九九、一四二（九一八、五四〇）	一、九三一、〇九七（三九九、七七〇）	六、六三〇、二三九（一、三一八、三一〇）	九、八二七、八六二（一、一一七、八二六）	一六、四五八、一〇一（二、四三六、一三六）

（備考）（　）内は天然造林に依り成林せしめ得べき面積を示す。

即ち立木地は一千七十二萬餘町歩にして、林野總面積の約六割五分に過ぎず、殘餘は散生地又は未立木地にして林況甚だ不良である。又成林地中林相の稍見るに足るものは、主として鴨綠江及豆滿江の兩流域地方又は脊梁山脈附近に偏在し、交通、運搬共に不便にして大部分は未利用林の狀態である。

二　林野整理

大正十四年度末現在要存國有林野五百三十一萬町歩中には、農耕地として民間に開放するを得策とするもの又は飛地、境界複雜地等にして、管理保護上民間の經營に移すを有利とするもの百三十一萬町歩に達する見込であつたので、此等は昭和元年度より夫々調査整理を行ひ將來の要存國有林野を四百萬町歩と爲し、其の內大學演習林其の他約十二萬町歩を除き殘餘の三百八十八萬町歩に對し、周到完全なる管理經營を行はんとする計畫の下に着々整理を進めて居る。

而して朝鮮に於ける國有林野中には約三百五十萬町歩に達する緣故森林（註）があるが、從來其の歸屬確定せざる爲緣故者は之が愛護の念薄く、爲に林業振興上支障少くなかつた。仍て此等の林野は速に夫々各緣故者に讓與するを得策と認め、大正十五年四月朝鮮特別緣故森林讓與令を公布し、昭和二年二月より之を施行し、右緣故林野は擧げて當該緣故者に無償讓與することとして民心の安定と林野の改善促進を圖つた。而して之が出願總數は百十七萬四千件にして、昭和七年度迄に讓與處分を爲したもの九十二萬五千件、其の筆數面積九十五萬二千筆、二百五十一萬七千町歩である。

【註】緣故森林とは

（一）舊森林法施行前より各緣故者に於て適法に占有し、禁養し來りたるも其の林相民有と認むべき標準に達せざる爲に林野調査に際し國有と査定せられたるもの

（二）舊森林法の規定に依る地籍屆を怠りたる爲土地調査に當り國有と査定せられたもの

（三）古記又は歷史の證する所に依り往時寺刹に於て緣故を有するものなるも國有に査定せられたもの

三　樹木の分布と種類

由來朝鮮の氣候は南北に於て差異あるを以て、北寒帶より南暖帶に至る迄各種の樹木を生じ、其の分布も亦地方に依つて同じくない。北部鴨綠江及豆滿江の兩流域上流地方其の他の高山に於ては、タウヒ、朝鮮唐松、テウセンハリモミ、タウシラベ、朝鮮松等を主とし、鬱蒼たる樹林を形成し中部より南部に亘り到る所赤松多く又黑松、楢、櫟、榉、ハンノキ、栗等を生じ、最南部に至れば樫、椎等の常綠樹及竹林を見る。全鮮を通じ概して森林樹木の種類に富み七百餘種の多きに達し、其の中喬木に屬するものは針葉樹十九種、濶葉樹百三十六種、外に竹類三種がある。

第二　林業の奬勵及施設

一　森林保護

イ　國有林野

大正十五年林政の改革を斷行し、從來の山林課出張所、營林廠を廢して新に三十六箇所の營林署を置き、更に昭和四年之を十九箇所に廢合して、經營保護等營林の實行に當らしめて居たが、昭和七年八月從來の十九營林署中八營林署を廢止すると共に、從來營林署の所轄に屬した林野の一部を道に移管するに至つた。而して現在道所管の林野中百八十萬町歩に對しては、六十一箇所の森林保護區を置き百十一名の森林主事を配置せしめ、又營林署所管林野三百五萬町歩に對しては八十五箇所の森林保護區を置き、百四十三名の森林主事と百八十七名の森林主事補を配置して直接保護取締の任に當らしめる外、地元住民の活動を促し官民一致協力して保護せしむる爲森林令に依り地元住民に保護命令を發し保護の萬全を期して居る。尤も右營林署に於ける森林保護機關中森林保護區七區と森林主事八名及森林主事補百八十七名は昭和七年度後以降實施に係る北鮮開拓事業計畫に依り增置せるものであるが、該事業は北鮮奥地帶に於ける國有林野二百十六萬町歩に對し森林保護機關を擴充配備すると共に、一帶の地に漂動跋扈して隨所美林を燒燼し火耕を恣にして居た火田民（三萬餘戸約十八萬人）に對しては、各現地に夫々指導機關を配置し之が善導定著を圖り以て森林被害の芟滅を期せんとするもので、既に昭和七年度に於ては其の一部の地域に就き山農指導區三十區（各區に一名宛の指導手を配屬す）及同監督事務所三箇所（各所監督技手一名を配屬せるの外、關係營林署及郡職員を兼勤せしむ）を配置し目下森林保護機關と提携し兩全の實を擧ぐべく鋭意施策の遂行に努めて居る。

ロ　民有林野

民有林野に付ては始政以來森林令に基き、森林の使用收益の弊害矯正及害蟲の驅除豫防竝に火災、盜伐の防止に努め、尙一面保護の實績を擧ぐるには民間の自治的活動を促進するの緊要なるを認めて、在來の松契、植林契、洞契、其の他新に設立せられた森林組合等を指導監督して濫伐暴採の制限、害蟲の驅除、火災の防止等森林の保護に努めしめ、更に國費を以て郡島森林主事を配置する等鋭意惡習の打破に努め來つたのであるが、其の完きを期する爲に郡島森林組合を廢止して其の事業を各道に繼承せしめ、昭和八年度より國費支辨の森林主事百名、道費支辨の產業技手百十二名、地方森林主事二百七名、地方森林主事補一千六十二名、合計一千四百八十一名の專任職員を配置し專ら民有林野の保護取締に從事することと爲つたので、林野の保護機關は統制せられ今や全く其の面目改まり林業經營の安全性を著しく增加するに至つた。

二　指導及奬勵

植林事業は治山治水事業上重要なる施設なるを以て、始政以來鋭意之が普及奬勵に努めて來た。即ち始政當時は山

林は伐採せらるるのみで、其の跡地に對しては植林する者殆ど無き狀態であつたから、植林奬勵の第一段として國費及道費を以て苗圃を經營し、之が生產苗を配付し植林の用に供せしむると共に普く愛林思想を喚起する爲、明治四十四年四月三日の神武天皇祭日を卜して全鮮を擧げて記念植樹を行ひ、朝鮮綠化の第一聲を放つたのである。更に造林貸付の制度を設くるの外道、面、學校等に國有林を讓與し、以て造林の模範を示さしむる等凡ゆる施設を開始した。爾來年と共に愛林思想勃興し又林野の經營に對する智識を啓發し、更に大正十四年以降國庫より造林補助金を交付して造林の促進を圖つた爲、明治四十四年の造林本數僅に一千萬本に過ぎなかつたが、今や一年の造林數實に三億本を數ふるに至つた。又綠化運動としての全鮮記念植樹は每年之を繼續し、昭和八年其の第二十三回目を擧行し植林事業振興上大に貢獻する所があつた。斯くして植林事業は漸次進展して居るのであるが、民有林野の蓄積は未だ平均二十八尺締に過ぎない。而かも尙廣大なる林間裸地又は荒廢林野がある。加ふるに林相は概してアカマツに偏して他の樹種特に濶葉樹を濫採したこと、溫突燃料及綠肥の採取が過度であつたこと、生枝及地被物を濫採したこと等民有林指導上改善を要する事項があるので、民度、民需及林野の現況等を考察し速に林地を安定し、地方の回復を圖り而かも努めて天然力を利用して林叢の構成に力を注がしめ、且用林の造成に偏することなく先づ燃料林の造成に努めしむる等に重點を置き、昭和八年一月民有林指導方針を制定して民有林經營上の羅針盤たらしめたのである。別項林野保護制度の革新と全鮮一貫せる指導方針の制定とに依つて、將來の民有林業は著しく改善せらるゝものと認められる。次に林業に關する調査試驗を行ひ林業の開發に資する爲大正二年以來林業試驗場を設置し組織的調査研究を爲して居る。

三　砂防事業

全鮮に亘る大面積の禿裸山野より年々流出する土砂は夥しき量に上り、被害激甚にして此等荒廢林野の復舊は焦眉の急務であつたので、總督府に於ては大正七年度以降先づ忠淸南北道、全羅北道及慶尙北道の四道地方費に對し國庫補助金を交付し砂防工事を施行せしむると共に、荒廢林野復舊の根本計畫樹立の爲大正八年以降三箇年間に全鮮に亘つて之が實地調査を行つた結果、荒廢甚だしく相當なる施設を爲すに非れば復舊困難と認めらるる林野四十七萬町歩、就中十一萬町歩は全然一木一草をも止めない禿裸地であつたので、速に充分なる砂防工事を施すの要を認め、先づ其の約半數五萬七千町歩に對し、大正十一年以降三十箇年間に經費五千百餘萬圓を以て工事を施行することとし、其の當初十箇年の施行面積を一萬五千町歩とし、所要經費一千三百餘萬圓は繼續費として支出することとして事業を開始したが、其の後關東震災の影響を蒙り公債支辨事業打切の爲、既定計畫の繰延べ又は削減を餘儀なくせられ、豫定の進行を見ることが出來ぬので、大正十四年に至り計畫を變更し、要砂防工事中荒廢特に激甚なる八萬二千町歩を擇び、同年以降三十箇年間に經費七千三百餘萬圓を以て施行することに改め、當初九箇年間の經費八百六十萬圓は議會の協贊を經て工事に着手し、更に昭和四年度に至りて同年以降二十箇年に同工事を完了することとし、既定繼續費の年限を昭和十年迄とし、昭和十一年度以降の事業は更に改めて計畫を樹立することにした。斯くの如く砂防事業は公債支辨事業より一般財源によることとせられ、屢々既定計畫の繰延べ又は削減を餘儀なくせらるる等、財政上の理由より工事の實績良好ならず、昭和七年末に於ける實績は砂防工事完了面積漸く二萬四千八百八町歩に過ぎない。然るに一面荒廢地は年を逐ふて益々荒廢の度を昂め、又區域を增大して被害激甚なる爲、砂防事業の擴張を圖ると共に一定不動の根本計畫を樹立するは蓋し焦眉の急務である。昭和八年八月制令第十七號朝鮮砂防事業令は此等目的達成の爲に制定せられたるものにして、施行の曉は砂防事業に進展を見るべきである。

第三　營林の概況

鴨綠江及豆滿江流域の營林署管內に於ける伐木作業は營林署に於て直營し、其の運材は一部輕鐵に依るの他多くは冬季の積雪、結氷を利用して牛橇に依つて江岸に搬出し之より流筏に依る。流筏は通例四月より開始するが五月より九月に至る五箇月の間が最も盛であつて遲くも十月下旬迄に終了する。而して此等の流下材は鴨綠江流域に在りては新義州營林署の北下洞（新義州の上流約一里中の島に在り）及新義州製材所構內、豆滿江流域に在りては茂山及會寧營林署構內に在る貯木所に貯藏する。

製材作業は新義州營林署の製材所に於て行はれ、主として建築用材、枕木及函板を製材し、規格の統一、供給の確實等一般需要者に滿足を與へて居る。

尙朝鮮に於ける國有林產物の運搬は、從來山地に於て小規模の森林軌道に依るの外は一時的川造工事を施し主として河川を利用したのであるが、豫期の成績を擧ぐることを得ず、昭和三年に國有林產物利用增進計畫を決定し、昭和四年度以降十箇年間に主要流域に森林鐵道を、其の支線に森林軌道を敷設し、他方固定的川造工事を施行し、統一ある運搬設備に依りて運搬の安全增進を期することとし、尙山地製材工場を設けて極力森林產物利用の集約を企て、併せて歲入の增加を圖ることに計畫し、先づ最急施の要ある平安北道厚昌郡東興面南社水流域に昭和四年度以降五箇年間に經費百十九萬餘圓を以て、森林鐵道三〇・四哩を敷設することとした。

右の外北鮮拓殖計畫の一部として拓殖鐵道及惠山鎭線の各鐵道の完成に關連せしめ、白頭山を中心とする八十萬町步の森林を開發する爲、昭和七年以降十年間に森林鐵道二三三・四粁、輕鐵二六四・九粁、其の他簡易製材工場を建設することとなつた。

以上は主として官行事業の概況であるが、右の外民間企業者に於て容易に事業を經營し得る箇所に於て、國有林經營上竝に官行斫伐事業實施上に支障なき範圍で立木拂下を實行して居る。

最近數年間の拂下數量及金額を揭記すれば左の通である。

年度	積	金額
	村 尺	圓
昭和三年度	三、〇九七、五一七	一、一五七、四八四
同　四年度	二、七三二、二三二	一、〇五七、三五八
同　五年度	二、五五五、五九五	七四二、五五六
同　六年度	二、九四三、九二八	七一三、四七五
同　七年度	三、七三七、五〇七	一、〇二七、四九二

第二項　臺灣

第一　總說

臺灣は熱帶と亞熱帶とに跨れる鄕土である。地形概ね嶮峻にして中央を南北に縱走する背梁山脈には一萬尺を超ゆる高峰四十八座、七千尺より九千尺に達するもの六十七座、其れ以下のものに至つては殆んど數ふるに遑なしと言ふ狀態である。而も此等峻嶺高峰に源を發する河川は最長僅かに四十二里、水流急激にして舟筏の便なく大雨一たび到らば濁水滔々として河堤を決潰し、其の慘禍の大なる殆ど想像もつかないものがある。又地質氣象なども頗る錯雜して

南北雨期を異にし、東西地質を異にする。此の狀態は植物學上にも頗る變化を齎し甚だ妙味あるものがある。從つて其の間に育くまれたる林木も亦多種多樣にして誠に植物學上の寶庫の感がある。

第二　概況

臺灣は由來一箇の植民地であつた。我が國の本島領有以前に於て覇を此の地に爭へるものに和蘭あり、西班牙あり、明あり、清あり、而して王朝を建設せしものに鄭成功がある。而して和、西の占據は主として商業的植民にして林野の開拓は一小局部に過ぎなかつた。然るに鄭氏の建業時代に至るや明朝の恢復、獨立國家建設の壯圖に伴ふ林野の開拓は平地林は元より低地林に至るまで甚しく伐採燒燼せられ、降て清朝に至るに及んでは支那移民の增加と蕃地討伐との關係上森林の燒燼濫伐相次ぎ、高山地帶に至るまで其の影響を蒙らざるなき狀態となつた。嘗て葡萄牙の航海者をして「イラーフオルモーサー」と絶叫せしめた綠翠の本島も遂に赭禿、裸山を現出するに至つた。

斯くの如く林政の荒頽其の極に達した森林を如何に處理するかは領有當時我が當局の頗る苦心したところであつて、非常なる困苦調査の結果漸く林野の管理區分の調査を終了したのである。

今昭和七年末の林野面積を示せば左の通である。（單位甲）

	森林			原野			合計
	平地	蕃地	計	平地	蕃地	計	
國有	四二、四四九〇	一、三三二、一〇一	一、七四三、五九一	二一六、九八七	三〇八、一〇九	五二五、〇七六	二、二六八、六六七
公有	一三、五〇九	—	一三、五〇九	三、七八九	—	三、七八九	一七、二九八
私有	一九八、六九四	一、四〇八	二〇〇、一七四	五二、五四〇	八〇	五二、五八四	二五二、七五八
計	六二三、六九三	一、三三三、五八二	一、九五七、二四	二七五、二六〇	三〇八、一八九	五八二、四四九	二、五三八、七三

今此等森林を概觀するに西部は帶狀の海岸林を第一線とし、次に本島四億圓餘の生產の約半を占むる農作物の耕地があり、其の間桂竹林及相思樹林の叢林が介在し斯くして傾斜漸く急を告ぐるに至つて暖帶の闊葉樹があり、更に進んで溫帶林に入り本島特有の肖楠、紅檜、香杉、亞杉、現はれ次に扁柏、楓等の喬林を現出し、最後に新高椴、新高ビヤクシン等の寒帶林に達するのである。東部地方は領有當時西部地方の如く支那民族の移住甚しからずして、平地と雖も所謂平地蕃族の選食的農耕を營めるに過ぎざりし爲、山脚に接し尙廣大なる天然の森林鬱蒼として存したものであつた。然るに此の地方も拓殖計畫の進捗につれ伐木、製腦、製糖等各種產業の勃興したる爲急激なる森林の減退を來し正に西部臺灣の轍を迚らんとして居る。

斯くの如く本島の森林は過去三百年の長きに亘り大擧渡來せる支那移住民の開拓と高山蕃族の魔手と領臺後に於ける各種產業の發達に伴ふ土地利用の促進、林產物需要の激增とにより著しく濫伐せられたので、今日殘存する森林は世人の想像するが如く豐富ではない。然し乍ら全島の森林を通觀するに尙相當纏れる森林が存在するも之が利用には却々苦心を要するものがある。其の見込蓄積は左表の通である。（單位千石）

樹種別	國有	公有	私有	計
針葉樹	二五一、五八一	二四四	二、九七五	二五四、八〇〇
闊葉樹	四五七、七四五	一、〇六七	三二、七七七	四九一、五八九
計	七〇九、三二六	一、三一一	三五、七五二	七四六、三八九

右の表に包含せらるる各種の林木は土地の高低に因り氣象上變化があるので、其の存在する箇所も自ら局限されるのである。其の分布の狀況を表示すれば左の通である。

	帶域	見込面積	割合	主要林木
熱帶	海拔一〇〇米 北部	二、〇七四、一〇一甲	五六%	榕樹、茄苳、檳榔、龍眼
暖帶	〃 一、五〇〇 中部 八〇〇米	一、一四〇、三五七	三一	樟、樫類、楠、椎類、肖楠、槇、おがたまのき、擂、油杉
溫帶	〃 二、九〇〇 南部 一、〇〇〇以下	四一三、六九二	一一	檜、紅檜、桧大杉、臺灣杉、臺灣樅
寒帶	〃 以上 〃	八〇、七七九	二	新高根、新高しやくなげ、新高柏槇
計		三、七〇八、九二九	一〇〇	

第三　森林の管理

一　林務機關

林務に關係ある各般の事項を處理する機關は複雜して居る。今此等の關係を表示すれば左の通である。

- 殖產局
  - 營林所
    - 庶務課
    - 作業課
    - 造林課
    - 指定林野の產物採取、製造加工及販賣竝造林及附帶道路、鐵道、軌道竝其の鐵道に依る貨物運搬營業
    - 出張所
      - 臺北、臺中、新竹、嘉義、旗山、恒春、羅東、東部
  - 營林の用に供する國有林
    - 山林課
      - 野の調査、計畫、實測、管理及經營
      - 林野の取締保護及其の監督、民林奬勵及監督
      - 保安林調査、編入解除前
      - 森林造林補助
      - 產林物處分調査
      - 勸業課
      - 內務部—州
- 內務局—地方課
  - 官有林野開墾の調査、實測及處分
  - 官有財產の管理及處分
  - 地方課
  - 內務部—州
- 專賣局—鹽腦課
  - 粗製樟腦、樟腦油製造竝拂下
  - 製腦用林產物取締保護及
- 中央研究所—林業部
  - 有用樹種、試驗調査、木材の利用造林及森林保護の試驗、研究、種苗の改良育成
  - 林業試驗場
    - 嘉義
    - 恒春

二　森林計畫事業

本計畫事業は臺灣の森林に對し合理的且系統的なる施業を爲さんとするものにして、本島林業史上特筆すべきものと言ふべく治水、國土保安上は勿論本島林野の開拓上多大の希望を繫がれつつある事業で其の主なる項目は左の四である。

一　森林治水調査

二　區分調査

三　施業案編成

四　森林調査

由來本島の森林は領臺前支那移民の爲に濫伐せられし爲、當時殘存せし森林は主として蕃人の蟠居跳梁する高山地帶にあつた。其の爲領臺後約二十年間凡ゆる危險を冒して森林の踏査に努めたるものなきにあらざるも、其の眞相を闡明することは却々容易の事ではなかつた。然るに佐久間總督の威壓緩撫の理蕃政策漸く其の效を奏し昔日の兇暴なく蕃山の平和は大分確保せられ、玆に從來究明することが出來なかつた森林の正體も漸次判別するに至り、森林資源の開發に一道の光明を發見するに至つた。

第四　植伐事業の概況

一　伐採事業

臺灣森林の伐採事業中大規模に行はれてをるものは主として官行である。此等は森林の利用上頗る參考となるものがあるから順を追ふて記述することとする。

イ　阿里山の伐木事業

阿里山は嘉義の東方四十四哩に在り、新高連峰の西方に起伏せる大森林にして其の總面積一萬八千甲、昭和七年迄の伐採材積は六百八十三萬石を算し、尙約二百五十九萬石の針葉樹と三百三十四萬石の濶葉樹とを包藏する原生林が殘存して居る。然し乍ら此等も今後十三、四年も經過せば殆んど原生林はなくなる計算となる。阿里山の材木は他に類を見ない長幹巨材に富むが故に、此等の伐採運搬は主として機械力を利用して居る。即ち集材にはスキツダーを、運搬には獨特の機關車を使用し八千餘尺の高峰より蜿蜒四十四哩の鐵路を經過して嘉義に運搬せらるるのである。嘉義には又此等巨材の製材に適する工場の設備があり、其の工場能力は一日四百石あるけれども昭和七年中の製材高は三萬石に止められて居る。

ロ　八仙山の伐木事業

八仙山は西部本線豐原驛より大甲溪に沿ふて溯ること二十哩、中部合歡山より白姑大山の西方に連る一帶の森林にして、其の面積一萬六千甲、其の蓄積針葉樹三百二十萬石、濶葉樹五百七十六萬石、地勢急峻搬出容易ならざる狀態であつたが苦心の結果索道、インクライン等各般の設備を施し、大正十一年漸く官行研伐を實施するの運びとなり、業態全く安定し今や年々約十四萬石の丸太を生産する狀態になつた。然し乍ら本林地の樹種は松、栂の如き市價低廉のものが可成多量に生立して居る關係上、山地に於て製材加工するを有利なりと認め昭和三年度より差當り年六千石を製材することとなり業績漸次良好に向つて居る。

ハ　大平山の伐木事業

宜蘭濁水溪の上流の一大森林にして其の面積六萬四千甲、蓄積針葉樹二千四百十七萬石、濶葉樹二千六百萬石、林相の整一蓄積の豐富なること蓋し本島隨一にして最も將來ある森林である。然し乍ら本事業地は大正三年討蕃の大業成就するまで、蕃族中最も兇暴なる溪頭蕃族の根據地であつたので其の實相は不明であつた。大正四年に至り蕃情急に平靜になつたので事業を開始せし爲、其の規模も極めて小規模に止めたものであつた。然るに森林の眞相闡明せられ事業の將來益有望となるに及んで事業は逐年發展の一途を辿り、林内四十哩の軌道と平地二十四哩の鐵道を敷設せる外、集材機械ガソリン機關車の運轉、其の他各所の索道及インクラインを新設する等、機械

力應用の諸設備著々擴充せられ作業能力著しく增進し、昭和七年中には十八萬餘石の丸太を造材し一路官線羅東驛近くの貯木場に搬出し島內及島外の需要に應じて居る。

二　官行研伐材の販賣狀況

官行材は主として扁柏と紅檜である。其の他亞杉、桧、香杉等がある。何れも建築材として可ならざるはなく內地方面への移出年々增加し、昭和七年には六萬五千石、價額七十萬圓に及び漸次其の聲價を高めて居る。島內消費は並材以下のもの多く其の消費約二十八萬石、價格百八十三萬圓にして官行研伐材消費量の主位を占めて居る。

三　造林事業

全土の七割に相當する廣大なる林野を擁する本島に於て其の地勢、地質の關係よりして森林が治水、國土保安上將又產業開發上極めて重要なるに拘らず、既述の如く古來林野の荒廢甚しく造林事業は林政上焦眉の急務であつた。茲に於て我が領臺以後天然樟腦保續の見地よりせる樟樹の國營造林を初めとし、官行研伐跡地造林、保安林造林、熱帶有用林木の造林等着々として進められ、一方民行造林に就ても當局の指導奬勵の結果近年著しく造林熱勃興の機運に向ひ年植一萬甲を超ゆる狀態であるが、昭和七年末の造林面積累計は官行四萬七千六百餘甲、民行十六萬四千餘甲計二十一萬一千六百餘甲を示して居る。

第五　林業試驗

本島は林木の育成に適する所なるも、低地森林一帶は價値少なき林木が主林木をなして居た關係上、林相の改善は焦眉の急にあつたので先づ林木の植育試驗に重きを置き、其の試驗の成績を檢し本島に於ける造林の指針としたのである。又本島は固有の造林樹種に富むと雖も此等の樹種は多く高地帶に產し、熱帶の有用樹種は外國產に待たねばならぬ結果、此等の移植試驗も一定の方針の下に順次其の試驗を進め相當の成績を擧げて居る。元來造林の試驗は他の農作物に比較し一般に著しく長年月を要するので、多くは直ちに之が成績を見ることが出來ない。今日尙試驗繼續中の事項が相當多數を占めて居るが何れも良好の成績を擧げて居る。

第六　大學演習林

臺灣に帝國大學の演習林が設定されたのは明治三十七年臺中州下の東京帝國大學演習林が其の濫觴である。次で明治四十三年には京都帝國大學基本林が高雄州屏東蕃地に設けられ、更に大正二年に九州帝國大學演習林が臺北州文山郡に又大正五年には北海道帝國大學演習林が臺中州能高郡蕃地に設けられ、其の合計約十三萬甲、年々各種の試驗研究を發表して居るので本島林業諸般の調査研究に裨益するところが少くない。從つて大學演習林の存在は島內林業家の期待と敬意をと繫ぐ重要なる研究機關の一である。

第三項　樺　太

第一　總　說

本島は本邦唯一の亞寒帶にして林木の種類比較的少なく、有用樹種としては僅にエゾマツ、トドマツ、グイマツ、イチヰ、シラカバ、ドロヤナギ、ハンノキ、タモの數種であつて、其の中最も多いのはエゾマツ、トドマツで全森林蓄積の約八割を占めて居る。

本島の森林面積は拓殖及伐木等に因つて年々移動があるので的確の數字を示し難いが、昭和七年末の森林調査の結果に依れば國有林野面積は約二百八十九萬七千ヘクタールで、之に大學演習林の面積約八萬ヘクタールを加ふれば約二百九十八萬ヘクタールで邦領樺太總面積の約九割となる。

昭和七年度に於ける本島總生產物價額は七千五百二十四萬七千圓で、內林產物價額は七百四十一萬圓で其の約一割弱に當り、木材を原料とする工產物たるパルプ及洋紙の價額は四千百九十三萬圓で、此の二者を合すれば本島總生產額の六割五分となる。

又樺太昭和七年度總歲入二千二百六十三萬八千四百十六圓の內、森林收入は八百萬四千八百二十圓で其の三割五分餘を占め本島財源中最も重要なるものである。

第二　森林の管理

前記の如く本島の森林は其の面積、蓄積等により考察して相當完備せる管理機關を必要とするところであるが、領有當初に在ては何等見るべきものがなかつた。明治四十一年一月樺太廳が設置せられ小規模の機關に依つて森林業務を取扱はしめて居たが、昭和二年農林部新設と共に本廳に林務、林業の兩課を設け、昭和五年一月支廳林務係を廢し各支廳全管內を區域とする林務署の新設を見るに至つた。森林主事は大正五年初めて十六名を地方に配屬し、以來年々增加し昭和三年十二月定員を二百六十三名とし、其の駐在所を百三十五箇所設け從前の面目を一新したが、昭和七年末に於ては駐在所百四十八、森林主事二百五十三名である。又樺太廳に於ては從來虫害木を斫伐する關係上森林作業所を設けてあつたが、昭和五年一月の官制改革の結果、作業所を廢止し其の事業の關係上林務署に引繼ぎ林務、林業兩課に於て其の企畫及監督をすることとなつた。

今此等の關係を表示すれば次の如くである。

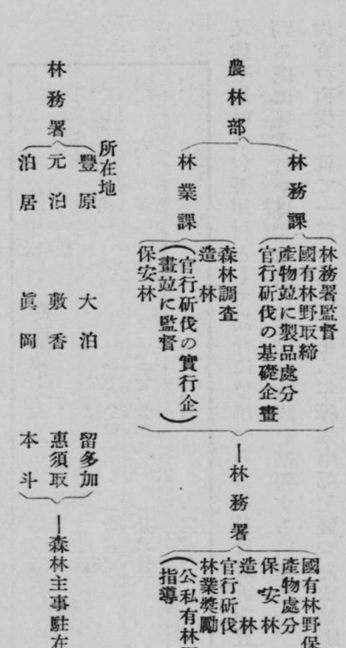

第三　林野の區分調査

領有當時に於ける本島は殆ど全部森林を以て掩はれて居たが、其の後拓地殖民の進展と共に急速に伐採せられ、又山火虫害等に依りて森林の備蓄漸減し、昭和七年度末に於ける森林分布の概要は國有林野面積は約二百八十九萬五千ヘクタールで立木地面積百六十四萬六千ヘクタールあり、而してトドマツ、エゾマツの材積は約一億五千五百四十四萬立方米、グイマツの材積は約一千五十一萬立方米、濶葉樹其の他の材積は約二千二百九十萬五千立方米である。

尙伐採地、ツンドラ地帶、燒跡地、草生地等の未立木地面積は約百二十五萬ヘクタールである。

此の外東京、京都、九州及北海道の各大學に移管された演習林約八萬ヘクタールがある。

第四　森林の利用

樺太森林の樹種中有用なるは數種に限られて居るので其の用途も殆ど一定してゐる觀がある。即ち其の主要樹種たるエゾマツ、トドマツは建築・パルプ製造・包裝用に使用せられ、殊にパルプ製造には本島のエゾマツ、トドマツは本邦パルプ原料木の七割を占めてゐる狀態であつて、如何に本島森林が我が製紙界に重要なる地位にあるかを知ることが出來る。最近島内に於けるパルプ生産狀況を示せば次の如くである。

年次	工場數	資材消費高	生産高		價格		計
			パルプ	紙類	パルプ	紙類	
昭和五年	八	一、四七七、八七四立方米	一九一、三〇九瓩	一三九、五六三瓩	二四、一六一、二七〇圓	三〇、六五二、二七〇圓	五四、八一三、五四〇圓
同六年	八	一、〇九七、五五九	一七五、一三五	一三一、三四一	一八、三五一、三六六	二五、六六六、六〇一	四三、九一七、九七七
同七年	八	一、〇一八、二四〇	一六三、〇九一	一二九、七一〇	一七、三九五、九六三	二四、五三七、三一三	四一、九三三、二七六

又建築用材及包裝用材として島外に移出せらるる量は最近四五箇年には少くとも二百五十五萬餘立方米を超え、内地到る處に樺太材を見ざる所なき迄に販路を擴張するに至つた。

尚官行研伐に就て一言せんに大正八年樺太南部を襲つた松蛸蜥の被害は其の面積二十二萬町に及び何時底止するかも不明であつたので、之が應急策として大正十一年より官行研伐を行ひ、差し當り四箇年間に立木四千石を伐採し丸太二千石を造材して五年目に全部搬出する計畫を樹てたけれども、勞力の不足に伴ふ賃金の暴騰に依り當初の計畫通り施行することが出來ず、昭和元年度に至つて大體豫期の仕事を完了することが出來た。而して臨時作業所は廢止されたけれども、官行研伐は其の後生立木の伐採に迄擴張せられて今日迄繼續されて居る。

第五　造林事業

明治四十五年豐原に苗圃を設け僅かに播種及天然生トドマツ、エゾマツの苗木の移植を試驗的に行つて來たが、其の成績に鑑み漸次擴張を重ね昭和七年末に於ては苗圃所在箇所數十七、面積百三十八ヘクタール、養生山出苗木數七百萬木を産出する迄に至つた。而して山地植栽は大正九年初めて落合附近の山火跡地にトドマツ、カラマツ及白樺の播種造林を試驗的に行ひたるに、發芽が良好で植樹、造林に比し經費を要すること少く、大面積の施業に適して居るので主として播種造林を實行して來たけれども、本島の播種造林は幾多考慮の餘地があるのみならず、伐採跡地は天然下種により充分更新し得るので其の後人工造林は特殊の立地關係以外には施行せざることとし、專ら植樹造林の方針を以て進んで居る。今最近三箇年の人工造林の狀況を表示すれば次の通である。

造林事業の概要

施業年度＼事業別	播種面積	植樹面積	天然更新面積	防火線延長	新設延長	林内歩道
昭和五年	四四五・〇〇ヘクタール	一、二四四・五八ヘクタール	四七・九〇ヘクタール	二二、〇六二米	三〇、〇二四米	
同六年	—	一、〇八八・四四	九二・六〇	二七、九六二	一〇三、八六八	
同七年	四〇七・〇二	二、三二七・四三	四七三・六五	八二、八四〇	三二九、九八四	

第六　森林保護

森林被害の最大なるものは火災である。元來本島の森林は大部分エゾマツ、トドマツの密林で此等森林の伐採跡地は末木枝條が山積して居るので春期旱燥期に到れば非常に可燃性のものとなつて居る。殊に林地は腐蝕土の層が相當深いので、火は忽ち此等に燃え移り地中深く侵入する。此の山火の爲に年々亡失する樺太の資源は實に大なるものであつて、昭和七年に於ては火災件數二十三件、被害面積一千三百十六ヘクタール、直接の損害額一萬三千餘圓、消防費一萬三千五百九十四圓に達し此の外多數の家屋人畜の被害等があつた。

右の如き事情なれば本島の山火の警防は林政上頗る重大なる問題であるので、應當局はあらゆる方法を以て之が防止に努めて居る。森林盜伐も亦相當多いけれども山火の被害に較ぶれば殆ど言ふに足らない、此等の被害は森林主事の增員に依り漸次減少の傾向を辿つて居る。

第七　大學演習林

大正三年四月相川、小田寒流域に約二萬ヘクタールを割りて東京帝國大學演習林が設置せられ、之と相前後して北海道、九州、京都各帝國大學の各演習林が設置せられたのである。其の概要は次の通である。

（昭和七年度末現在）

演習林所在地	設定年月	面積		
			針葉樹	濶葉樹
東京帝國大學演習林 榮濱郡榮濱村相川流域小田寒川流域の一部	大正三、四	（ヘクタール）二一、八一八	千立方米二、三六八	千立方米二六二
京都帝國大學古丹岸演習林 敷香郡古丹岸村古丹岸川流域	同四、一二	一九、八三四	三、二三三	一三五
同　阿屯演習林 敷香郡敷香町亞屯川流域の一部	同五、二			
北海道帝國大學演習林 久春內郡三濱村珍內川流域	同二、六	一九、七四六	四、〇七八	二五三
九州帝國大學演習林 敷香郡敷香村幌內川支流保惠川流域	同三、四	二〇、三四三	二、九八六	一〇三
合計	八一、七四一	一二、六六五	七五三	

此等各大學の演習林は學生各種の演習に供するは勿論であるが、傍ら本島森林の植生調査、氣象と森林の關係、森林植物、施業方法の調査等凡そ本島林業に關する重要なる研究は一として此等演習林に俟たざるはなく、本島森林開發、利用更新上誠に必要なるものである。

第八　林業試驗

凡そ各般の產業開發には其の基礎を嚴密なる試驗研究に俟たざる可からざることは勿論であるが、本島に於ても林業關係の試驗は明治四十三年に開始された。然し當初は主として試驗研究であつたが、其の後豐原在の大澤に二千數百町の地を卜し各種更新法の試驗を初めとし測樹の試驗等をなしたが、此の試驗林は山火の爲燒盡したので大正十四年

に保呂に試驗地を設け、造林利用、更新保護の試驗をなした。然るに昭和四年中央試驗所が設置せられたので、從來林業課の主管であつた此の試驗事項は試驗所內の林業部の主掌するところとなり、試驗研究は全く面目を一新するに至つたので、本島林業經營上一段の進展を見ることが出來るであらう。

第九　林政改善

昭和七年從來の林政上の缺陷に鑑み左の諸點に亘り改革方針を發表し、之が實現を期する爲技手九名を增員し目下實行に專念中である。

一　農林適地區分を完成し施業案の編成を了すること

二　隨意契約を極力制限し之に代るに競爭入札を以てし、更に年期賣拂制度を廢止し唯現存の年期賣拂契約に就ては適宜整理の上存續を認むること

三　樺太材島外移輸出數量を統制し市價の維持安定を計る爲、昭和七年度に於ては之が數量を八百萬石に、同八年度は七百萬石に、更に同九年度以降は漸次遞減せしむること

四　從來の賣拂單價劃一制を廢止し單價算出の基礎因子に就き愼重な基本調査を行ふこと

五　賣拂立木調査法を改善すること。即ち調査委員に對し調査を充分に監督し得る餘裕を與ふると共に傭人の全部を官役夫と爲し、皆伐調査の場合は賣拂每木に番號を記し伐採以前嚴重な實地監査を行ひ又伐採後の跡地檢査に付ても更に嚴格を期すること

六　契約不履行の整理竝に林務關係諸法規の改廢を行ふこと

第四項　關東州

第一　概況

關東州內の林野面積は九萬四千百三十六町步で全面積の三分の一强に當り、既成林面積は七萬七千四百三町步である。當州の山地は重粘質壤土であるので周到な管理の下に施行せらるれば將來良好な樹林地として更新をなす可能性があるが、實際に於ては既往數百年來濫伐の弊に陷り加之野火、放牧及採草の慣習等の爲州內到る所禿山と化し、地力減退せる箇所頗る多く、且地表は落葉雜草等の地被物が少いので降雨每に表土流出し、殊に丘陵地の基脚部は水蝕作用を受け崩壞し地隙を生じ、尙河岸地は飛砂の爲附近耕地を埋沒せる箇所を生ずるに至り、樹林地は唯僅かに河岸地、墳墓地、村落及寺廟等に見るのみである。之を森林植物帶より論ずれば所謂落葉地帶に屬し、森林として完全に鬱閉を保つて居るものなく只落葉濶葉樹中の陽樹を存するのみである。山地に自生する主要樹種は赤松、柳類、白楊類、楊、楡類、柞類、楮槐、楓類、赤楊類、榉類、胡桃類、皂莢、棗、公孫樹、せんのき等である。

第二　林野に關する施設

關東廳內務局農林課直屬として官設苗圃を旅順、大連、金州の三箇所に置き、其の下に三十五箇所の地方苗圃を設置し、地方苗圃の作業は各民政署に配屬せる林業技術官適宜巡回して其の指導監督に任じ、且最寄警官派出所の巡査をして事業の監督を助けしむる爲數次林野講習會を開き、此等巡査をして林學の大意を會得せしむるに努めて居る。地方造林を奬勵すると共に一般林野取締の爲大正二年林野保護取締規則を發布し、大正七年より山林監視所を十箇所設

置して居る。尙林野の保護に付ては軍政時代より嚴密な注意を加へ、明治三十八年告示第三十五號を以て山野の林木、路傍の並木、寺廟、公園、墓地等の立木は官民有の區別なく許可なくして伐採することを禁じ、其の他マツケムシの驅除、山火事、盜伐等に對し鋭意保護監視せしめて居る。

官公造林の目的とする所は主として風致林、水源涵養林、魚附林の造成を計ることにして且又造林の模範を公衆に示すことであつて、日露戰役當時以來現在に到る迄此の計畫を繼承して造林を實行して居る。

植栽樹種は赤松を主とし、黑松、アカシヤ之に次ぎ、唐松、ヌルテ、栗、ニレ、ハギ等である。

尙官行造林の外に公有造林は州內會屯の事業として造林を實行し、又明治四十一年造林奬勵規則發布に依り造林の爲に官有地無償貸下を許可し造林用種苗の無償下付を許可して居る。即ち昭和七年末現在に於ける新植造林面積は左の通である。

	新植面積	植栽本數	播種
官行造林	三〇二町歩	三、二四一、九二四本	五二石
公有造林	七六〇	八、七二九、七八〇	五九
私有造林其の他	九五二	九、三八五、一八八	一

第五項　南洋群島

第一　概說

南洋群島は到る所鬱蒼たる森林を以て覆はれ一見千古の美林を爲すの觀があるが、其の內容を實地踏査すれば雜木の混淆林であつて有用樹の蓄積は比較的少いことを知る。其の主なる原因は各島孰れも面積小なる海洋島であつて、大森林を構成する要素を缺くのみでなく從來住民に愛林の念薄く、隨時隨所より材木を伐採して毫も補植造林をなさなかつたことに因るものである。唯椰子は海岸附近に植栽され、住民は之を唯一の財產として保護を加へて居る。現在の森林狀態は右の如くで其の蓄積は甚だ少いが、在來有用樹種の數は多く又外國樹種の造林に適するもの多い見込であり、一方溫度、濕度の潤澤と造林見込面積の豐富の諸條件を背景として適當な植林を行へば現在の雜木林は一變して有用樹種の蓄積豐かな森林を形成することが出來るであらう。

第二　椰子の栽培及奬勵

古々椰子は一般に古くより植栽せられたもので、其の發育も良好で各離島に至るまで之が植栽を見ない所はない。又其の製品であるコプラは群島產業中砂糖に次ぐ重要物產であるのみならず、椰子は島民の飲食物其の他の資料として日常生活に缺くべからざるものである。然るに從來椰子林の經營法は極めて粗放で合理的に經營せられたものは殆どなく、大半は老齡樹で林相も不均一で疎密均整を缺き樹勢良好でない。故に南洋廳設置以來椰子栽培奬勵規則を制定し、新植を奬勵すると共に既成椰子林の整理を行ひ漸次良成績を擧げて居る。昭和七年末現在に於ける椰子林面積は三萬一千三百八十三ヘクタールである。

第三　コプラ及其の他の林產物

コプラは椰子果核中の仁肉を乾燥したものであつて、本群島の移出品として重要なものである。本群島に於けるコプ

ラの品質は統一を缺き且漸次低落せんとする傾向があるので、昭和七年よりコプラの移出又は輸出に付て檢査を爲し品質の統一竝に向上を計つて居る。

昭和七年に於けるコプラの製造高は九千九百八十六噸にして此の價額七十萬一千六百餘圓である。猶內地に移出する年額は百十七萬圓に上つて居る。

林產物としては此の外象牙椰子、マングローブ、鐵木、紫檀、ウカール、タマナ、ブラキヨース、アンモイ、シヤタ　ーク等があつて、其の材質、光澤共に優良なものがあるが古くより濫伐された結果其の蓄積は極めて少い。

昭和七年中の林野物產額は左表の如くである。

	數量	價額
用材	一、〇二二立方米	七、四七三圓
薪炭材	八五、五〇五〃	一三〇、九九八
木炭	一、〇五三、〇七〇瓩	四一、七六二
コプラ	一〇、〇六三噸	七〇六、三一二
其の他		二、四一四、九八七
計		三、三〇一、五三二

第三節　鑛業

第一項　朝鮮

第一　概況

朝鮮は諸種の鑛物に富み鑛業の起源も亦頗る古いのであるが、李朝の末葉頃に至る迄は未だ不振の狀態を免れなかつた。然るに明治二十七八年戰役後外國人にして半島の利權に注目する者頓に增加し、米、露、佛、獨、英、伊等の外國人にして鑛物採掘權の特許を受くるもの相次いで出づるに至つた。而して當時は二、三外國人の稼行に係るものを除くの外は殆ど見るべきものがなかつたが、我が國の保護政治を行ふに至るや、韓國政府は明治三十九年鑛業法及砂鑛採取法を發布して鑛業制度は漸く其の緒に就いた。併合後總督府は大正四年舊法を廢して朝鮮鑛業令を制定し、次いで同五年朝鮮鑛業令施行規則及朝鮮鑛業登錄規則を施行した。同令は外國人にして鑛業に關し現に既得權を享有するものを認むるの外は、新に鑛業權の取得を禁じ新發見の重要鑛物を鑛業令の支配に屬せしめ、且鑛業權を物權として不動產に關する規定を準用し、鑛業上必要なる土地の使用收用に付土地收用令中の規定を準用する等鑛業權の保護制度を確保した。此の時偶歐洲大戰の勃發に會し朝鮮の鑛業は一時空前の活躍を呈したが、戰後鑛物の需要減退し一般經濟界の變調とに依り、內地大鑛業家が相次いで事業を休止して引擧げて以來相當資本を有する鑛業家なく、而かも鑛業金融に關して何等特殊機關のない爲、結局朝鮮鑛業の現狀は開かるべき寶庫が資金難の爲に閉鎖されて居る狀態であつて甚だ遺憾とするところであるが、幸に朝鮮の石炭は炭田調査の進捗に依り漸次價値闡明せられ、無煙炭の開發も漸く其の緒に就き、有煙炭田も亦內地資本家の注目を惹くに至り其の開發は期して俟つべきである。尙近時金價昂騰の爲金鑛業にありては著しく內地鑛業家の進出を見るに至つた。

其の鑛業出願件數は大正五年乃至同七年の如きは、鑛物市價の昂騰と一般經濟界の好況とに惠まれて一箇年の出願件數は三千乃至六千件の多數に上り、歐洲戰後出願件數激減して大正十一年には僅に二百五十餘件に過ぎない。然し爾來

再び増加して昭和六年には千八百餘件となり、更に昭和七年は一躍三千二百餘件を示すに至つた。次に鑛區は明治四十三年末七百四十鑛區に過ぎざりしものが、大正七年末には三千二百餘鑛區に達し爾後一時急減し再び増加の趨勢を辿つて、昭和七年末には二千七百十九鑛區を算するに至つた。而して其の稼行鑛區は大體鑛區數の一割乃至三割内外であつて、其の内年々金、銀鑛區が最も多く石炭、鐵、黑鉛等が之に次ぐものである。

又鑛産額は年に依り増減ありと雖も大體に於て漸次増加し、明治四十三年には六百六萬餘圓に過ぎなかつたが、昭和七年には約三千三百七十四萬餘圓を産するに至つた。鑛産額の主なるものは金地金、石炭、銑鐵、砂金、金銀鑛、銀、銅、黑鉛等である。

今最近四箇年と併合當時との鑛産額を示せば左表の通である。

鑛産價額

種別	昭和七年	同六年	同五年	同四年	明治四十三年
金	一七、八〇九、四三七圓	九、〇〇八、五七二圓	六、二〇七、六四四圓	五、八四八、七二〇圓	三、七四四、九五七圓
砂金	一、八二三、七三六	五七五、三七八	四一一、〇一二	二五、九三八	八二一、六〇九
金銀鑛	九四四、二五二	五五三、五四五	一、〇七〇、四三九	一、三五三、一三三	二六二、九九二
汰鑛	六三八、四二一	—	六三三、八八五	四九五、二〇八	二四二、六三一
銀	五五二、七一四	二〇六、六〇〇	五八、二〇七	五九、八二〇	六、五五五
銅	三〇七、〇二七	二二四、九二一	一、三八九、二二五	一、三四八、六八六	—
銅鑛	三三、八一七	三五、四八五	四五、八八六	六二、七一七	二一、二八八
鉛	六四、三七五	五、八〇〇	四九、九四八	一二九、五二八	—
鉛鑛	—	—	一、一六二	二、二九三	—
亞鉛鑛	—	—	五、二〇〇	八五、〇〇四	—
水銀	五、一六九	七、八八七	五、二九五	三、三〇四	—
水銀鑛	一四	—	—	—	—
銑鋤	四、一一四、〇一二	四、五八八、八八七	五、九二三、〇七一	六、七九五、三三四	—
鐵鑛	七四九、二五九	八二四、〇六三	二、八〇八、一七三	三、一五三、九八八	四二一、四六二
硫化鐵鑛	四三、九九七	三二〇	二九二	三六〇	—
タングステン鑛	二九、八四五	七、一五四	六、二一六	八、〇四八	—
水鉛鑛	五五、六三六	二五、三三七	二八、九七九	四三、九三一	—
金、銀、銅、鉛、亞鉛、其の他鑛	—	—	四、〇三五	七、〇三五	—
安質母尼鑛	一、二七九	—	—	—	—
雲母	一〇、二七一	一〇、一〇六	一九、〇四三	二〇、六五九	—
黑鉛	二五五、八四七	二三一、九七五	四二三、三一四	五一一、一五九	一五三、四七七
石炭	五、九七〇、一一九	五、一九〇、〇六四	五、三二七、九六六	六、三一六、四八五	三八八、七八一
高嶺土	七七、八四〇	五七、二〇四	五七、三八八	九八、七六六	—

硅砂	五五、三三二	三八、九九三	四二、五二八	五六、六二三	—
明礬石	五〇、一八六	六三、七六四	五〇、三一五	五二、二八七	—
螢石	九四、六九七	一一、九一六	一一、四八六	一〇、二九〇	—
蠟石	八、〇〇四	一八、九四八	三、七三三	四、三二〇	—
重晶石	五一、六七二	五四、六〇〇	六〇、九六七	—	—
合計	三三、七四六、九五八	二一、七四一、五一九	二四、六五四、四六三	二六、四八八、三六六	六、〇六七、九五二

（備考）一、昭和五年以前に於ける鑛產額中には銑鐵と鐵鑛、含金銀粗銅と金銀鑛等產額が重複して統計せられたるものである。昭和六年に於て此等の點を訂正したる結果總產額が前年に比し減少するに至れり

二、昭和六年までの金產額は從來の統計方法に依り鑛業權者の報告を其の儘集計したるものにして純金量にあらず、依つて昭和七年より之を平均品位により純金量に換算せり

更に朝鮮の四大鑛產物と稱せらるる金、鐵、石炭、黑鉛と特種鑛物と稱すべきタングステン鑛、水鉛鑛、明礬石、重晶石に付其の狀況を略述すれば左の通である。

金　朝鮮に於ける金鑛の分布は全鮮至る所に存在して居るが、就中平安北道、忠淸南道、江原道及咸鏡南道等に最も廣く分布し、次いで忠淸北道、慶尙北道、京畿道、黃海道、平安南道、全羅北道、慶尙南道、咸鏡北道及全羅南道の順である。鑛產額は平安北道、平安南道、忠淸南道、黃海道、江原道及咸鏡南道が多く、次いで全羅南道、慶尙北道、京畿道、全羅北道、忠淸北道、咸鏡北道及慶尙南道の順で、平安北道の產額は全鮮の約四割を占めて居る。砂金は平安南道、咸鏡南道、江原道、全羅北道、京畿道、平安北道及忠淸南道等の順に分布して居るが、全羅北道、忠淸南道が主產地である。鑛山の著名なるものは東洋合同鑛業株式會社（米國會社）の平安北道雲山金山及大楡洞鑛山株式會社の平安北道大楡洞鑛山であるが、之に次ぐ橋洞鑛山、成興鑛山、光陽鑛山、遂安金鑛、義州鑛山、新延金山、三成鑛山、笏洞金鑛、金井鑛山等で、其の他小林、洪川、中央、仁興、青岩、安倉里、笠聖、尙州、愛津、新興、永興等相當設備を有し有望のものが多い。砂金は金堤、有信、安城及順安等の砂金鑛は何れもドレッヂヤーを以て採金して居るが、此のドレッヂヤー砂金浚渫は大正六年稷山金鑛（現有信砂金鑛）で操業を開始したのが本邦斯業の先驅で、昭和四年に三菱金堤砂金鑛、昭和八年に安城及順安砂金鑛がドレッヂヤーを設備して大規模の砂金採取を開始した。昭和七年末に於ける稼行鑛區は六百一鑛區で二千百二十一萬五千餘圓を產出した。

鐵　朝鮮に產する鐵鑛は赤鐵鑛、褐鐵鑛、磁鐵鑛なるが、赤鐵鑛は咸鏡南道利原、黃海道安岳の鐵山で赤褐兩鐵鑛の混合したものに平安南道价川及黃海道載寧、銀龍、下聖、南陽、黃州、兼二浦等の鐵山がある。此等の內兼二浦鐵山を除く他は主として褐鐵鑛を產し赤鐵鑛は少ない。而して右各鑛山に埋藏せらるる赤褐兩鑛石の埋藏量は五〇％以上の鑛石約二千萬瓲と推定せられ、昭和七年約三十九萬瓲を三菱兼二浦製鐵所及八幡製鐵所へ送鑛したが、將來重要視せらるべき鐵鑛は各地に豐富に埋藏せらるる磁鐵鑛でなければならない。其の賦存地は咸鏡北道の茂山鐵鑛で調査不充分なるも、其の平均品位は四〇％にして大體四億瓲以上の埋藏量あるものと推定せられ、優に南滿洲鞍山鑛床に匹敵するものにて純粹なる磁鐵鑛のみなること、粒大なること、品位良好なることなどは稼行に際して鞍山より有利にあるものである。此の外咸鏡南道端川、忠淸北道忠州郡等にも同じく磁鐵鑛床が發見せられた。

石炭　朝鮮には褐炭及無煙炭の二種を產出する。而して褐炭は咸鏡北道吉州、明川、鏡城炭田、會寧地方の會寧炭田及雄基に至る京圖鐵道に沿ふて散在する慶源、慶興、炭田等を包括する所謂咸北炭田最も賦存量多く、其の他平安南道

安州、黃海道鳳山、咸鏡南道咸興の各炭田あり。總埋藏量は四億一千萬瓲と推定されて居る。現在鐵道局機關庫用炭として生產高の約半數を使用し、其の他工場船舶用としても需要あり白煙なると火持良き性質を有する爲家庭燃料として京城其の他の都市に於て歡迎せられつつあるが、全般的に觀て遠隔の地にある爲從來消化捗々しくなかつたが、最近煤煙防止の必要に迫まられつつある內地各都市に移出する傾向がある。且つ朝鮮の褐炭は油分多く特に高價なるパラフインを多く有する爲、低溫乾餾を爲して代用液體燃料を採集するに適するが、已に朝鮮窒素肥料會社が昭和七年八月咸鏡北道明川郡永安に於て年十萬瓲の石炭を處理する低溫乾餾工場を建設し、重油、ガソリン代用燃料を產出し併せてパラフイン、メタノール、ベークライト等の重油製品を產出しつつあり、將來更に此の方面に發展する傾向がある。

無煙炭は褐炭に比し更に大なる範圍に埋藏され全埋藏量約十七億五千萬瓲と稱せられる。而して目下全產額の大部分を產出するは平壤炭田なるが、此の外咸鏡南道文川、慶尙北道開慶、全羅南道の和順等の各炭田でも稼行して居る。將來有望視されるものに平安南道順川、价川、德川の各郡に跨る廣大なる平安南道北部炭田（价川方面は滿浦鎭線の開通と共に一部稼行しつつある）を始めに江原道三陟、寧越炭田及咸鏡南道高原炭田等がある。而して無煙炭は鮮內に於ては其のまま微粉炭燃燒裝置を有する工場汽罐用炭に使用され、又マセツク煉炭として汽關車用にも相當需要あるが、各種煉炭原料としても相當の勢力が有る。然し最も主要なる需要先は內地各都市に於ける木炭代用の豆炭及孔明煉炭の原料として頗る歡迎せられつつあることで、特に豆炭原料としての朝鮮無煙炭は獨自の立場に在る。此等煉炭原料として內地へ移出さるる數量は昭和七年に於て三十萬六千瓲に上つた。昭和七年の稼行鑛區數は有煙炭三十八、無煙炭二十九鑛區で其の產額は有煙炭四十五萬二千瓲、無煙炭六十五萬二千瓲、計百十萬四千瓲である。

黑鉛　鱗狀及土狀の二種ありて鱗狀黑鉛は平安北道、咸鏡北道、土狀黑鉛は慶尙北道、咸鏡南道を主產地とし、品質は共に良好である。

鑛山の主なるものは鱗狀に在つては江界鑛山、新溪里鑛山、伏木鑛山、城干鑛山及城津黑鉛鑛山等であり、土狀黑鉛は山野月明鑛山、小宮黑鉛鑛山、永興鑛山、長興鑛山、价川第一鑛山等である。鱗狀黑鉛の需要は殆んど內地に限られ特に歐洲戰時中錫蘭產品の輸入が自由にならなかつた當時に於ては、內地の需要は一に朝鮮產に依つた爲に市價が昂騰して未曾有の盛況を呈した。然るに戰後需要減退し且つ日印爲替相場の關係上錫蘭產品の輸入激增の爲其の壓迫を被つて久しく沈滯の狀況に在つたが、昭和七年金輸出再禁止に伴ひ爲替相場の甚だしい逆調に依り輸入は幾分減少の傾向に在る。之に反して土狀黑鉛は戰前に於て內地の需要極めて僅少の爲、主として販路を海外に求めたが戰後內地の需要を增し、大正九年度には海外輸出と相俟つて稍盛況を呈した。同十年に入り海外市場の不振と內地に於ける生產過剩に因つて悲境に陷るに至つたが、其の後滯貨漸く消化せらるるに伴れ市況稍回復の機運に向ひつつあつた。然るに一般事業界の不況打ち續き遂に活氣を呈するに至らずして再び待機の狀態に在る。

タングステン鑛　特種鑛物の一で製鋼用に必要である。タングステン鑛は江原道、黃海道、忠淸北道等を主產地とするが、曩年歐洲大戰の際は江原道金鋼鑛山附近最も多く產出し、忠淸北道忠州郡が之れに次いで居たが、最近黃海道谷山郡に大鑛床が發見せられ百年、箕洲、玄勳鑛山等盛んに採掘せられ、今後益々產額增大の傾向がある。昭和七年の產額は五萬七千餘瓲二萬九千餘圓である。

水鉛　タングステンと共に水鉛鑛も歐洲大戰當時盛に採掘せられたが、其の後需要杜絕と共に休止されて居たが最近再び製鋼事業の盛んなるに伴ひ採掘者多く全羅北道長水鑛山、江原道金鋼鑛山、其の他より產出し、其の產額の殆ん

ど全部が內地へ移出されて居る。昭和七年の産額は四萬四千餘瓲五萬五千餘圓である。

明礬石　アルミニウムは自動車、航空機の發達竝に電氣事業の進歩に伴ひ軍需品及一般工業の必要的材料として愈其の重要性を加へ來れるに、之が生産は全然內地に於て見る能はずして其の悉くを輸入に俟つの狀勢である。然るにアルミニウムの原料たる明礬石は全羅南道玉埋山、鑛山黃山面鑛山、聲山鑛山、加沙島鑛山等に於てアルミナ二〇乃至三五%を含有するもの約千七百萬瓩の埋藏量を有して居る。而して現に採掘中のものは玉埋山、聲山及黃山面鑛山にして其の産出高は昭和七年に於て約一萬六千瓲、五萬百八十六圓で、內地に於て明礬及硫酸礬土の製造に使用されて居るが、最近愛媛縣新居濱に於て住友合資會社が玉埋山産鑛石を以てアルミニウムの製造に着手して居る。

重晶石　各種バリウム化合物の製品として主として顏料、ゴム製造用、皮なめし用、硝子及製紙等に用ひらるるものにして江原道金化郡は其の主産地である。外に黃海道載寧郡、中和郡其の他各所に於て相當埋藏量を豫想せられて居る。然し乍らこが採掘事業は比較的新しく鑛山の見るべきものは唯江原道金化郡岐梧面鶴芳里の中川昌道鑛山である。該鑛山は鑛脈二十數條より成り埋藏量は硫酸バリウム九〇%以上のもの約百萬瓲と推定せられ、現に露天掘にて採掘して居る。然し操業の規模至つて小さく生産額も僅少である。昭和七年の生産高は六千五百六十九瓲に過ぎない。然れ共內地に於ては奧羽地方に僅かに産出されるのみであつて、之が需要を充たす能はずして海外より輸入して居る狀況なるを以て、朝鮮に於ける埋藏量の開發は今後益々重要である。

第二　鑛業に關する施設

一　鑛床及地質調査

朝鮮に於ける鑛床の性狀を調査し鑛業的價値を測知して鑛業行政の參考に資すると共に企業家の調査に便せんが爲、明治四十四年度より鑛床の調査を開始し大正六年度に於て全く所期の調査を完了した。此の間に於て數名の專門家が實地踏査及鑛物岩石の調査研究を爲した事項に對しては報告書を刊行して斯業の開發に資し、更に進んで地質構造を明かにし各種事業の參考に供せんが爲、大正七年度に於て鑛床調査の組織を變更し數名の專門技術者を置いて地質調査所を設け、地質有用鑛物及岩石土性、水利及土木に關する地質學的事項の調査、其の他地質圖幅及地質鑛床圖竝に調査報告書等の作製に當らしめた。然るに當時の組織を以て朝鮮全土の調査を終了するには三十箇年の長期を要し時勢の進運に伴はないから、大正九年度以降更に技術者數名を增して調査期間を十五年に短縮し現に事業進行中である。

二　石炭調査及試驗

朝鮮には褐炭及無煙炭の埋藏量が頗る豐富であると推測せられるのであるが、一部の地方を除いては之が埋藏量に付未だ調査したことがないので此の調査を開始して鑛量を確定すると同時に、其の經濟的利用法を明かにし朝鮮に於ける燃料竝に動力問題解決の基礎を確立せんが爲、大正十一年十月燃料選鑛研究所を設置し調査試驗を施行することとした。其の大要は左の通である。

石炭調査　無煙炭田は主として地表調査に依り有煙炭田は地表調査及試錐に依りて石炭賦存の狀態竝に炭量を推定し試錐を施して深さ二千尺以內の賦存量を確定せんとするもので、已に平安北部、平壤、三陟、寧越、高原の無煙炭田咸北、鳳山、安州の有煙炭田等の主要炭田の大部分の調査を完了して居る。

石炭試驗　朝鮮に産する石炭は褐炭、無煙炭のみなので無煙炭に付ては微粉炭の完全燃燒試驗、褐炭に付ては重油、揮發油、半成コークス、ピッチを製造し得る乾餾試驗等を實施し、各種石炭固有の性質に從つて徹底的に利用の途を

講ぜんとするものである。而して炭田調査に付ては大正十二年度以降地表調査竝試錐作業を續行すると共に石炭試驗に付ても種々攻究を重ねつつあつたが、石炭試驗は豫定の試驗項目を終つて昭和四年度限り之を廢止した。

三　選鑛製錬試驗

朝鮮に於ける鑛山の多くは選鑛製錬の施設を缺き、多少の施設を爲すものも概ね姑息幼稚で未だ十分な成績を示すに至らぬ爲に利潤を見ることが少ないのみならず、鑛業の發達を企圖することが出來ないので朝鮮の鑛山に適應する處理方法を研究し、併せて之が普及に努め朝鮮鑛業の振興を計らんが爲、主として金銀鑛及黑鉛の選鑛製錬試驗を施行し兼て其の他の鑛物の處理及利用に付試驗研究を爲すもので大正十二年度に於て之が設備を爲し同年度以降漸次研究改善を重ね斯業の開發を促して居る。

四　鑛業の指導監督及教育

朝鮮の鑛業は一般的には未だ幼稚であつて鑛主の技術に關する素養の乏しい者多く、不完全なる舊來の操業方法を墨守して採算不引合等の爲稼行中止の止むなきに至る者が少くない。仍て此等の當業者を實地に就て指導し操業の知識を注入し有利に經營せしむる爲技術員を派して普く稼行業鑛山を巡視せしめ、更に大正十二年新に鑛業に關する技術官派遣制度を設けて民間の希望に應じて鑛業に關する調査、設計及鑑定を爲さしむることとなした。又鑛業に對する監督としては鑛業の狀態を調査し報告を徵し操業を督勵し、或は鑛產額の調査を爲し尙隨時鑛山を巡察して鑛業簿、鑛夫名簿竝に坑內實測圖を調査して居る。

尙鑛山に關する技術者の養成は鑛山開發の一要素なるを以て、大正五年度より設立の京城工業專門學校內に鑛山科の設置を促し、總督府鑛山課勤務の吏員をして一部の授業を擔當せしめ每年六名乃至十名の卒業生を出して居る。

五　產金奬勵

國勢の現狀に鑑み金增產の緊要なるを認め、金鑛の賦存狀態、埋藏量等の推定及砂金鑛床の試錐調査を行ひ、以て起業の資料に供せんとし昭和七年度豫算に金探鑛奬勵補助費約二十萬圓を計上し、昭和七年八月府令第七十八號を以て金探鑛奬勵金交付規則を發布し、將來有望と認めらるる金鑛及砂金鑛床探鑛の促進を圖り、又低品位金鑛石賣鑛奬勵の爲昭和八年度豫算に六萬圓を計上し、昭和八年六月府令第五十九號を以て低品位金鑛石賣鑛奬勵金交付規則を發布し、鮮內買鑛製錬業者に賣鑛せんとする者に對し其の鑛山選鑛場より最寄船積場迄の低品位金鑛石の陸運賃を補助する等金增產に努めて居り、尙國立製錬所の設置に付いても目下研究中である。

第二項　臺灣

第一　概況

明治三十九年新に臺灣鑛業規則、同施行細則、鑛業出願及申請手數料の諸規則を發布して鑛政を整へ、更に大正十二年府令第六十二號を以て鑛業許可臺帳の謄本、抄本若は鑛區圖の謄本の交付又は鑛業許可臺帳、鑛區若は鑛業出願圖の閱覽を請求し得る規定を設けた。次に本島に於ける有用鑛物の分布を觀るに金屬鑛物は極北部から東部に限られ、殊に金產地としては本邦屈指のものがあり、石油は北部及中部に產し其の中心地は次第に南下の傾向がある石油は殆ど全島に亘り中南部は特に其の兆候が著しい。故に極北から東部は金屬鑛物の產地帶、北部は煤田地、中部南は油田地と大別することが出來る。

昭和七年に於ける稼業鑛區數は左の通である。

種類	鑛區	坪數	該當地名
金鑛	三	一、六二五、八七四	臺北州
金銅鑛	一	五、五一三、二四二	同
砂金	一〇	一、〇一四、二〇三	同　及花蓮港廳
石炭	一二一	五〇、六九七、四九六	臺北州及新竹州
石油	九	一一、六七五、二七〇	新竹州及臺南州
硫黄	一〇	五九三、一九五	臺北州
合計	一五四	七一、一一九、二八〇	

而して鑛産額は年々著しき増加を示し、左の通である

明治三十年	一一一、八三三圓	昭和二年	二一、一〇二、六七四圓
同四十年	二、二五五、七二三	同六年	一三、三三七、七九〇
大正六年	六、六八一、七五三	同七年	一三、九五〇、八八九

更に昭和七年の主要鑛物の産額を示せば左の通である。

種類	額	種類	額
金	一、六八一、五九二圓	石炭	六、五七一、一九五圓
金銅鑛	三、七〇九、一五七	硫黄	三七、一四八
砂金	五七、〇一七	原油	二四五、九四四
銀	一六、六三二	揮發油	九九四、〇〇三
銅（沈澱銅）	二九四、三八八	カーボン、ブラック	二〇五、五二七
金鑛	七八、九八二	プロペン瓦斯	一、一三五
		瓦斯	五八、一六九

第二　鑛業に關する施設

一　鑛物及地質調査

領臺當時民政局殖産部に於て産業の調査を爲すに當つて、地質、鑛産に關する調査も同時に行つたが、明治二十九年民政を布くや、殖産部經費中鑛物地質調査費があつて五箇年を以て本調査を完了し有望の鑛業地と重要の箇所には特別調査を行ふの方針を定め、專ら實用的調査を主として事業の進行を圖り、其の後明治三十八年度から鑛物調査費を計上して

（一）油田調査　（二）煤田調査　（三）一般鑛物調査　（四）地質調査の四項目に分ち臨機豫察及特別調査を行つた。次で明治四十二年新に地質調査と土性調査の二係を殖産鑛務課に置き、地質の精査と土壌の理化學的調査を行ひ、其の後土性の調査は同四十五年に至り農事試驗場に移管した。

更に油田地精査と東部臺灣の砂金調査の必要を認め、共に四箇年繼續事業として昭和二年度より作業を開始し、昭和五年度を以て豫定の調査を完了した。

二　石油鑛業奬勵

油田調査に依つて石油の分布は殆ど全島に亘ることが明かになつたが、是は總督府が助成として明治四十二年度以後、深さ二千尺以上に達すべき適當な鑿井設備をしたものに對しては鑿井費の一部を補助し、大正十三年度迄繼續し經費の都合に依つて大正十四年度から其の豫算が削除せられたが、昭和五年度から再び補助金十萬圓を計上して既設の事業を奬勵するは勿論、處女油田の開發にも努め本島石油事業の向上發展を期して居る。

三　天然瓦斯

臺灣に於ける天然瓦斯の包藏量は頗る豐富であつて、同島の中部より南部の各地に亘つて自然の噴出を見るの狀況である。從來臺灣に於ける石油の鑿井作業中、强烈なる天然瓦斯の噴出に依つて屢々其の掘進を妨げられた事績より按ずるも、天然瓦斯が如何に豐富なるかを察知し得らるる。現在新竹州錦水に於ける日本石油株式會社の試掘井よりも多量の天然瓦斯を噴出して居る。同社は之より一日四百石のガソリンを採取すると同時に、其の廢棄瓦斯よりは日產七千封度のカーボンブラツクを製造し、一部は鑿井其の他の自家動力燃料用に使用して居るが、更に其の利用方法を研究するの必要上から、臺灣總督府は之が研究費を計上して調査研究をなして居る。之が研究の結果は獨りガソリンの採取及自家燃料用に限らず、廣く發電又は化學工業原料として利用せらるべく期待されて居る。

第三項　樺太

第一　概況

明治三十八年邦領となるや全管內に於ける鑛業を絕對禁止し、爾後幾多の調査と變遷とを經て漸次部分的に之が開放を行ひ、今や管內一部の石炭鑛業を除くの外總て內地と同一の制度の下に開放するに至つた。

鑛業、砂鑛業の出願件數は左の通であつて、昭和七年末現在許可採掘鑛區數は六十二である。

採掘鑛區數

年次	出願	許可	年次	出願	許可
明治四十一年	一四	一一	同五年	二九五	一七〇
大正八年	八一三	九五	同六年	二一八	九九
昭和四年	二六二	一七九	同七年	二一七	八三

年次	石炭	石油	金屬其他	年次	石炭	石油	金屬其他
明治四十一年	二	—	—	同五年	四五	八	四
大正八年	二〇	—	—	同六年	四六	八	四
昭和四年	四五	五	四	同七年	四八	一〇	四

右の表に依て見る如く、本島の鑛業の主なるものは石炭鑛業にして昭和七年には約六十八萬瓩を產し、炭田の主要なものは南部、中部、北部の三大炭田、惠須取炭田、西柵丹炭田及東海岸炭田等で、中生界白堊系の岩層よりなる西樺太山脈の西側に於て該白堊系に接する古第三系及新第三系中に發達し、夾炭層は概ね南北に走り單斜又は向斜構造をなして居る。其の推定埋藏炭量は十四億三千萬瓩(未調査區域を除く)である。

【註】我が國石炭の埋藏量は商工省鑛山局の調査(自昭和四年至昭和六年)に依れば未採掘炭量百六十六億九百萬瓩、其の中現存炭量五十九億六千萬瓩なり

石炭に次ぐものは石油で其の他の鑛物は金、砂金、含銅硫化鐵鑛であり、建築用及土木用の石材類としては花崗岩、閃綠岩、安山岩、流紋岩等である。

尙石灰岩は知床半島の海岸に露出しパルプ製造用として採掘せらる。

第二　鑛業に關する施設

一　地質及鑛物の調査

樺太に於ける地質及鑛物の調査は明治三十八年以來全土的に施行せられ、爾來現在に及ぶも調査委員の不足、鬱蒼たる森林の障害及交通不便の爲未だ完了するに至らない。

二　炭田調査及石炭の低溫乾餾試驗

大正十四年度より封鎖區域中比較的開發の容易なる中部內淵炭田及南部內幌炭田竝に北部內川炭田に於ける炭層賦存の狀態及炭層地帶の地形測量を行つて居る。

樺太炭の利用法研究の一端として大正十一年中內幌炭、川上炭及內淵炭を商工省燃料研究所に送つて、石炭の低溫乾餾試驗を行つた結果左の如き率を示して居る。

	內幌炭	川上、內淵炭
半成骸炭	五六—五七%	六五—六六%
低溫タール	一〇%	一一—一二%
低溫ガス	二〇〇立方米	一五〇立方米
硫安	約五瓩	約五瓩

三　石油調査及油田の試驗

昭和二年度より從來の方針を變へ、繼續事業として樺太全島に於ける第三紀層の石油に對する地質構造を調査する計畫の下に地域を分つて進めて居る。目下落合町圓山及名寄村琴年澤に於て日本石油株式會社をして試錐せしめ、樺太廳は之れに補助金を出して居る。

第四項　關東州及南滿洲鐵道附屬地

第一　概況

關東州及滿洲は全域に亘つて鑛產物に富んで居るが、最も有望で且埋藏量の豐富なものは石炭であつて、砂金、鐵鑛、マグネサイド、ドロマイト、耐火粘土、石灰石及硅石等が之に次いで有望である。左に關東州竝に鐵道附屬地の鑛業狀況を示せば左の通である。

鑛產物數量價額

	千噸	千圓	千斤	千圓
鐵	八四一	九三七		
石炭	七、二五二	三五、一一四		
石綿			一七一	二三
苦灰石			千噸 八二	七四

鑛業に從事する鑛夫及勞役夫延人員

	千人
日本人	六二七
滿洲國人	一一、七四六
合計	一二、三七三

稼業鑛區數

鑛鐵	三	石炭	四
石綿	一	苦灰石	二二

第二　鑛產狀態

金鑛　金鑛の有望なものは未だ發見されて居ない。滿洲人の幼稚な採掘法に據り試掘されたまま放棄した廢鑛は可なりある。又砂金は滿洲各地に採掘される。即ち南滿洲に於ては各河床に沿うて砂金鑛があり、殆ど官有であり、特に黑龍江岸に著名なものが多い。

銅鑛　銅鑛は吉林省に於て二、三の銅鑛が精錬を兼ねて發掘されて居るが、經營方法が幼稚で鑛量の豐富にも拘らず產出額は極めて少い。

鐵鑛　鐵は滿洲の鑛物中最も豐富なもので、南滿洲の鞍山鐵鑛は已に採掘され製鐵所に於て精錬されて居る。尙本溪

湖煤鐵公司の經營にかかる廟兒溝鐵山がある。其の他奉天、吉林兩省に於て既に發見されただけでも多數に上つて居るが、含鐵量は總體に低く廟兒溝鐵鑛の大部分は三〇―四〇%の鐵分で、鞍山は三〇%以上の含鐵硅岩即ち一次的のものが大部分を占め、之に二次的構成に成れる富鑛五五%以上のものが局部的に發達して居る。

石炭　石炭は滿洲重要鑛物中の第一位で撫順、本溪湖、烟臺、長春、關東州の各地方に產し、埋藏量は十五億噸以上と推定され、地質の時代は古生代石炭紀二疊紀、中生代侏羅紀及近生代第三紀層の別がある。

油母頁岩　撫順產のものは露天掘の豫定區域のみにても七百五十尺迄を採掘するとしても、五億二千萬噸を採取出來るものと豫定され、此の收油量は原油二千七百五十萬噸である。

第五項　南洋群島

本群島に於ける鑛產として見るべきものは唯アンガウル島に於ける燐鑛のみである。燐鑛は其の他フアイス、ペリリユー、トコベ等の各島にも存在するも何れも埋藏量は僅少である。ペリリユー島の燐鑛は南洋興發株式會社の手により目下採掘事業計畫が進められて居る。外に西カロリン群島バベルダオブ島中に褐炭の埋藏あるも特筆する程度のものではない。アンガウル島は東西、南北各約四粁の小島で鑛層の厚さ三米乃至六米である。年々約六萬噸の移出を見、昭和八年度以降に於て尙百七十餘萬噸は採掘可能とされて居る。本鑛は今より二十二年前獨領時代獨逸南洋燐鑛株式會社によりて採掘に着手せられたるものにして、目下は南洋廳の經營に屬す。昭和五年度以來の各年移出額は左の通である。

年次	移出額 噸	金額 圓
昭和五年度	五五、四五五	一、一五三、四六四
同　六年度	五九、二五一	一、一二五、七六九
同　七年度	六四、五七三	一、二〇五、一七二

昭和七年末の使用人は雇員四人、傭人一五人、職工鑛夫四四二人である。

第四節　水產業

第一項　朝鮮

第一　概況

朝鮮は三面海を以て圍繞せられ海岸線の延長一萬七千五百八十粁に達し、地勢、氣候及潮流の關係等天惠に厚く水族饒多にして有利の漁場に富んで居る。即ち(一)日本海方面沿岸は東朝鮮漁場を中心として沙懸崖相交つて好箇の海岸漁場を形成し、リマン海流は北より寒帶性水族を送り、對島海流は南より暖帶性魚族を齎し、而も水深く魚介類の棲息に適して居る。就中鰯、明太魚、鱈、鰊、鯨、鰤、鰆、鯖、鯖漁業の如きは最も有望である。(二)朝鮮の南部多島海方面は大小の島嶼碁布し、沿岸亦凹凸多く水深概ね八十尋內外にして漁具の使用に適し、寒暖兩海流交錯して水產物の分布豐である。就中釜山、馬山、巨文島近海に於ける鱈及鯖漁業、鎭海灣麗水附近の鰮漁業が著名である。(三)黃海方面は河口、港灣に富み淺灘多く島嶼此の間に點在し海底は概ね遠淺で春季暖流の回流に伴ひ、石首魚、鯛、鰆等の魚群放卵の爲淺海に蝟集する。而して七山灘、煙島近海、延平灘の石首魚漁業は咸鏡南北道の鰯及び明太魚漁業、慶尙南道の鱈及鰊漁業と共に著名なる漁業である。其の漁獲高及製造高は左の通で、併合當時と比較するときは激增せるも近年財界不況の影響を受け漸減の步調を辿つて居る。

	漁獲高	製造高
明治四十四年	六百七十六萬圓	二百六十五萬圓
昭和五年	五千十二萬圓	三千三十八萬圓
同六年	四千六百五十七萬八千百七十圓	二千七百七十六萬圓
同七年	四千六百二十六萬二千五百九十二圓	二千七百三十八萬圓

昭和七年二百萬圓以上の產額を有する漁獲高及製造高を示せば左の通である。

鰮	六百十七萬八千百二圓	鰮搾粕	三百九十四萬圓
鯖	五百二十五萬八千百十六圓	鰮油	二百三十八萬圓
石首魚	三百三十四萬二百三十六圓	煮乾鰮	二百七十八萬圓
乾海苔	二百十四萬圓		

漁業の基本制度は漁業の免許、漁業の許可及漁業の屆出の三種に區別して居る。而して漁業免許出願其の他の手續を爲すものは府令の規定に依り一定の手數料の納付を要し、尙漁業者は道稅として漁業稅を賦課せられる。昭和七年度の有効件數は免許八千八百五十四件、許可一萬五千九百八十二件、屆出八千二百九十六件である。猶水產業者用船舶數四萬五千六百四十五隻、水產業に從事する戶數は十七萬五百五十三戶の多數に上つて居る。之を內地の水產業に比すれば尙遠く及ばないので、今後適切な施設と相俟つて斯業の發展に努めて居る。

第二　水產業に關する施設

一　水產團體

水產會　大正十二年一月朝鮮水產會令を公布し、道の區域を單位とする道水產會及之が聯合組織である朝鮮水產會の二階級に區分して設立した。水產會は公共團體にして水產業の改良發達を圖るを以て目的とし、各種の施設經營を爲す一面に於て國家水產行政の補助機關たる性質を有して居る。其の施設事業は道水產會に在りては水難豫防、救濟、醫療、施藥、各種の試驗及調査、水產業の指導奬勵等にして、朝鮮水產會に在りては機關雜誌の發行、道水產會の助成、水產業の指導奬勵等であり、大正十四年以降每年國庫補助を受け健全なる發達を圖つて居る。國庫補助の額は當初三萬圓であつたが漸減し昭和七年度は一萬五千二百圓となつた。

漁業組合　明治四十五年二月漁業令に基いて漁業組合規則を發布し、爾來漁業組合の設立を奬勵して來たが、昭和四年一月漁業令の改正と共に漁業組合規則も亦改正された。組合の事業は主として漁業權を取得し、又は漁業權の貸付を受け、漁獲物及其の製品の委託販賣、漁業資金の貸付、漁業必需品の共同購入、養殖場施設、貯氷庫及冷藏庫竝に倉庫の設置等の施設をなすことである。此の漁業組合に對して其の普及と共同施設とを促進せんが爲、大正十一年度より國庫補助を開始し、昭和七年度は約三萬三千圓を支出して居る。同年度の組合數は二百八、組合員十一萬五千百二名である。

漁業組合聯合會　漁業組合の活動は、地域又は經濟的事情に依つて一定の範圍に局限せられるが故に、他の組合との連絡上又は共同施設遂行上不便がある。斯くては半島水產業の開發進展上遺憾とし、少くとも一道內に於ける漁業組合を糾合して一體とし、漁業資金の貸附、漁獲物の委託販賣、漁業用品の共同購入、預り金の取扱、其の他適切有効なる施設を爲し、併せて所屬組合に對して業務上の指導を爲すことを得る聯合會を設立し以て組合の機能を益々發揚せしめ其の實効を收めしむる必要がある。玆に於て朝鮮漁業令の實施後聯合會の設立を促進して既に全南、慶北、慶南、平北、江原の五道に之が設立を見るに至つた。

水産組合　明治四十五年二月漁業令に基いて水産組合規則を發布し、昭和四年十月之を改正整備して、一定の地區内に居住する漁業者又は水産物の製造取引者は保管を營業とする者は、朝鮮總督の認可を受けて當該水産業の改良發達を圖り、營業上の弊害を矯正するを以て目的とする水産組合を設立するを得しめたが、爾來日尚淺きに拘らず既に十三組合に達し其の組合員數亦二千人に及び、漁業者を以て組織するもの四、製造業者を以て組織するもの七、製造業者及取引業者を以て組織するもの一、取引業者を以て組織するもの一にして、漁業組合と相應じて朝鮮水産業の發展に貢献して居る。

二　水産製品の檢査及輸移出

水産製品の改良統一を圖る爲、大正七年五月水産製品檢査規則を公布し同年七月一日より施行したが、昭和二年大改正を行ひ、次いで昭和四年五月同令の一部を改正した。昭和八年十月現在の檢査所は仁川、釜山、釜浦、統營、麗水、莞島、木浦、濟州、群山、鬱陵島、元山、雄基、淸津、漁大津、城津、長箭、注文津、龍湖島、鎭南浦、新義州、新浦、浦項、西水羅、遮湖、三陟、丑山の各所に置き稅關に配屬して居るが、此の内鬱陵島、長箭、莞島、群山、龍湖島、西水羅、丑山は臨時期間を定めて檢査を行つて居る。而して昭和七年度檢査數量は二百九十三萬七百四個、價額一千九十四萬一千七百四十圓に達した。

朝鮮より輸移出して居る鮮魚及製造品は貿易品の主要なもので、昭和七年度輸出二百三十二萬餘圓、移出一千九百六十八萬餘圓の多額に上つて居る。鮮魚は主として内地に、鹽乾魚類は支那に、魚油（昭和七年度製造高二百三十八萬七千三百七十一圓）の大部分は内地に、此の魚油の滓より製する肥料（昭和七年度製造高三百九十四萬五千四百六十一圓）も多くは輸移出をなして居る。

水産物の輸出は支那が隨一の顧客にして、特に大正十三年より上海航路の開始せらるるに及び、支那輸出の機運旺盛となつたから水産物支那輸出組合を組織し、昭和二年度から上海に專門の組合員を駐在せしめて對支貿易の發展を圖つて居る。

三　水産試驗及調査

水産に關する各種の調査試驗の爲大正十年釜山に朝鮮總督府水産試驗場を設置し、單なる内地模倣に止まらず更に學術的基礎の上に立つて徹底的に試驗調査を行はんとして着々遂行して居る。其の重なる試驗項目は左の通である。

漁撈部　漁業試驗、漁船試驗、漁具試驗

製造部　冷藏試驗、網地防腐劑の研究、凍乾明太魚試驗、海苔製造試驗

養殖部　池沼堤堰利用養殖試驗、干潟利用養殖試驗

海岸調査部　沿岸定地海洋觀測、海流調査等

四　水産教育

道費を以て水産學校を設け或は水産に關する傳習、講習を行ふ等一般當業者の智能啓發に資し、現在は統營公立水産學校以下五校設置してある。

五　魚市場及漁港

大正三年九月發布の市場規則中特に魚市場に對し幾多の例外を設けて水産物の需給を圓滑ならしめ且取引の安全を期して居る。而して魚市場の經營竝に營業に付ては許可を要することとして居るが、昭和六年には經營許可竝に營業許可を合せ受けたものが二十五箇所、營業許可のみ受けたものが十箇所ある。此等魚市場の取扱高數量一千百八

十三萬三千八百七十八貫、其の價額六百九萬一千六百二十四圓に達して居る。

朝鮮に於ける地方港、漁港は其の數合して三百餘港あるが、多くは天然に委ねて人工を加へないから人命、船舶の慘害を蒙るものが尠くない。故に之が修築は極めて緊急事である。大正元年以降昭和五年度迄十九年間に地方港及漁港の修築をなしたもの三十六港あるが、此の內國庫補助に依り修築したるもの二十三港あり、其の補助額二百十二萬九千八百六十六圓である。尙昭和六年度以降三箇年繼續事業として國庫補助に依り修築のものは十箇所で、其の國庫補助豫定額は百三十四萬五千圓である。此の外道費及邑面等の公共團體は自己の費用を以て修築し人命、船舶の安全を圖つて居る。

六　保護奬勵

漁業取締に關する漁業取締規則は昭和四年一月漁業令と共に改正され、取締制度の整備をなし漁具、漁法、漁場、漁期、採捕物の體長等に付ても一定の制限を加へ、有毒物、爆發物及電流の使用を禁止し又密漁に對しては監視船に依り取締を嚴にして居る。

水產業の直接の指導奬勵は主に地方廳が行つて居るが、昭和元年からは沖合漁業用優良漁船の建造に對し同年度より八箇年の準繼續計畫に依り國庫補助をなすこととし、昭和元年度には五萬八千五百圓支給したが、昭和二年度より補助額を十萬五千八百圓に增額し目的の貫徹に努めて來たのであるが、昭和七年度以降財政の都合上廢止した。海苔、牡蠣養殖業の促進の爲昭和二、三年度に各二萬一千圓、昭和四、五年度に各四萬二千圓、昭和六年度に三萬一千九百二十圓、昭和七年度三萬三千九百十五圓を補助した。又漁獲物處理の爲貯氷庫及製氷工場の設立を奬勵し、昭和四年度製氷工場に一萬九千二十七圓、貯氷庫に五千三百九十六圓、昭和五年度製氷工場に二萬四百二十七圓、貯氷庫に三千六十六圓を國庫より補助したが、昭和六年度限り之を廢止した。此の外朝鮮水產會、漁業組合及漁港等に對しても國庫補助をして居ることは前述の通である。

當該地方廳は道費又は府、郡、島臨時恩賜金利子を以て其の地方に適せる水產業の助長奬勵を爲し、一面內地漁業者の移住を奬勵する等鋭意斯業の發展を企圖して居る。

第二項　臺灣

一　概況

本島は四面環海何れの漁場に出づるにも便利な好位置を占めて居る。且其の沿海は各種の魚族に富み北部海面には鰹、鮪、連子鯛、旗魚、珊瑚を產し、東部海岸には旗魚、鮪、惣田鰹、飛魚、鰹、西部海岸には鰤、鰆、鰤、南部には旗魚、鮪、鰹、黃花魚、鯛を產する。就中北部及南部の鰹、旗魚、鮪竝に支那東海の連子鯛は本島漁獲物の最たるものである。此等魚族の漁獲高は明治四十三年水產施設の定められて以來次第に增加し、當時僅に九十六萬圓に過ぎなかつたものが昭和四年には實に一千四百四十萬圓以上に達して居る。而して昭和七年は鰹漁業、珊瑚漁業竝に底曳網漁業等一般漁業今尙不振の爲同四年に比し約五百二十五萬圓の減收を來して居るが、前年に比し七十二萬の增收を示して居る。

製造方面は本島式の製品の外主要な物は鰹節で、又養殖業は古くから行はれて居たもので其の產額は年々增加して居る。

因みに明治四十三年と昭和七年との水產高を比較して見ると次の通である。

區別	明治四十三年	昭和七年	明治四十三年と昭和七年との比
漁獲高	九一五、四八三圓	九、一九七、四六八圓	一〇・〇四倍
製造高	一九二、四三八	一、五四五、一六四	八・〇二
養殖高	一、〇六四、五七〇	三、一三〇、八〇〇	二・九四
計	二、一七二、四九一	一三、八七三、四三二	六・三八

二　漁　業

鰹漁業　明治四十二年より漁業者次第に增加し、試驗船の漁場探險、節製造上の諸施設等と相俟つて年々發達して居る。昭和七年の漁獲高は百七十三萬餘斤である。漁場は北部、東部及南部の暖流區域一帶である。

機船底曳網漁業　大正十四年五月二艘曳底機船曳網漁業が新に許可されてから勃興した漁業であつて、其の漁獲物は主に黃花魚、狗母、れんこ鯛、眞鯛、血鯛である。昭和七年の漁獲高は百三十五萬圓で、昭和八年十月に於ける許可數四十組八十隻に達して居る。

旗魚、鮪、鰆延繩漁業　本漁業は大正八年以來鮮魚の內地移出に依り益旺盛に向つて居り、昭和七年の漁獲高は約六十六萬圓である。

旗魚突棒漁業　大正十四年以來漸次盛となり、昭和七年度の漁獲高三十六萬圓に上つて居る。

鰹待網漁大敷網漁業　主として東海以に行はれる惣田鰹漁業であつて、一漁期五十萬尾以上の漁獲のある事がある。漁獲物は節と生賣と半々である。

以上の外鰯焚寄網其の他の網漁業、鯛、黃花魚延繩其の他の釣漁業、珊瑚採取業、石滬漁業及石花菜採取等が行はれる。

三　製　造　業

昭和七年に於ける生產額は約百五十四萬圓であるが、其の大半は鰹節の生產高で其の他は概ね本島式の製品のみである。

眞鰹節　眞鰹節の製造は鰹釣漁業の發達に伴ひ、總督府の指導奬勵と相俟ち漸次盛況を見るに到つたもので生產高の全部を內地に移出して居る。昭和七年の產額は約十六萬圓である。

惣田鰹節　其の起源は眞鰹節よりも古い。主として定置漁業の漁獲を以て製造され、昭和七年の產額は六萬圓である。

鱶鰭　專ら鱶漁業者が副業的に製造するもので粗製、精製合せて昭和七年度產額約十四萬斤、約十六萬圓で對岸支那にも輸出して居る。

右の外鰮仔、鹽干魚、乾海苔、鯛田麩、蒲鉾、本島人式の熟魚(素煮)、魚脯(にぼし)、貝殼、珊瑚等の加工品等があるが、何れも產業として未だ特記すべき域に到らない。

四　養　殖　業

養殖業は古い歷史を持つて居るもので、虱目魚養殖の如きは約二百五十年前から行はれて居たと言はれて居る。主な養殖業は次の樣なものである。

虱目魚　虱目魚の養殖は本島の養殖業中の主位を占めるもので、昭和七年度の產額は百八十九萬圓、養殖業の總收

獲高三百十三萬圓の五十九パーセントを占めて居る。

鱔　臺中以南の養魚池で淡鹹兩水共に他の魚と混養して居る。收獲高は昭和六年九十四萬斤、其の價額は十三萬圓である。

牡蠣　牡蠣は臺南州に多く養殖されるが、風浪の高い關係上一年以上渼に附いて居ることが尠いので從て小粒である。昭和七年の收獲高四百五十萬斤、約三十八萬圓である。

蝦及蟹　蝦の主なものは「うしえび」で虱目魚と混養する。蟹は所謂紅鱰(のこぎりがさみ)である。

鯉、草魚、鰱魚、鯉魚　此等は淡水魚であつて淡水養殖の主なものである。昭和七年に於ける養殖收獲高は

鯉	百二十二萬四千四百斤	十三萬六千圓	鰱魚 百三十二萬二千八百斤 十七萬六千圓
草魚	百五十二萬九千七百斤	二十萬圓	鯉魚 二十七萬斤 三萬二千四百圓

である。

第二　水産業に關する施設

一　水産施設及試驗調査

水産施設の經過　領臺後の水産業に關して二三の施設があつたが、根本的に基礎が確立されたのは明治四十二年初めて國庫豫算に水産試驗費を計上して以來のことで、之に依り新に職員を任命し其の試驗調査、指導奬勵は總督府の直營に歸し、水産關係の事務は殖産局の所轄として商工課に屬せしめられた。斯くて事業の漸く發展するに從つて之を獨立の一課とするの必要を生じ大正七年を以て水産課を設けられ、大正十三年行政整理に由り農務課所轄に移つた。後更に昭和四年水産課復活して今日に及んで居る。

試驗調査　漁業に關しては總督府及各州共試驗船を以て各種漁業に付き調査をなして當業者の指導に任じ、製造方面にあつては大正十二年基隆に鰹節試驗工場を設け鰹節改良試驗を行ひ職工の養成、製品々質の改良に努め、養殖方面に於ては大正三年新竹州に淡水養殖試驗場を、大正八年に臺南州に鹹水養殖試驗場を設け兩方面の水族養殖方法の試驗、魚苗の配布等を行つて居た。而して昭和四年十一月水産試驗場創設され、本場を總督府内に置き基隆及臺南に支場を設け、基隆支場には試驗船を附屬せしめ且漁業製造、海洋調査を行ひ、臺南支場は從來の淡水、鹹水兩試驗場を合併したものである。尚昭和六、七年度豫算を以て水産試驗場の内容充實を計り新に四百噸級試驗船の建造及試驗場廳舍、工場等の附屬設備を爲し、昭和八年八月本場を基隆市社寮島に移轉するに至つた。

二　水産團體及魚市場

水産會　大正十三年二月内地の水産會法が施行され、同年五月新竹州水産會の創立されたのを初めとし、高雄州、臺南州、臺北州、澎湖廳に相踵いで其の設立を見、此等を統一する臺灣水産會は昭和三年八月設立せられた。

魚業組合　大正十三年六月高雄州下の東港漁業組合の設立を嚆矢とし、爾來各州廳下に其の設立を爲すものが增加し現在は左の五十九組合がある。

臺北州下	九組合	臺南州下	八組合
新竹州下	十組合	高雄州下	二十一組合
臺中州下	六組合	澎湖廳下	四組合
臺東廳下	一組合		

魚市場　領臺當時は何等市場の設備が無かつたが、明治三十三年各街庄が此の事業を行ふに到り、後數次の變改を經て現在は市場は市、街庄又は區の區域に依り一箇所と定め、公共團體又は之に準ず可きもの、若は産業組合の經

營に依らしめて居る。現在の魚市場は漁業組合の共同販賣所をも加へて八十九である。

水產關係會社　水產關係會社は昭和七年其の數十五社で其の資本金總額は六百六萬五百圓である。

第三項　樺太

第一　概況

一　概況

樺太はオホーツク海と日本海との間に介在して三方海に面し、東海岸方面には鱒、鮭、昆布、蟹、鰈、西海岸方面には鱈、鰐、鰈、全沿岸に亘りて鰊の漁獲がある。此の外鮪、鮫、鯨、鱈、海鼠、柔魚、鰡、鯖、を產し東海岸知床岬南方の海約島は世界に於ける膃肭獸の三大蕃殖場の一である。又多來加湖には鯉、鮒、富內湖には鯉、來知志湖には鯉、白魚を產する。

以上の如く各種の水族があるが、其の內樺太の漁業中最も重きを爲すものは鰊、鮭、鱒である　此の三種魚族の漁業は古く松前氏が蝦夷に封ぜられた時代から既に邦人に依つて行はれて居たもので、明治三十八年樺太南半が邦領に歸して後は水產は樺太の唯一の富源と目され、殊に此等三種の漁業は其の最も重要なるものとして其の漁利の保存、其の漁業の發達の爲に免許の制度を採り爾來幾多の變遷を經て今日に及んで居る。

製造の方面は未だ漁獲物が充分に利用せられず、昭和七年には其の總額約九百三十七萬圓である。

又養殖方面の最たるものは河川に於ける鱒、鮭の人工孵化放流の事業である。其の他湖水に於ける鯉、蜆等の養殖、昆布等の蕃殖保護等が行はれて居る。

尙昭和七年十二月漁業の振興を目的として大泊に樺太共同漁業株式會社(總資本金五百二十六萬圓)が設立せられ、資金の融通竝に販賣の統制を圖り本島主要漁業の發展に資せんとして居る。

二　漁業

鰊漁業　鰊は東海岸國境より北知床岬に至る間及中知床岬より愛郎岬に至る間を除く全沿岸で漁獲されるが、最近最も多く產するのは惡庭灣內及東海岸各地で、昔盛況を見せた西海岸は今では反對に漁獲が減じて居る。鰊漁業は免許漁業として定置、專用漁業に依らねばならないが、其の他漁業組合員には六月十五日以後流網、十月一日以後刺網を用ひて漁獲する事が許可せられて居る。定置漁業の漁具は建網、專用漁業の漁具は刺網と小建網又は地曳網である。昭和七年に於ける漁獲高は三億八千五百萬瓩、內大泊支廳管內最も多く二億五千百八十四萬瓩である。

鱒漁業　鱒は近來西海岸に漁獲多く敷香地方之に亞ぎ亞庭灣は餘り振はぬ。

本漁業も免許漁業で漁場は多く鮭の漁場と一致して居る。定置漁業としては建網、瓢網、專用漁業としては小建網、地曳網を用ひる。尙其の他漁業組合員に限り配繩の使用が許可されて居る。昭和七年に於ける漁獲高は五百七十萬瓩、眞岡支廳管內の產額は其の內約二百八十九萬瓩を占めて居る。

鮭漁業　鮭は夏季漁獲される夏鮭と秋季に漁獲される「秋あぢ」とある。前者は東海岸敷香地方、後者は西海岸南部地方及東海岸內淵川附近を主產地とする。本漁業の漁具は配繩の外は鱒に同じである。昭和七年に於ける漁獲高は約八十二萬餘瓩、其の內三十萬瓩は敷香管內で產する。

鱈漁業　鱈は全島沖合一帶に棲息して居るが、就中其の主產地は西海岸野田方面から南方武意泊に至る間で、同地方では夏季三箇月を除く外は本漁業に從事して居る。漁期は春秋二期であるが秋魚期の漁獲高は春季の半分にも達せぬ。漁具は專ら配繩を用ひる昭和七年の漁獲高は二千三百二十二萬瓩、其の內本斗管內最も多く千四百四十六

萬瓩である。

鰈漁業　鰈の種類は極めて多く到る所に棲息して居る。漁法は配繩及手繰網であつたが現今は機船底曳網が續出して來て居る。昭和七年漁獲高三百八十萬瓩、其の內眞岡支廳管內は約百七十六萬瓩である。

蟹漁業　本島に產する蟹は「たらば蟹」で西海岸及亞庭灣口內外に多く專ら刺網を使用して漁獲する。明治四十二年以來罐詰製造業が勃興し本漁業も從つて隆盛を來したので濫獲を防ぐ爲、雌蟹及稚蟹の濫獲の禁止、禁漁期の設定を爲し蕃殖保護に努めて居る。昭和七年の漁獲高は約二百八萬尾、眞岡支廳管內は其の內七十五萬尾餘を產して居る。

昆布採取　昆布は全島に產するが其の內でも西海岸及亞庭灣內が主な產地である。昆布は昭和七年には各種製品として五百八十五萬瓩、約九十二萬餘圓を產し其の內四百六十七萬瓩は大泊支廳管內で產する。

捕鯨業　鯨は主に長鬚で座頭之に次ぎ春夏の候海岸近くに廻游する。現在東洋捕鯨株式會社が亞庭灣內札塔に根據を置いて從業して居るが、昭和六年及同七年は休業した。

膃肭獸　海豹島は東海岸北知床岬の南方十浬に在り、長さ四百三十六米、幅五十五米の一岩島で四周の砂濱を加へて全長四百五十米幅九十一米に過ぎぬが、米領プリビロフ及露領コンマンドルスキー群島と共に膃肭獸蕃殖場として世界的のものである。明治四十四年日、英、米露四國間に膃肭獸保護條約が締結され、國際的に其の蕃殖保護に努めて以來上陸頭數、產兒數を增加し、締結當時は最大上陸頭數七千四百一頭、產兒數二千七百頭であつたものが昭和七年には上陸頭數二萬八千九百頭、產兒數一萬三千頭に達した。海豹島に於ける同獸の保護竝に獵獲に付ては樺太廳は每年吏員を派して之に當らしめ、蕃殖上有害と認めらるる一切の行爲を禁止すると共に條約の範圍內に於て蕃殖上關係の無い三、四歲牡獸及老大牡獸の撲殺を爲し、獸皮は各締約國に一割宛を分配し、肉其の他は鹽、乾藏品として國內で販賣する。最近年々の獵獲數千七百頭內外である。

三　製造業

製造は前記各種の漁獲物を鹽、乾、燻製し或は罐詰と爲すものであるが、罐詰以外のものは多く漁業者自身で製造する。其の狀況を各に就て記せば次の通である。

鰊　製品の主なものは締粕で身缺鰊、鯑、燻製等も次第に增加して居る。昭和七年の製造額は六百八十一萬圓餘、其の內四百七十二萬圓は締粕で、之に次ぐものは鯑の百二萬圓、身缺鰊の三十二萬圓、胴鰊の二十七萬圓、鰊油の約二十六萬圓である。

鱒　鱒は大部分漁業者の手に依つて鹽鱒に製せられるが、生賣、罐詰原料も次第に殖へて來て居る。鱒の製造高は三十七萬餘圓、生賣は八萬餘圓で製品中鹽鱒は二十六萬餘圓、罐詰は約七千餘圓である。

鮭　鮭も漁業者各自に依つて鹽藏品とせられるものが多い。昭和七年の製造額は十一萬七千圓、其の內鹽鮭は五萬餘圓を占めて居る。

鱈　鱈の製品は棒鱈が最も多く製造總額の約五割、四十三萬七千圓を占め、鹽鱈の十六萬圓、鱈肝油の八萬圓、鱈骨粕六萬五千圓及開鱈の三萬七千圓等が之に次ぐ。生賣は三萬九千圓である。

鰈　鰈は生產高の大部分は生賣。他の一半は締粕である。即ち總額七萬餘圓中、生賣四萬餘圓、締粕三萬圓である。

蟹　蟹は殆ど全部罐詰に製せられる。大正六年には產額十二萬函、三百十六萬五千圓に上つたが、漁獲高が次第に減少したので工場の合同整理を行ひ、濫獲の防止と製品の改良に力を盡して居る。昭和七年の罐詰製造高は三萬二

千二百六函、九十一萬七千圓である。

昆布　昆布は漁業者各自により乾燥製造せられる。製造高は昭和七年に七百六十五萬瓩、九十三萬餘圓、其の內反昆布最も多く九十萬圓を占めて居る。

四　養殖業

本島に於ける養殖の主なるものは、前述の通り河川養殖に屬する鱒、鮭人工孵化事業で、現在孵化場は保惠川、多蘭泊川、敷香川、內淵川、阿幸川、麻內川、武意加川、樫保川、馬群潭川及來知志川に在る。其の內初の二箇所は官營、他は民營である。昭和七年に於ける總採卵數は鱒九百十五萬粒、鮭三千二百八十四萬餘粒、孵化放流尾數は鱒が八百四十二萬尾、鮭が二千九百八十六萬六千餘尾である。此の外湖沼、池中及淺海養殖としては遠淵湖の伊谷草及牡蠣の養殖、里也湖の鯉、來知志湖の蜆、南貝塚地先の北寄貝、其の他池中に於ける鯉、鮒の養殖竝に漁業組合の施設である。又昆布等有用藻類の蕃殖保護の爲の投石及雜藻芟除等が行はれて居るが、未だ試驗的施設の範圍を出でて居らぬ。

第二　水產業に關する施設

一　水產施設及試驗調査

樺太廳內務部水產課に於て水產關係事務を取扱ひ、試驗調査は中央試驗所水產部に於て行つて居る。尙水產物の改善を計る爲大正三年以來本廳に水產物檢査所を設置し主要な製品の檢査を行つて居る。是は明治四十三年以來各種水產組合が行つて居たものであるが、全般に對する統一がとれないので本廳に於て行ふことになつたもので、現在に於ては檢査員九十名內外を沿岸各所に駐在せしめ一定の擔當區域を堪へず巡回して檢査を行はしめ、且水產物檢査所より時々三名の檢査監督員を派して檢査業務に遺憾なきを期すると共に、一面製品改良の實施指導に任ぜしめて居る。中央試驗所水產部は明治四十一年西海岸樂磨に設置された水產試驗場が、昭和四年九月から中央試驗所の一部となつたもので、設置當初は製造に關する試驗調査のみを行つて居たのであるが、大正七年擴張されて漁撈、養殖の試驗調査を行ひ且其の外に分析、鑑定、講習、講話、傳習生の養成、其の他實地指導にも任じて居る。

二　水產團體

漁業組合　漁業組合は明治四十一年十二月樺太に於ける漁村部落を二十區に分ち、各管內の定住漁業者をして漁業組合を作らしめたるに始り、大正五年更に組合の分合、新設を行ひ又は地域擴張を爲し結局二十八組合と成つた。現在の組合數は四十五組合員は四千二百餘名で、漁業資金貸付、共同販賣及購買、共同貯蓄、遭難救恤、暴風警報周知、講習、講話及魚介の蕃殖保護等の共同施設を行つて居る。

水產組合　水產組合は大正十三年迄東海岸建網漁業水產組合、亞庭灣建網漁業水產組合、西海岸建網漁業水產組合及此等を統一する樺太建網漁業水產組合會があつたが、大正十四年整理の爲全部を解散の上改めて全島を網羅した樺太定置漁業水產組合を設立した。昭和四年に至つて新に大泊海產物製造業水產組合及大泊海產物販賣業水產組合が成立して水產業の改善發達、組合員相互の利益增進に努めて居る。

第四項　關東州

一　概況

關東州は三面海に圍まれ海岸線の延長は七百餘哩、島嶼の數四十餘、舟楫の便、漁撈の利自ら天惠に浴すること厚

く、爲に古來住民は水產を重要なる生業として居つたと推せられるものがある。而し我が國の租借以前にあつては漁政の基礎極めて薄弱、水產上の施設に見るべきもの無く、且漁民は舊來の幼稚なる漁撈法を墨守して居たが爲、斯業は發達すべくして發達しなかつたのであるが、明治三十八年九月關東州の我が租借地となるに及び邦人の移住する者多く、魚類の需要大に興り、之に應じて邦人の通漁者頓に增加し年に一千二、三百人を算へ、又滿洲國人にして邦人の漁法に倣ふもの日に多數を加へ、玆に本州の漁業は勃興したのである。明治三十九年の水產高と昭和七年の其れとを比較して見ると左の如くである。

	明治三十九年	昭和七年
漁獲高	一七〇、六一八圓	四、一〇四、二五九圓
製造高	一三二、六三六	一、一六一、六七一
計	三〇三、二五四	五、二六五、九三〇

關東州を圍む海は西は渤海、東は黃海であつて、其れに產する水族で重要な物を擧げると、魚類では鯛、鱈、太刀魚、石首魚、鰈、鱸、鰆、鯖、鱮、方頭魚、蝦等で、又貝類では鮑、牡蠣、蛤、蜊、赤貝、螺等、海藻類では石花菜、海羅、岩海苔等である。

主な漁業根據地は大連を第一とし、旅順之に次ぎ其の他數箇所の漁業根據地又は避難港があるが、邦人の根據地は大連、旅順の外は老虎灘に限られて居る。

製造業は昭和七年に於て百十六萬圓を擧げて居るが其の約八割餘は滿州國人の生產である。日本人の製品の中では蒲鉾が首位を占め其の他は各種魚類の干製品である。滿洲國人の製品は鹽干鱈が最も多額で其の他は各種の鹽乾品及乾製品であるが製法粗雜で何等見る可き進步なく製造高の增加は唯漁獲高の增加に伴つたものに過ぎない。

養殖業は未だ幼稚の狀態を脫せず見る可きもの少いが、州內は養殖適地たる干潟、淺海に富み且有用底棲生物が多いから、將來試驗調査の成績と指導の如何に依つては囑目す可きものがあらう。

二　漁　業

州內漁業者戶口は昭和七年に於て專業、兼業合せて八千三百八百八十一戶、人口は同じく一萬八千二百六十六人、此の漁獲高約千百十七萬貫、四百十萬圓である。

漁船は日本型、支那型、西洋型、和洋折衷型等で捕鯨船、機船底曳網漁船の極少數の外は皆木船である。漁船の總數は滿洲國人五千九百九十二隻、日本人百六十六隻、計六千百五十八隻であるが動力附のものは日本人百七隻、滿州國人四十一隻である。

イ　日本人漁業

機船底曳網漁業　關東州近海は海深淺く且底質が砂又は泥である爲曳網の漁場としては最適である。本漁業は大正七年に始められ幾多の變遷を經て今日に及び、昭和七年現在では定住日本人漁業者の漁船數七十二隻、同じく滿洲國人二十三隻、內地よりの出漁者十九隻、計百十四隻で漁獲高五百二十萬貫、百六十萬圓に上る。漁獲物はほしがれひ、ぐち、かながしら、ほうぼう、あぢ、えそ、えび、えひ、ふか等である。

捕鯨業　古來州民の迷信より之を捕る者が無く、爲に海洋島附近には夥しい鯨群が游戈して居たが、現時は汽船の航行と捕鯨業の開始の爲其の數を減ずると共に性質が機敏になつて來て居る。關東州に捕鯨業が開始されたの

は大正四年からで、東洋捕鯨株式會社に對し二隻の捕鯨船を以て海洋島を根據地として行ふことが許可せられ今日に及んで居る。昭和四年の捕鯨數一九、同五年は一九、同六年は七であるが七年は無い。

小型發動機船鯛延繩漁業　本漁業は大正十三年頃に始り帆船式の同漁業が機船底曳網漁業に依つて驅逐せられるに及んで之に代つたものである。之は島嶼沿岸を漁場とする爲機船底曳網の脅威を受ける事なく順調に進んで居る。漁期は五月より十一月迄で五、六月を最盛期とする。

打瀨網漁業　本漁業は明治四十三年に始り次第に操業船數を增したが、現在は稍不振で二十二隻の出漁を見て居る。漁期は五月より十二月迄で順次漁場を變へて操業する。漁獲物はかながしら、ひらめ、ぐち等である。

ロ　滿洲國人漁業

滿洲國人漁業の主なるものは次の如くである。

風網漁業　一艘曳の無囊旋網の類であつて現在操業隻數二百四十七隻に達し、漁獲物は石首魚である。

鰐延繩漁業　滿洲國人漁業の首位を占めるもので小平島沖、三山島東南沖、海洋島南沖及芝罘北沖等を主な漁場とし漁期は周年に亘る。

太刀魚延繩漁業　本漁業は古くより行はれ滿洲國人漁業の主要なるものの一つで、沿岸近くで操業するものと遠洋式のものとがある。前者は五月より十一月迄に沿岸二、三浬より七、八浬の海上で行はれる。沖合に出漁するものは四月より七月迄の間は三山島南東沖、山東省石島沖に及ぶ海面で九月より十一月迄は芝罘沖より威海衞沖に亘り距岸二十浬までの海上で操業する。

駐木網漁業　大正八年頃に山東省石島方面から輸入された漁法で、一種の小型定置網であつて普蘭店管內、貔子窩管內金州灣內を漁場とし、漁期は春秋二季で漁獲物は小蝦、烏賊、饅、鰒、鮟鱇等である。

鰐網漁業　漁具の構造、漁期、漁法も前者と殆んど同じであるが規模は遙に大なるものである。

桁網曳漁業　遠洋に出漁し得ざる老幼及農家の副業的に行ふもので、三月より五月迄の間は海鼠、九月より十一月迄の間は牡蠣を目的とする。

橈子網漁業　一種の建干網であつて州內の淺海に敷設せられ、滿州國人定置漁業中の最大のものである。漁期は三月より十一月に亘り其の內四月及九月を盛漁期とする。漁獲物は春季は鰕、沙魚、蝦、石首魚、太刀魚、さより、鮸（にべ）、鮗（このしろ）等である。

石首魚刺網漁業　本漁業は風網と共に春季に威海衞、芝罘、鮟魚圈方面に於て石首魚を漁獲するものである。

以上述べた各種の漁業の漁獲高は一千百十七萬餘貫、四百十萬餘圓であるが主なるものは次の通である。

鰐	二、六二一、九五二貫	三四、二九八圓	鱸	五三、五八〇貫	四六、三〇二圓
石首魚	二、四四四、五一七餘貫	七四七、八五八圓	鰈	五二二、九七五貫	一〇一、三六一圓
鯛	七九、六九五貫	一八三、三一七圓	方頭魚	四四七、九〇六貫	九四、三八一圓
太刀魚	九一七、一四二貫	三四九、九七六圓	海鼠	一三一、九六七貫	一〇二、八五〇圓
鮃	一、五九四、五五一貫	四四〇、一三一圓	蝦	三三四、二八九貫	四〇七、〇六一圓
鮗	三八五、七二一貫	三五七、四四四圓			

三　製造業

製造業が未だ充分の發達を遂げて居ないことは前に述べたが、本州は需要地として滿蒙、中支及南支を控へ、製造用鹽は安價であるし氣象上も惠まれて居るので將來發展の見込は充分あると思はれる。現在の製品は次の如きものである。

鹽乾鱈　鱈の漁期は春期、秋期及冬期であるが、鹽乾しに造るのは春秋の二期で冬期にはすべて生賣される。漁獲物は漁場で直に處理されるのであるが、製法粗雜、用鹽不良、乾燥不充分な爲價格は百斤七、八圓を出ない。昭和七年の製造高は五十九萬餘圓である。

鹽太刀魚　產額鱈に次ぎ旅順管內が產出高最も多い。之も前者と同じ理由で肉質、色澤の損耗甚しく價格も他地產に比して三四割安く、改良の必要があるものである。昭和七年の製造高は十四萬圓である。

乾鱈　旅順管內に最も多く產する。昭和七年の產額は三萬餘圓である。

海參　桁曳網、潛水器漁業等で漁獲したものを製するので品質は餘り佳良ではない。　大粒品は上海、小粒品は奉天、營口又は州內各地に販賣される。昭和七年の產額は九萬六千餘圓である。

鹽石首魚　本品は支那人の嗜好に適し中、南支及滿州各地到る所に需要がある。現在に於ては殆ど滿州國人に依つて簡單な撒鹽漬とされるもので將來改良の餘地があるものである。昭和七年の產額は七百十五圓である。

蒲鉾　日本人の製品である。昭和七年の產額は十九萬四千圓である。

四　養殖業

本州沿岸は一般に遠淺で且干潟地が多く有用底棲生物が多い。殊に牡蠣、淺蜊、海搪は產額が最も多く何れも年產十萬以上に及んで居る。而して此等は從來沿岸土着漁民の濫獲に委ねられ、積極的增殖施設を講ずるもの極めて少なかつたが、近來養殖業の有望な事が認められ之を企畫するものが次第に增加して居る。現在に於ける養殖業許可件數及其の面積を示せば

養殖物種類	件數	養殖場面積（坪）
牡蠣	六	四六一、一六五
蛤其他	四	二三二、八五〇
淺蜊其他	三	一四六、九〇〇
計	一三	八四〇、九一五

但し右の內牡蠣、蛤、淺蜊養殖の一、二のものが投石、稚貝の移殖、放養等を行つて居るのみで、他は皆單に區劃を設けて自然蕃殖に依る貝類を採取して居るものである。

尙淡水養殖も利用すべき水面が有るに拘らず試驗時代を經過して居ない。斯くの如く本州の養殖業には未だ特筆すべきものは無いが、水產試驗場の各種試驗調査の結果に依り將來發展すべき餘地が多いと見られる。

第二　水產業に關する施設

一　水產施設及試驗調査

關東州に於ける水產の施設としては關東廳內務局商工課に於て水產事務を行ひ、廳の水產試驗場は各種試驗調査に任じて居るが、尙改良漁船建造奬勵補助、水產會に對する事業補助金の交付等に依つて斯業の進展を圖り、又水產會に於ても各種の指導奬勵事業を行つて居る。

改良漁船建造奬勵補助は大正十四年以來之を行ひ、發動機附改良漁船の建造に對し奬勵金を交付して居るのであるが、昭和七年迄に其の交付を受けたもの五十三隻に及び日本人經營の發動機船總數の約六割に當つて居る。

關東州水產會は大正十五年十一月に設立せられ、州內の日支漁業者、製造業者及水產物の取引保管業者を包含して居る。其の事業は旅順大連の魚市場經營、漁業資金の貸付、販路の開拓、遭難救濟、會報發刊、發動機附漁船の建

遣貸付、漁船々員の養成等である。

試驗場で行つて居る試驗調査の事項は試驗船遼東丸、旅順丸、やよひ丸に依る各般の漁撈試驗、各種の製造試驗、養殖試驗及海洋調査等である。

二　水産團體及市場

關東州水産會　關東州水産組合の後身であつて大正十五年設立せられたものである。本部は關東廳内に在り、旅順大連、金州、普蘭店及貔子窩に支部を置き、旅順、大連の魚市場の經營、各種試驗、指導、補助、救恤、講習其の他の事業を行つて居る。

漁業組合　本州には漁業法の施行を見ないので同法による漁業組合は無いが、共同施設の奬勵、漁村の健全なる發達の爲には組合が必要なので、昭和二年民法第三十四條に依る漁業組合を各民政署管内の主要漁業地に設立せしめた。現在ある漁業組合は五組合であるが其の内一は日本人、他は滿州國人漁業者の團體である。此等の目的とする所は各種共同施設、資金の融通等であるが、未だ設立以來日淺く充分所期の效果を擧げて居ない。

魚市場

大連魚市場　水産會の經營で昭和七年の取扱數量六百四十九萬五千百二十九貫、金額三百四萬八千七百十九圓である。

旅順魚市場　同じく水産會の經營で昭和七年の取扱數量は四十三萬八千三百貫、金額二十一萬六千七百十五圓である。

貔子窩魚市場　貔子窩市場株式會社の經營である。從來魚市場の制なく取引上及衞生上の弊害が尠くなかつたので、昭和四年十月在住邦人が關係業の出資を求めて設置したものである。

第三　製鹽業

關東州は大氣乾燥し降雨少く蒸發量旺盛にして吹風比較的強く、氣象狀態最も天日鹽に適當せる爲、古來此の天惠に依る製鹽事業は相當の發達を示して居たが、我が施政下に移るに及び邦人の鹽田開設を出願するもの多く、明治三十九年關東州民政署令關東州鹽田規則を公布するに至り、大規模の鹽田經營發達し、昭和七年末に於ては鹽田面積二千百二十萬坪（内邦人千八百五十萬坪）産鹽高六十五萬四千餘石（内邦人鹽田より四十九萬八千石）に達する盛況である。而して邦人經營中の殆ど其の大部分は大日本鹽業會社に屬し、其の反別四千九百町歩を占め、其の他は東洋拓殖會社、東洋捕鯨會社及個人の經營に係るものである。

當州産鹽の主なる販路は本邦内地及朝鮮で、其の他露領沿海州、勘察加、樺太、香港等であるが、廉價なる青島鹽に壓倒せられ、各年多量の過剩鹽を擁する狀況であるが、最近鹽業改善の急務を認められ官民共に其の促進を劃策中である。

第五項　南洋群島

一　概況

南洋群島は各島其の周圍に裾礁、堡礁を有し、或は全然環礁のみより成るマーシャル群島の如きもある。水深は礁内極めて淺きに拘らず礁外は二、三千米の深海である。

本群島の漁業は僅かに島民が「やす」又は小形の手網等を以て行ふ極めて原始的なもので、半は遊漁的のものであ

つたが、獨逸領となるに及んで高瀬貝、海鼠等の漁業が稍行はれるに至つた。更に我が海軍南遣支隊の占領以後邦人が渡航して海鼠、高瀬貝を目的として漁業を行つたが、其の他の漁業は顧みる者無き狀態であつた。然るに南洋廳設置以來調査及奬勵補助の結果邦人の漁業に從事する者が增加し、殊に鰹、鮪の漁業は從來全く望なしとされて居たが近年急に勃興し來り節製造も次第に盛に行はれるに至つた。

二　漁　業

鰹鮪漁業　近頃の調査の結果魚群の存在が確められてから急激に勃興して來たもので、現在行つて居る所はサイパン、パラオ、ポナペ、トラックの四島である。漁場が極めて近く島の四周に在る爲小型船を以て日歸りの出漁が行はれ最も將來ある有望事業である。昭和七年の漁業高は鮪三十六萬一千餘瓩鰹四百八十六萬一千餘瓩である。

海鼠漁業　海鼠は各島共に產するので漁業者が之を獲つて各自に製造して居る。其の漁獲高は一萬二千餘瓩である。

高瀬貝及玳瑁漁業　濫獲を防ぐ爲禁漁期及寸法を定めてある。高瀬貝の產額は約十八萬六千瓩、六萬二千餘圓玳瑁は二百餘頭である。

以上の外島內で消費せらるる磯魚の漁業が行はれて居る。

三　製造業

鰹、鮪節製造　パラオ、サイパン、ポナペ、トラックの四島で行はれ、工場數はパラオ七、トラック八、サイパン四、ポナペ四である。職工は內地から渡つた者で昭和七年の製造高鰹節九十七萬二千瓩九十一萬八千圓、鮪節七萬三千餘瓩五萬六千圓である。

海參製造　各島で行はれる。昭和七年の製造高は約三千四百瓩二千二百餘圓である。

四　養殖業

養殖業としてはパラオ島に御木本の眞珠養殖があるのみである。黑蝶介を母介とせるもので昭和七年中の收獲高は二千九百四十九個、一萬四千七百餘萬圓である。

第二　水產業に關する施設

一　水產施設及試驗調査

水產行政の事務は南洋廳拓殖課で取扱ひ、各種試驗調査事業は水產試驗場（昭和六年度創設）で行ふ。各種の指導奬勵中主なるものは節製造指導、鰹節移出奬勵、海參製造工場の補助等で、又農林省よりも遠洋漁業奬勵の見地から鰹漁業に對し補助を爲して居る。

試驗調査の主なるものは鰹、鮪漁業に就いての調査、海洋調査、高瀬貝移殖試驗及眞珠養殖試驗等である。

二　水產經營

會社として南洋貿易株式會社がパラオに於て僅に漁業を行つてゐる外、組合と云ひ得べきものもなく凡て個人漁業である。

第五節　工　業

第一項　朝　鮮

一　概　況

朝鮮の工業は高麗時代より二三百年の間相當の發達を遂げて居つたことは、其の高麗燒、諸建物等に付て觀るも明かであるが、其の後漸次衰退し、併合當時にありては僅に家內工業又は小工場工業に其の片影を留めたに過ぎない。而も其の技術は幼稚にして使用の器具も亦不完全、從て其の製品も粗惡を極め日常生活の必要品も大部分は輸移入品を以て充當せらるる狀況であつた。明治三十九年統監府の設置せらるるや中央試驗所を設けて工業に關する各種の調査研究を行ひ、或は工業教育機關を創設して知識技術の養成に努め、又は補助金を交付して傳習指導の周到を期した結果、時勢の進展と相俟つて技術の進步製品の改良產額の增加を促し、且鮮人の工業に對する思想も漸次啓發せられ、工場組織を以て事業を經營せんとするもの漸く增加の傾向を示し、一方內地實業家にして朝鮮に於ける工業經營に着目するものも次第に增加し、大正五年以來紡績、製糖、セメント、硬質陶器、製絲、罐詰業等相等大規模の工業經營を見るに至つた。特に最近に於て大規模の水力電氣事業、空中窒素固定工業及金屬製煉事業の計畫が實現せられ、特に各種原始產業の開發と共に各種諸工業は漸く勃興の機運に向つて居る。例へば鴨綠江木材の搬出と共に新義州に王子製紙株式會社の製紙工場興り、棉花の栽培普及と共に釜山、木浦、京城等に、紡績工場興り米產の增加と共に釜山、群山、仁川、鎭南浦等には無數の精米工場興り、養蠶業の奬勵と共に京城、大邱、全州、光州、咸興等に製絲工場興り、鰮の漁獲高激增と共に咸北地方に魚油製造工場勃興し、肥料の奬勵と共に肥料會社の設立を見たるが如き著しき現象である、今其の發達の狀況を觀るに明治四十四年には三千萬圓に過ぎなかつた工產額は、昭和六年には二億五千餘萬圓の巨額に達し實に八倍餘に上つて居る。更に併合當時と最近とに於ける朝鮮工場工業の發達の狀況を內鮮外人別に表示すると左の通である。

經營者別工場調

經營者別		工場數	從業者數
明治四十四年	內地人工場	一八五	一〇、九八四
	朝鮮人工場	六六	二、四七九
	外國人工場	一	一、一一二
	計	二五二	一四、五七五
昭和六年	內地人工場	二、一二八	六六、二三四
	朝鮮人工場	二、四二四	三六、九五九
	外國人工場	五〇	一、二四二
	計	四、六〇二	一〇四、四三五

（備考）朝鮮工場資源調査令に依る商工課所管の工場數を掲記せり

昭和六年に於ける工產物の需給狀況を觀るに輸移出額僅に七千七百萬圓に過ぎざるに、輸移入額は實に二億一千八百餘萬圓の巨額に上り一億四千餘萬圓の輸移入超過にして、之を鮮內工產物總需要額四億二百餘萬圓より觀るときは其の過半は之を鮮外、主として內地より供給を受けて居る狀態である。

而して朝鮮に於ける有望なる工業は機業及紡績業、製紙業、窯業、釀造業、鐵工業、製筵業、製革業、製糖業等であつて、今其の昭和六年に於ける生產額を擧ぐれば左の通である。

品名	生産額（千圓）	品名	生産額（千圓）
蘭製品	一五、九八〇	織物	一五、〇四四
編組物	一、六一三	綿絲	三、六〇九
紙類	四、〇五九	菓子類	七、二〇一
紙製品	八八五	砂糖	四、六一〇
窯業製品	九、〇三五	罐詰	一、〇三五
金屬製品	六、五四五	改良乾海苔	二、一九五
機械類	七、九二八	煙草	二二、八九七
木製品	四、七七九	皮革製品	二、一三一
筵蓆類	九三七	護謨製品	四、五五七
藁製品	七、四一七	動物性脂油	二、三九九
帽子	四九一	植物性脂油	二、〇〇三
裁縫品	四、三五八	藥劑	五、一一二
網類	四六六	コールタール	一一二
車輛	四、八九九	煉炭	一、二六一
船舶	六九〇	石鹼	七六七
酒類	四二、五九〇	燐寸	三六六
醬油	二、八三九	肥料	四、六八一
澱粉	六〇四	その他	四四、七八九
製粉	二、〇四九	合計	二五二、九二四

（備考）内容が合計と符合せざるは千圓以下切捨の關係に因る

二　勞　力

朝鮮の工業に付て有利な條件は第一勞力の豐富にして賃銀の比較的低廉なる點である。即ち昭和六年に於ける工場勞働者の供給力は十萬四千四百三十五人にして、其の内内地人が一萬九百七十四人、朝鮮人が九萬五百四十六人外國人が二千九百十五人である。

今工場勞働者の供給力を觀るに昭和六年内地に於ける工場勞働者百六十六萬餘人に對し、朝鮮に於ける鮮人勞働者は十萬四千餘人なるを以て、之を各其の總人口に對比すれば人口百人に對し前者は二、五三人に相當し、後者は〇、五一人にして朝鮮に於ける勞働者の數は其の人口に對比し尙極めて僅少なるを知るのである。

次に勞銀は昭和六年中の調査に依れば、成年男工の一日平均賃銀内地人一圓七十九錢なるに拘らず朝鮮人は九十三錢である。

三　動　力

燃料　從來朝鮮には石炭の産出乏しく明治四十三年には僅に七萬八千餘噸に過ぎず、爾來年々其の産額を遞增して昭和六年には百十萬餘噸に增加したが、尙八十四萬餘噸の内地炭及支那炭を輸移入して居る。然れ共石炭は無煙炭有煙炭を合せて少くとも十一億噸以上の埋藏量を有し、其の採掘高は年一年と躍進し且從來は風化して微粉となる特徴あり其の用使方法に慣れず之を不便としたが、今や其の使用方法の研究進み煉炭とするか或は微粉炭燃燒の有利なること知悉せられんとして其の成績頗る良好である。

四　原　料

朝鮮は大體各種工業原料の賦存産出に乏しくない。特に朝鮮總督府の設置以來農、林、水産、鑛業等各方面に亘り

諸般の奬勵施設を加へたるが爲其の品質は改良せられ產額は增加して居る。今此等工業に要する主なる原料の產額を擧ぐれば左の通である。

棉花	在來棉	三七、一九一、四四〇斤
	陸地棉	七八、七二一、八四六斤
大麻		五、二三八、三二七貫
苧麻		一二九、九一七貫
楮		一、八五六、八四二貫
葡萄		三〇七、一二四貫
柿		一二、〇四〇、〇〇〇顆
繭		五七八、二六一貫
魚油（鯨油を含む）		二八二、〇六九貫
牛豚脂		二、一〇五、五九九斤
牛皮		六、四五一、三三三斤

以上の外窯業原料の土石である高嶺土、硅砂、石炭、製糖原料の甜菜、製粉原料小麥の產額も少くない。

五　電氣

朝鮮に於ける電氣事業は創始以來三十有餘年を經過したのであるが、終始順調なる發達の行程を辿り、現在では人口の相當稠密な都邑に於て電氣事業を見ざる所は殆どなき狀態に達し、電燈及動力の供給を掌る事業として社會的經濟的に頗る重要なる地步を占めるに至つた。今電氣事業の發達の跡を顧みるに次の如くである。

年次	事業者數	資本金	拂込資本金	發電力 火力	發電力 水力	電燈需要箇數	電力需要馬力數
		千圓	千圓	キロワット	キロワット		
大正三年三月末	一六	一一、八〇〇	六、三六〇	七、四〇五	七五	六七、〇六三	四四六
同　八年三月末	二五	一五、〇八〇	一〇、二九〇	五、三三八	一二五	一八四、七六九	四、〇〇九
同十三年三月末	五一	四三、六七〇	二六、六九〇	二二、四〇六	三、五二五	四五三、九一八	一一、三五七
昭和四年三月末	六六	五八、三五〇	三四、一九〇	三四、〇一二	一一、五五五	七三〇、二五六	二六、七五〇
同　八年三月末	八三	一一九、六三四	九三、四八一	八〇、一五六	二二四、〇五三	九五四、〇二八	四二、〇二四

以上に依つて窺知せらるる如く、事業の著しき發達と水力調査の結果發電水力地點百四十六箇所、其の發電力最大約二百二十二萬キロワットと言ふ豐富なる發電水力を藏有することが明かに爲つた結果とに鑑みると、小規模火力發電に依る孤立經濟時代より全鮮を對象とする大規模水力發電に依る設備組織の實現を見るべき計畫經濟時代に立ち至つたことが解る。玆に於て天然資源の效率的開發と電氣事業の合理的運營とを豫め計畫するの緊要なるを認め、朝鮮電氣事業調査會の諮問を經て主要なる發電所及送電線路決定の規準と爲る發電計畫及送電網計畫竝に電氣事業經營の企業形態を決定し電氣統制方策の樹立を見たのである。此の方策の確保促進と事業に對する監督力及保護策の充實を期する爲朝鮮電氣事業令が發布せられた。將來此の統制計畫に基く事業の秩序ある發達は、電氣普及に依る文化の向上、基礎產業の發達に依る各種產業の興隆乃至燃料其の他動力政策に對し重大なる貢獻を爲すものである。

第二　工業に關する施設

一　中央試驗所

本所は明治四十五年創設せられたるもので、朝鮮總督の管理に屬し工業に關する試驗、分析及鑑定の事務を掌つて居る。又朝鮮總督は必要と認むる地に支所又は出張所を設け産業の指導啓發に資するものである尚昭和七年平壤に平安南道立工業試驗所を設置し一層試驗、研究の充實を期して居る。

二　地方工業傳習所

本傳習所は製紙、機業、繩叺製造其の他の副業として最も適當なる簡易工業を朝鮮人に普及するを目的とし、恩賜授産事業、地方費事業及個人又は組合事業で政府の補助を受け簡易な傳習事業を經營するものであつて、種類別に觀れば左の狀況である。（昭和七年）

布帛加工	一所	
絹、綿、苧麻布製織	七	
製絲	二	
計	一〇	

三　工業奬勵

工業事業を企畫する篤志家又は有益な工業を經營する者、事業創始の際收支償ふことの出來ない者に對しては、總督府又は地方廳は金品を補助して工業の發達に努めて居る。

又室内工業の改善發達を圖る爲大正十五年以降絹布、麻布、紙陶器の共同作業場を設け、一箇所に四千圓乃至六千圓の補助を與へ、生産者各自をして品質の改良と生産能率の向上を圖らしむる爲の模範的指導機關として居る。

又日韓併合の際朝鮮人授産の爲下賜せられた恩賜金の利子の一部を以て、從來一般に副業として行はれて居る機業、製紙等の改良を計り、或は將來有望な副業たるべき繩叺製造等の技術を傳習せしむる爲に三箇月乃至六箇月の短期を以て習業し得べき工業の傳習を各地に行ひ或は實地指導をなす爲巡回教師を置く等各種の方法を講じて專ら手工業の改良發達を圖つて居る。

第二項　臺灣

第一　概況

一　概況

本島の産業は從來農業を主として來たが、近來漸次工業發達の機運に向ひ殊に歐洲大戰を期として一大飛躍を爲した。其の後戰後の反動襲來、金融の梗塞に依り深刻なる打擊を受けたが、食料品工業及夙に相應の發達をなし來つた各種小工業のみは逐年勃興の機運に向ひ、現今では殆ど農業と比肩するに至つた。而して昭和六年は世界不況に因る營業不振と價額の低下に基因して産額の減少著しかつたが、同七年は砂糖の未曾有の增産と一般物價の昂騰とに因り再び産額の增加を見るに至つた。

今最近三箇年間の工産額を大戰直前たる大正三年に對比すれば左の如き躍進振を示して居る。

	千圓	指數
大正三年	四五、七三七	一〇〇
昭和五年	二三二、〇五五	五〇七
同六年	一九二、五六六	四二一
同七年（見込）	二一一、四三九	四六二

而して各工業品を分類すれば左の通である。（昭和七年）

紡績工業	二、四七六千圓	化學工業	一三、六〇三
金屬品工業	三、五八九	食料品工業	一六七、三〇四
機械器具工業	四、四九四	其の他の工業	一二、九八〇
窯業	六、九九三	合計	二一一、四三九

更に之が内容を觀れば食料品工業に在つては主に農産加工品であつて砂糖を大宗とし、鳳梨罐詰が之に次いで居る。而して其の生産額は前者は一億四千三百萬圓を占め、後者は四百六十萬圓であるが從來二大工産品の一として久しく名のあつた茶は、本年は特殊の事情により半減して四百四十萬圓となり第三位となつたのは注目に値ひする。其の他食料品工業中二百萬圓以上の産額を有するものは菓子類及麵類等である。化學工業に在つては酒精と調合肥料が主なるものである。

次に此等工業に從ふ工場竝職工數を擧ぐれば左の通である。(但し家庭工業の分は含まず)

	工場數(指數)	職工數(指數)
大正三年	一、三〇九(一〇〇)	二一、八五九人(一〇〇)
昭和六年	六、〇九四(四六五)	五七、七八〇(二六四)
同七年	六、二九二(四八一)	六〇、〇八九(二七五)

二　勞力

本島に於ける勞力の供給狀態は昭和七年末現在に於ける使用職工數は六萬人であつて、事業種別に之を觀れば左の通である。

紡織工業	一、九五六人	化學工業	三、六二四
金屬工業	九四一	製材及木製品工業	一、七五〇
機械器具工業	二、〇四七	食料品工業	三三、八〇八
窯業	八、六一六	其の他の工業(電氣工業をも含む)	七、三四七

次に勞銀に就ては臺北市を例として略述すれば左の通である。

賃銀指數（昭和四年上半期基準）

	昭和四年 上半期	昭和四年 下半期	同六年 上半期	同六年 下半期	同七年 上半期	同八年 上半期
内地人	一〇〇、〇	一〇〇、一	九三、二	九三、〇	八九、八	八七、七
本島人	一〇〇、〇	一〇一、七	九九、六	九八、二	九九、五	九七、五	九四、三

即ち昭和四年上半期を基準とする八年同期の賃銀指數は、内地人に在りては八七、七本島人に在りては九四、三で前者は一割二分二厘、後者は五分七厘の各低落を示して居るが、内地人側に比し本島人側の低落率の遙かに少いのは近年本島人の技能の向上著しきものあり、而も從來内地人に比し賃金が割安であつた爲、此の方面に對する需要

が增加した結果に因るものである。

三　動　力

工場及發電所に於ける原動力使用高(電動機を含まず)は工業の發達と共に逐年累增し來り、昭和七年には機數一千七百七十臺、馬力數十三萬五千馬力に達した。之を前年に比すれば六分の減少を見たるも十年前の大正十年に比すれば機數は二倍、馬力數は二、二倍に激增して居る。此の內工場使用のものは千七百臺六萬七千馬力で、發電所使用のものは五十五臺六萬九千馬力である。

而して原動機を種類別に依り使用高順に擧ぐれは、機數に於ては石油機關の八百十九臺を筆頭に、蒸汽機關五百九十四臺、日本型及臺灣型水車二百三十七臺、蒸汽タービン五十五臺、タービン水車五十二臺、瓦斯機關十臺、ペルトン水車三臺である。實馬力數に於ては蒸汽タービンの四萬八千六百馬力が第一位で、總體の三十六パーセントを占め次位の蒸汽機關は四萬六千七百馬力で三十五パーセントに當り右と伯仲し、タービン水車は三萬二千七百馬力で二十四パーセントに當り第三位を占めて居る。第四位以下は遙かに尠く石油機關は六千百馬力、日本型及臺灣型水車は七百馬力、ペルトン水車は六百七十馬力、瓦斯機關は百七十馬力の順位であるが、此等四種類の馬力數を合はせても猶總體の六パーセントに過ぎない狀態である。(昭和七年末)

四　電氣事業

臺灣の電氣事業は明治三十五年新店溪の落差を利用し、臺北市に燈用電力を供給する目的で株式會社の組織されたものを、總督府の官營に移して同三十八年より事業を開始したのが嚆矢である。爾來官營電氣の急速に普及し能はぬ地方に於ては民間會社の事業を許す外、漸次官營を全島に普及せしめる方針で來つたが、產業の發達に伴ふ電氣需要の激增に鑑み、大正八年四月臺灣電力株式會社令による資本金三千萬圓の臺灣電力株式會社を設立し、從來の官營事業を擧げて之に移した。現在同社の資本金は三千四百四十九萬五千圓で出力四萬六千九百キロ、供給區域は花蓮港、臺東、澎湖の三廳を除く大部分に亘る。供給事業は同社の外に民間の五社があるが、何れも地方的小事業であつて其の資本金合計四百八十四萬圓、出力八千四百二十四キロである。此の外自家施設電氣工作物は百十四に達し官廳施設電氣工作物は三であるが此等は大部分火力を用ひて居る。(昭和七年末)

【註】臺灣電力株式會社は低廉豐富なる動力供給の爲、大正八年設立と同時に日月潭の湖水を利用して最大出力十萬キロの大水電計畫を樹て、爾來種々の事情で延期されて來たが昭和五年十月に至り再興計畫が成り、昭和六年十月其の起工を見るに至り三箇年で完成の豫定である。之が完成の曉は臺灣の產業上大なる貢獻を爲すものと期待されて居る。

第二　工業に關する施設

一　中央研究所工業部

工業部の起原は明治四十二年中總督府研究所が創設された時、專賣局檢定課の事務を引繼ぎ更に其の內容を擴張し殖產上の試驗、研究、調查と醫療藥品の檢查とを行ひ來つた同所の化學科が其の濫觴である。即ち工業部には有機工業、化學、電氣化學及醱酵工業科の各科があつて、それぞれの事業を分掌して居る。

二　糖業施設

明治三十五年六月糖業政策が確立されて臨時臺灣糖務局を設立して指導奬勵の實行機關に充てられたが、同四十四年十月糖務局の廢止と同時に殖產局に糖務課を置いて其の事務を繼承し、更に大正十三年糖務課は特產課と改稱せられた。糖務局の設置と同時に糖業奬勵規則を發布して糖業奬勵の規準とし、之に基いて甘蔗農業、製糖工業兩方面

に對して廣く奬勵補助をなし、爲に糖業の改善發達に一段の躍進を見るに至つた。

尙製糖工場の續出による原料甘蔗の爭奪其の他種々の弊害を防ぐ爲、明治三十八年六月原料採取區域限定の制度を施行し、又一方外來甘庶苗による病害蟲傳播を防ぎ、同時に蔗苗改良を助長する爲大正三年四月蔗苗取締規則が發布された。

三　茶業施設

茶業に對する施設事項を擧ぐれば優良茶苗の無償配布、模範茶園の設置、製茶機械器具の無償貸付等に依つて栽培製茶の改良奬勵を計り、又巡回教師を派遣して製茶技術の普及に努め、昭和四年度よりは茶業技術者を養成する目的を以て茶業傳習所を設置し、一方共同販賣所を設けて從來複雜なりし取引を改善し、或は茶檢査所を設置して一定標準以下のものの輸出を禁止し、其の他海外需要地に於て各種の廣告宣傳を行つて居る。

第三　製糖業

領臺當時の臺灣糖業界は其の甘蔗耕作法も製糖法も共に極めて幼稚で、砂糖八、九十萬擔を產し一千百餘を算する工場中新式機械を使用するものは一もなく何れも畜力を以つて動力とした。故に壓搾能力不充分にして多量の糖分を逸し而かも其の品質は不良で市價騰らず動もすれば當業者の損失を來すと云ふ有樣で、當時臺灣に於ける糖業の將來が漸く囑目せられたるに拘らず其の企業は甚だ振はなかつた。故に當局は蔗作の合理化と共に製糖工業の改良を行つて、臺灣糖業の刷新を圖る爲明治三十五年糖業奬勵規則を發布し同時に糖務局を新設した。之に伴つて製糖工業方面としては改良糖廓の設立が奬勵され、漸次斯業の勃興を來し新式製糖工場も續々設立せられ、明治三十五年期には一井式製糖場は僅かに一箇所、能力二百噸であつて資本金百萬圓に過ぎなかつたものが、昭和七年には新式工場の操業するもの四十六工場、能力三萬八千八百英噸となり、資本金總額も亦實に二億四千五百餘萬圓に增加した。全島產糖總額は明治三十六年には五十萬擔で製糖歩留七・四二%であつたものが、逐年累增して昭和七年には一千六百四十八萬四千餘擔、歩留も一三・〇八%に上り、之を製糖場種類別に分くれば新式製糖場が其の大部分を占め一千六百二十八萬七千餘擔、改良糖廓は十一萬二千餘擔、舊式糖廓は八萬四千餘擔であつた。然るに昭和八年は減產協定に依り產糖總額は一千五十六萬一千餘擔に激減、新式製糖場一千二十八萬餘擔、改良糖廓十六萬七千餘擔、舊式糖廓十一萬三千餘擔であつた。製糖狀況の趨勢を示せば左表の如くである。

	明治三十六年	同四十三年	大正十一年	昭和八年
製糖原料使用高	六八三、一五七、九〇二斤	三、三六三、三五八、七六二斤	六、一九二、〇九〇、一五五斤	七、八七九、三二〇、七六四斤
產糖高	五〇、六八〇、五六一	三四〇、四〇一、八六二	五八七、七五八、〇五二	一、〇五六、一九二、三三二
製糖歩留	七・四二%	一〇・一二%	九・五〇%	一三・四〇%

尙副產物として生產されるものに糖蜜とバカス（搾殼）とがあるが、之が利用の增進を圖ることは砂糖生產費の低下に大いに關係あるものである。糖蜜の用途としては酒精原料を始め、製酒原料、家畜飼料、肥料、燃料、煉炭原料、煙草味付、調味料等であつて、其の需要の範圍は可なり擴がつて來た。糖蜜生產高は昭和七年には三億七百餘萬斤であつたが、同八年には一億六千七百餘萬斤に半減した。島內に於て酒精原料として使用される量は共に約二億斤である。次にバカスの用途は其の儘製糖工場に於ける燃料として使用されるのみでなく、建築板製造の原料に供せられ又製紙原料として其の可能性は充分認められ研究を重ねられて居たが、本年度に至り臺灣紙業株式會社（資本金百萬圓）の設立を見て漸く具體化するに至つた。

第四　製茶業

臺灣に於ける茶業は支那民族の移住と共に起つたのであるが、爾來漸次發達を來して其の產額を增加すると共に中華民國或は米國等へ輸出される樣になつて、米國向輸出の初年たる明治二十一年には一千三百萬斤餘の輸出があつた。臺灣が我が國の領有となつてよりは、當局の指導奬勵に依つて益々隆盛を來し、大正七年の如きは輸移出額の最高を示した年で二千三百萬斤を突破したが、其の後は年々一千五百萬斤臺を上下して居る。

臺灣茶の種類は烏龍茶、包種茶、紅茶、綠茶等種々あるが、此の中主なるものは烏龍茶及包種茶であるが、最近紅茶の生產も亦有望にて逐年增加して居る。

烏龍茶と包種茶との相違は釜炒の際に後者は前者に比べて强熱短時間で從つて醱酵が少い。再製の際に包種茶は花香を附する。製茶戶數は昭和七年末の調査に依ると粗製茶に於て二萬六百二十七戶、再製茶では九十四戶であつて、此等は殆ど臺北、新竹の二州に限られて居る。產額は粗製茶の數量一千四百七十萬四千一百五十二斤價額二百六十萬八千四百九十七圓、再製茶の數量一千二百萬七千二百二十五斤價額四百三十五萬二千四百二十二圓で、之を內譯すれば左の通である。

	數量	價額
烏龍茶	七、一三四、七五六斤	一、七九八、二八〇円
包種茶	三、九八八、一一九〃	二、〇七一、五〇九〃
紅茶	八七一、七八〇〃	四七七、〇九〇〃
綠茶	一二、五七〇〃	五、五四三〃
計	一二、〇〇七、二二五	四、三五二、四二二

臺灣茶の大部分は海外へ輸出せられ、烏龍茶は合衆國を第一位とし、英國が之に次ぐ。包種茶は爪哇、暹羅を主として南洋一帶に輸出される。

第三項　樺太

第一　概況及施設

樺太に於ける工業の概況を觀るに昭和七年度の工產物は四千八百四十八萬餘圓であつて、各種生產物總額の約六割四分(七千五百二十四萬餘圓)を占め、之を大正七年の實數生產總額三千七百五十七萬圓中工產物一千七百九十九萬圓弱に對比すれば漸增の機運にある。

此等工業に對する當局の助成施設を略述すれば、先づ明治四十三年樺太廳に臨時工業調査所を設け、同時に大泊に附屬工場を設置し、主として林木の利用に關し松脂よりテレビン油製造、樟腦製造、木材乾餾、割箸製造及パルプ製造等の試驗研究を爲し、一方明治三十四年に豐原に乾餾工場を設け濶葉樹木を乾餾して、醋酸、石灰、木精及木タールを製造して之を移出し、其の副產物たる木炭は之を一般の需要に應ずるの外、煉鐵工場を起して其の需要に充つる計畫の下に着手し、大正六年工場は大倉組に拂下げ經營しめたが大正十年以降閉鎖した。

又一方臨時產業調査所を設け本島產業の獨立を得せしむる爲調査研究を重ね、直接、間接に其の助成に努めた。次に昭和七年末の工場數は百五十八、職工數は五千三十九人である。

而して豐原に於ける勞銀は(二十三種職業の平均)一圓八十二錢である。(昭和八年二月調)

尙樺太に於ける電氣事業は明治四十三年十一月樺太電氣合資會社が陸軍守備隊の設備した發電所を借受け、豐原市街に電燈用の供給を爲したのに始まるが、當時開拓未だ進まず人口稀薄で斯業は遲々として振はなかつた。然るに大正

三年以來各地にパルプ工場が創設された爲自家用の電氣施設が勃興し、次で供給事業の經營も續出し、現在供給區域は全島四十町村中三十町村に及ぶ。一時は小規模事業者筍出したが、昭和二年十二月資本金五百萬圓の樺太電氣株式會社が設立され、豐原、大泊を始め逐次各地の事業を讓り受けて全島供給事業の大部分を合同統一した。

樺太は降雨の少きと地勢上適當の落差を有する河川に乏しく且冬期渇水期甚しき等の爲、水力電氣事業は近時一、二許可したものがあるのみで他は總て火力發電に依つて居る。

電氣事業概況　（昭和七年末）

	事業數		發電所數		發電力（キロワット）		電燈		電燈	電力
	開業	未開業	落成	未落成	落成	未落成	需要家數	燈數	燭光數	裝置數	キロワット數
供給事業	一〇	二	一三	二	三、九八六、八四	三〇	三〇、九三八	一二三、一八二	二、二九一、七二〇	二七五	四三、二
自家用	三六	—	一九	—	五五、〇五二、九九九	—	三、五六〇	二九、三九七	一、三七四、五四〇	一、五八八	五一、七二〇
計	三六	二	三二	二	五五、九三四、四九〇	三〇	三四、四九八	一五一、七七九	三、六六六、三〇〇	一、九六三	五三、一五二

第二　パルプ工業

樺太材木の利用に付てはパルプ製造を得策となし、大正二年初て大泊に王子製紙株式會社の工場が創設せられたが、恰も歐洲大戰に際會し異常の發達を爲し、現在は八王場あり、製産年額二十九萬瓲に及び所要資材百二十萬立方米を要し、現在本邦パルプ資材の大半を供給するの狀況である。昭和七年に於ける狀況は左の通である。

パルプ	一六二、〇九一瓲	一七、三九六千円
洋紙	一二九、七一〇	二四、五三七

第三　釀造業

樺太は冷寒の地なるを以て酒精飲料の需要は多いが、當初は製品不良の爲自然內地よりの移入酒に依り需要を充したが、年と共に品質改良せられ一方人口の增加に伴ひ生産量も增加し、現在釀造場四十八にして昭和六年酒造年度の酒造高は約四萬ヘクト立にして此の價額は約百八十四萬圓である。

第四　罐詰業

本島に於ける罐詰業（主に蟹罐詰）は明治四十二年以來事業勃興し、大正六年度には工場數百十一、製産額三百三十七萬餘圓であつたが蟹濫獲の結果次第に其の量を減じたから、後大正九年蟹罐詰工場の合同を奬めた結果、工場數三十八、製産額百四十五萬八千圓、昭和元年には工場數十八、製造額六十六萬三千餘圓、昭和七年末には二十五工場、生産額約九十二萬圓となつて居る。

第五　其の他の工業

一　澱粉製造

馬鈴薯を原料とする澱粉製造は大正七年には製造戸數二百八十八戸、生産額四萬四千四百餘圓を算し、大正十三年末には製造戸數は四百七十三戸に漸增したが生産額は七千二百十五圓に、更に昭和四年末には三百一戸、約一萬四千圓に漸減した。近年斯業奬勵の結果漸增し昭和七年末製造場數六一、數量一萬一千七百六十袋、價額八萬七百六十圓に達す。

二　牛酪製造

牛酪製造に對しては奬勵補助金を交付して居る。

第四項　關東州及南滿洲鐵道附屬地

第一　概況

關東州の租借及南滿洲鐵道の繼承後、著々近世的各種工業は其の背後に在る原料の豐富と相俟つて異常の進展を爲し、且從來自給自足を目的とする家内工業の域を脱して機械的、大企業的な組織に改むるに至つた。

即ち大連を中心として各地に散在する搾油工業、機械工業、釀造業、周水子のセメント、鞍山及本溪湖に於ける製鐵業、安東を中心とする製材業及木材加工業、奉天、鐵嶺、新京附近に於ける製粉、製糖業の勃興を見、又近年に至つて大連の硝子、撫順のガス、骸炭、タール蒸餾、安東の柞蠶、紡績、遼陽、金州、周水子の綿絲紡績等の諸工業又其の他の化學諸工業も年と共に發達し、次で製造用、加工用、の機械器具、鐵道用車輛及其の部分器、船舶等の製造も亦見るべきものがある。

其の他精米、煙草、製絲、燐寸、清涼飲料水、皮革、粉條子、煉瓦、土器製造等の諸工業も發達して居る。

今此等工業の狀況を數字的に表はせば次の通である。（昭和七年）

地方別	工場數	工産額（千圓）
關東州	四八七	八〇、四二五
附屬地	四〇七	四二、九七二
合計	八九四	一二三、三九七

（備考）右の工場は一日平均五人以上の職工を使用するものである

更に工場の種類及主なる工産物に付て略述すれば左の狀況である。（昭和七年）

工場種別	工場數	工産物品名	價額（千圓）
紡織工場	七六	銑鐵	一一、〇八六
金屬工場	八六	煉瓦	五、五七九
機械及器具工場	七九	セメント	一、四〇八
化學工場	二一九	玻璃	一、二二四
飲食物工場	二〇八	豆油	一七、二五〇
雜工場	二〇七	豆粕	四七、〇七七
特別工場	一九	藥品	一、八九九
合計	八九四	瓷料	六四二
		人造肥料	一、二三二
		紙	一一二
		支那酒	一、三九二
		麥粉	二一七
		煙草	四、二〇九
		製材	七、一一三

次に大連、奉天、安東、新京に於ける昭和七年末調に依る大工、左官等十二種職業の勞働者賃銀の平均は左の通である。

	日本人 日當	滿洲國人 日當
大連	三、一一	〇、九六
奉天	三、七二	一、一三
安東	三、〇〇	一、一五
新京	四、五〇	一、三二

電氣事業

關東州及南滿洲鐵道附屬地に於ける電氣事業は露治時代東清鐵道の附屬事業として大連に於て電氣事業が經營されて居たのを、明治三十七年五月我が軍の占領によつて之を軍用及官衙用に供したが、戰後滿鐵が之を繼承して一般公衆に電燈電力の供給を開始したに始まる。爾來滿鐵は大連の外奉天、新京、安東、撫順、鞍山に於て電氣事業を經營して來たが、大正十五年六月以來、大連、奉天、新京及安東に於ける事業を獨立せしめ、資本金二千五百萬圓の南滿洲電氣株式會社（昭和五年度末の發電設備四九、四〇〇キロ）により經營せしめ、撫順は炭礦、鞍山は製鐵所に於て別に經營せしめることとなつた。此の外鐵道附屬地の各地に民營の電氣事業があるが、其の大部分は南滿洲電氣株式會社の經營又は投資に係る。又關東廳は旅順、金州、普蘭店、鍵子窩に於て供給事業を官營にして居る。現在關東州及滿鐵附屬地に於ては中間小驛と雖も殆ど點燈しない所なく、人口百人當り電燈數は日本內地と同率である。此等州內及鐵道附屬地の電氣事業は何れも火力を原動力として居るものであつて、其の團體數は昭和八年八月より關東州及全滿（撫順、本溪湖の既設六十サイクルを除き）に亘り五十サイクル下に統制されて居る。

電氣事業概況（昭和七年末）

	官設	私設	計
事業數	四	二四	二八
發電所數	二	三〇	三二
發電力、キロワット 落成	二、八五	一二、〇〇〇	一四、八五
發電力、キロワット 未落成	—	—	—
電燈 需要家數	八、三三	二八、六二	三六、七九五
電燈 燈數	四七、一四七	七〇、六五五	一一七、八〇二
電燈 一司光數	一、〇〇〇キロワット	二六、一七	二七、一七
電動機 電動機數	二、九八	八、七六六	一〇、六六六
電動機 キロワット數	二、七三三	三、〇六六	五、七三三

用途別電力

用途	電動機數	キロワット數
紡織業	四七三	八、四〇五
金屬工業	一三五	五九二
機械器具工業	一、一四五	一、九七五
窯業	二四〇	一〇、六七四
化學工業	四八一	八、五八六
食料品嗜好品工業	一、〇二七	七、六八三
乾餅工業	七三	一、一八九
其の他工業	四六九	三、八〇九
採鑛精錬業	二、九〇一	一二〇、八四三
農業	四七	三〇九
其の他家庭用業	二、〇七五	三九、四九八
計	九、〇六六	二二三、五六三

第二　各種の工業

一　油房業

投資狀況

資本金	三〇、三五〇、〇〇〇圓
拂込資本金	二五、五一二、五〇〇
固定資本	四二、三六五、二九八
社債及借入金	五五六、二七九
積立金	二、八九四、一六一
利益金	四、七九四、七九一

大豆搾油即ち脂油は滿洲國人間には、日本の醬油同樣に如何なる料理にも必要なるものにして、其の上塗料や燈火用に供する爲搾油業は古くから支那に發達して來た。斯く大豆を搾つて得る豆油は斯うした地方的消費の外に外國への輸出が年額二百萬擔內外に達して居る。

搾油業の工場を油房と稱し古い歷史を有するのであるが、現時日本及歐米各國に輸出される豆粕は此の搾油業の副產物として現はれたもので、最初は家畜の飼料と肥料とに使用されるに過ぎなかつたものである。

搾油法は搾出式、油出式の二式があつて、孰れも大豆に壓力を加へて油分を誘出するものであるが、楔式、螺線式水壓式に區別され、作業機械力を用ひるものを機器油房と云ふ。從來滿洲舊來の搾油方法は人力又は家畜を以て動力と爲し、機械的作業に依ることが尠なかつたが、邦人の斯業を經營するに及んで蒸氣力其の他の機械力を用ゆるに至り、玆に搾油作業上一新生面を啓き、爾後滿洲國人の經營する油房に在つても漸次之に倣つて改良を加へ、搾油機は舊式の楔式より螺線式に移り、更に現今水壓式を使用する工場が漸次增加して居る。

水壓式壓搾法は全然機械力を應用せるものであつて、之を螺線式に比し作業能力、收油量共に遙に優つて居り、壓搾式は搾油法中最も進步して居るものである。

斯くて昭和七年末に於ける職工一日平均五人以上を有する油房數を觀るに、關東州及滿鐵沿線各地を通じて其の總數八十二工場、其の年產額油粕約三千六百〇六萬二千枚、豆油一億三千三百十四萬斤に達し、之が主要地は大連、營口、安東、開原等にして大連は油房工業の中心地である。

二　纖維工業

綿絲布業　滿洲の棉花は漸次作付反別增加し、錦州及遼陽は其の主產地で漸年增加して居る。紡績工業も滿洲國人經營の奉天紡紗廠、邦人經營の遼陽滿洲紡績株式會社、金州內外棉花株式會社工場及大連市外周水子福紡績株式會社工場があつて、以上四箇工場の總錘數十一萬三千四百八十四錘に達して居る。然し現在では尙棉花は南支及印度よりの輸入によるものが多いが、漸次原棉の增產に依つて將來土產棉の利用を得れば頗る優越なる地位を占め、今後紡績業は次第に發展することであらう。

柞蠶絲業　元來柞蠶絲の原料たる野蠶は滿洲到る處の山野に自然に產し、奉天以南、安東及滿鐵附屬地沿線地方は其の主要產地にして、昭和六年に於いては其の生產額四萬八千七百九十七圓である。

而して現今滿洲に於ける代表的工場は安東の富士瓦斯紡績株式會社工場である。

製麻業　麻の產地は松花江流域を最多として、鴨綠江、渾河、太子河の流域地方で年產額四、五千萬斤である。其の製品は麻袋を主とし帆布、綱、麻袋、口逢糸及玉卷等で之が製造は年產約四百萬枚で、主として滿洲製麻株式會社及奉天製麻株式會社の二工場で製造して居るが、尙輸入麻袋は年額約五千萬枚に上つて居る。

毛織物業　滿蒙は羊毛の產地として知られて居るが、其の品質は良好でなく、原毛を濠洲に仰いで居る。昭和六年奉天に於ける日滿合辦の滿蒙毛織株式會社によつて羅紗一九三千碼、毛布七七枚、毛絲一一七封度、サージ二七八千碼等を生產して居る。

三　セメント及石灰製造業

滿洲殊に關東州附近にはセメントの原料である石灰及粘土が頗る豐富で、且勞銀低廉なる爲需要の增加と共に近時斯業の發達を見、先づ小野田セメント株式會社が明治四十二年より作業を開始し、大正九年工場の擴張と共に年額七十五萬樽の製造能力を有するに至つたが、其の後一般財界の不況の爲生產制限を實施し、昭和六年に於ける年產

額は九十四萬樽程度である。

四　油脂工業

滿洲の豐富なる大豆油を原料として硬化油を製造する事業も次第に隆盛となり、大連油脂工業株式會社はグリセリン、大豆油、硬化オレイン、ステアリン及石鹸脂等を、日清製油會社は豆油を精製して食料油を製造して居る。目下多量の牛脂輸入國たる內地に之を輸出し、石鹸原料に供する爲努力中である。

五　製粉業

北滿地方は小麥の產出豐富で、千九百年哈爾賓に一製粉會社の設立を見、爾來南北滿洲を通じ工場數四十五、年產額千五百萬袋となり、南滿洲內に於ける工場は十三なりしが、近時休場せる工場多く、關東州管內には目下新京に於ける滿洲製粉株式會社の一工場あるのみにして、其の年產額約八千六百萬斤である。

六　酒造業

水質が優良酒產地方の水質に及ばざる爲優良酒の產出不可能であつて、其の年產額は需要の三割程度である。

七　醬油釀造業

滿洲は大豆、小麥及鹽に富み石炭亦廉價なるとに因り、近年漸く滿洲人にして日本醬油を愛用するに至つた爲本業も漸年盛んとなり、其の年產額は二萬石以上に達し今後益々發展することと思はれる。

第五項　南洋群島

本群島に於ける工業としてはサイパン島の製糖工業、之に附帶する酒精、糖酎製造及少量の清凉飲料水製造等あるの外、唯僅かに各島に於て行はるる手工業あるのみである。其の主なる工產物を擧ぐれば左の通である。（昭和七年）

種類	數量	價額（圓）
砂糖	六七七、五二五擔	七、三一七、一九九
酒精	一、二〇四、三七四立	三三三、八二五
酒類	五一四、九四五立	二一一、七三〇
非酒精飲料	三五、八〇〇立	三、四四五
椰子繩	八、四五八把	八、四七三
椰子帽子		一、六八九個
葉織維編製品		二、六四二個
林投帽子		一、三〇八個
葉編製品		八、三四八個
其の他		—
計		八、三一二、八四一

主なる工場は製糖二、酒精一の三工場であつて、之に從事する職工數は二百五十三人である。

其の概況は左の通である。

年次	工場數	資本金（千圓）	職工（人）	生產品價額（千圓）	原動力 機關數	原動力 馬力
昭和五年	三	七、〇〇〇	一四二	五、五三八	一五	三、〇〇五
同六年	三	七、〇〇〇	二七八	一〇、三九一	二〇	三、〇四三
同七年	三	七、〇〇〇	二五三	九、五三一	二〇	三、〇四三

次に製糖業に付て其の概況を略述すれば、南洋に於て糖業の相當認めらるるに至つたのは全く我が國領有以後の事であつて、其の以前は甘蔗の栽培はあつても島民の生食用に供せらるるのみであつた。領有後サイパン支廳管內は特に甘蔗の栽培に好適し、且製糖上の要素を具備すると認められたので極力斯業の奬勵に努めた結果、蔗作面積の擴張と共に製糖工場の設立を見、爾來舊式製糖場は改良製糖場に改革され、次いで大規模の新式製糖場の設立となり、現在（昭和七年末）サイパン、テニアン兩島に夫々一箇所の新式製糖場があつて、其の能力合計二千四百英噸である。